

平成三十年九月定例会

平成30年第3回

菊陽町議会9月定例会会議録

平成30年9月4日～9月12日

菊陽町議会会議録

熊本県菊陽町議会

平成30年第3回定例会議会会期日程

月 日	曜 日	内 容
9 / 4	火	開会・行政報告・提案理由説明・決算審査報告（下水道事業会計）・議案審議（議案第48号）質疑・委員会付託 議案審議（承認第8号、承認第9号）質疑・討論・表決 研修報告
9 / 5	水	休会（議案調査）
9 / 6	木	一般質問
9 / 7	金	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
9 / 8	土	休会
9 / 9	日	休会
9 / 10	月	休会（議案調査）
9 / 11	火	休会（議案調査）
9 / 12	水	委員長報告・質疑・討論・表決・議案審議（議案第49号～議案第57号）質疑・討論・表決・（報告第4号、報告第5号）質疑・発議・閉会

平成30年第3回菊陽町議会定例会一般質問表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
1	西本 友春 (P39～)	1. ピロリ菌検査への助成について	<p>(1) 6月18日に開催された菊池郡市保健協議会理事会会議において菊陽町はどのような提案を行ったのか。また近隣の市町村はどのような反応を示したのか。</p> <p>(2) ピロリ菌検査への助成の提案を行った町としては、菊池郡市の先頭を切ってピロリ菌検査への助成を実施することを提案するが、町は今後どのように取り組んでいくのか。</p>
		2. きくよう健康倶楽部について	<p>(1) 会員の推移と男女別・世代別の運動量はどのようになっているのか。</p> <p>(2) 一日5,000歩からのポイント制となっているが高齢者の場合3,000歩からポイントが付くように変更することを提案するが町はどのように考えているのか。</p> <p>(3) 高齢者で歩くのが困難な場合、健康寿命維持のために、体操等の運動を行うことでポイントが付く制度を作ることを提案するが町はどのように考えているのか。</p> <p>(4) 現在、貯まったポイントは、さんふれあでの買い物となっているが、ポイントの付く食事の協賛店でも利用が可能にできないのか。</p> <p>(5) ポイントの協賛店増加について今後どのように展開していくのか。</p>
		3. 防災士について	<p>(1) 防災士養成講座への町からの補助は三年計画の最後の年であり、今年は菊陽町が主催となるが、過去二年間の参加者は菊池市・合志市に比べて少ないが今年は養成講座への取り組み強化が必要だがどのように考えているのか。</p> <p>(2) 防災士資格が可能な人員の把握と防災士になっていただくための対策をどのように考えているのか。</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
			(3)菊池市は防災士500名を目指して現在128名の防災士が存在する。合志市は65名・大津町は63名・菊陽町では29名の防災士がいるが、63行政区を考えた場合、まだまだ少ない数である。防災士を増やすためにも今年度で終了する防災士養成講座の継続と補助が必要だと提案するが町はどのように考えているのか。
		4. 結婚生活支援事業について	(1)内閣府が実施している地域少子化対策重点推進交付金（結婚新生活支援事業）について町はどのように考えているのか。 (2)今年度の三次募集及び次年度に向けて支援事業に取り組むべきと提案するが町はどのように考えているのか。 (3)行政独自の婚姻届と出生届を作成すべきと提案するが町はどのように考えているのか。
2	小林久美子 (P52～)	1. 部落差別解消推進法について	(1)部落差別解消推進法に対する町長の見解はどうか。 (2)部落差別解消推進法の付帯決議に対する町長の見解はどうか。
		2. 人権同和教育・学習会について	(1)馬場・入道水の教育集会所の今後の利用計画はどうなっているのか。 (2)「子どもの貧困」が広がっている中での学習支援については、全町的に一般行政で対応が必要だと考えるが、町長の見解はどうか。
		3. 危険ブロック塀の撤去について	(1)町内の調査の状況とその後の対応はどうなっているのか。 (2)通学路を中心にブロック塀をはじめ危険箇所の総点検が必要ではないか。
		4. 熊本地震災害復興支援について	(1)仮設住宅、みなし仮設住宅から再建のめどが立たない人がいると思うが、町として把握できているのか。 (2)災害公営住宅の整備が必要ではないのか。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
3	甲斐 榮治 (P64～)	1. (仮称) 多目的広場整備事業について	<p>(1) 実施設計について、設計監理費用は何を基準として算出し、いつ入札したか。どの業者にいつ発注したか。</p> <p>(2) 整備費用の概算はいくらか。また財源の内訳はどうなっているか。</p> <p>(3) 防災施設完成後の管理体制やランニングコストをどう想定しているか。</p> <p>(4) どのような季節にも対応する防災施設という要望にどう応えるか。また防災施設でありながら日常は町民が頻繁に且つ誰でも気軽に使用できる施設にして欲しいという町民の願いに具体的にどう応えるつもりか。</p> <p>(5) 同広場に民間資本を活用した公共施設設置の可能性はまったくないか。</p> <p>(6) (仮称) 光の森多目的広場の東側 1 ha の土地の将来の活用も現時点で構想しておくべきと考えるが、どうか。</p> <p>(7) わが町において、起きる頻度が高いと推測されるのは震災よりも白川の溢水や台風被害である。それらからの救済にも当該施設を活用することを想定しているか。</p> <p>(8) 同広場の用途を決める前に、どうして町民の意見を聴く会を催さなかったのか。実施設計を発注した後での会の開催の目的は何か。</p> <p>(9) 大きな事業については、事業計画（費用・財源・施設の概要・事業の期間などを一覧にした）を提示すべきであるが、どう考えているか。</p>
4	佐々木理美子 (P77～)	1. 町の災害対策について	<p>(1) 熊本地震後、町の防災体制はどう変わったのか。</p> <p>(2) 熊本地震を経験して職員の防災意識に変化はあったか。</p>
		2. 児童生徒の登下校の安全安心について	<p>(1) 学校施設及び通学路における危険箇所の状況について、町はどのように把握しているのか。</p> <p>(2) 学校施設及び通学路における安全確認はどのように施しているのか。</p> <p>(3) 地域と連携した安全安心な環境づくりについて、町はどのように考えているのか。</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		3. LGBTに関する取り組み	<p>(1)町はLGBTを人権問題としてどのような取り組みを行っているのか。</p> <p>(2)職員の研修は行っているのか。またどのような研修を行っているのか。</p> <p>(3)公共施設の環境整備については、LGBTとどのようにつなげていくべきと考えているのか。</p>
		4. 運転免許の自主返納について	<p>(1)運転免許返納に対する啓発や、自主返納に対するサポートを考えるべきではないか。</p>

第3回菊陽町議会9月定例会会議録

平成30年9月4日（火）開会

（ 第 1 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (1日目)

(平成30年第3回菊陽町議会9月定例会)

平成30年9月4日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 町長提出承認第8号から報告第5号までを一括議題

日程第6 町長の提案理由の説明

日程第7 下水道事業会計決算審査報告

日程第8 議案第48号 平成29年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
(委員会付託)

日程第9 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて (損害賠償の額の決定)

日程第10 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて (損害賠償の額の決定)

日程第11 研修報告

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 大久保 輝 君

2番 阪本 俊浩 君

3番 西本 友春 君

4番 那須 眞理子 君

5番 佐々木 理美子 君

6番 中岡 敏博 君

8番 吉山 哲也 君

9番 北山 正樹 君

11番 石原 武義 君

12番 岩下 和高 君

13番 大塚 昇 君

14番 川俣 鐵也 君

15番 上田 茂政 君

16番 小林 久美子 君

17番 甲斐 榮治 君

18番 渡邊 裕之 君

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 高木 定伸 君

書 記 山川 真喜子 君

書 記 益満 基 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後藤 三雄 君

副 町 長 吉野 邦宏 君

教 育 長 上川 幸俊 君

教 育 部 長 安武 卓明 君

総務部長 阪本浩徳君
 健康保険部長 服部誠也君
 土木部長 大山陽祐君
 総務課長 板楠健次君
 総務部次長兼
 財政課長 西本一浩君
 人権教育・啓発課長 古賀直之君
 福祉課長 相馬仙助君
 町民課長 渡辺博和君
 介護保険課長 宮川照之君
 商工振興課長 川上一弘君
 都市計画課長 井芹渡君
 環境生活課長 丸山直樹君
 学務課長 矢野信哉君
 図書館長 川端慎一君
 菊陽町代表
 監査委員 橋本輝也君

福祉生活部長 阪本章三君
 経済部長 士野公典君
 会計管理者兼
 会計課長 市原憲吾君
 総合政策課長 中島秀樹君
 総務部次長兼
 税務課長 酒井章彦君
 東部町民センター所長 西本俊子君
 子育て支援課長 内藤優誠君
 健康・保険課長 東桂一郎君
 農政課長 山川和徳君
 土木部次長兼
 建設課長 小野秀幸君
 下水道課長 矢野和幸君
 総務課総務法制係長 小泉秀和君
 生涯学習課長兼
 中央公民館長 梅原浩司君
 農業委員会事務局長 鍋島二郎君

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時0分

○議長（渡邊裕之君） おはようございます。

ただいまから平成30年第3回菊陽町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（渡邊裕之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、14番川俣鐵也君、15番上田茂政君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

今定例会の会期は、本日から9月12日までの9日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、今定例会の会期は、本日から9月12日までの9日間と決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（渡邊裕之君） 日程第3、諸般の報告を行います。

先般、議員派遣を行いました研修概要につきましては、議席に配付のとおり報告いたします。

次に、本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、議席に配付のとおりです。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査5月、6月、7月分の結果報告は、議席に配付のとおりです。

次に、今回受理しました陳情書は、配付のみといたします。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 行政報告

○議長（渡邊裕之君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出があります。これを許します。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） おはようございます。

議員各位におかれましては、平成30年第3回菊陽町議会定例会をお願いしましたところ、大

変御多用の中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、町の最近の状況などについて行政報告をいたします。

最初は、熊本地震の復旧・復興対策についてであります。

一昨年の熊本地震から、はや2年と5か月が経過しようとしています。町では、地震からの復旧・復興に努めるとともに、継続して被災された皆様への支援を行っているところでございます。

まず、震災関連のすまいの再建支援事業についてであります。

町事業の転居費用助成事業は8月末現在で97件、民間賃貸住宅入居費用助成事業は1件受け付けております。県事業では、リバースモーゲージ利子助成事業の申請はまだありませんが、自宅再建利子助成事業は8月末現在で25件受け付けています。以上4つの支援策について、仮の住まいから、被災者の意向に沿った恒久的な住まいが再建、確保できるようサポートしているところです。

なお、これまで行ってきました被災者支援事業についても、継続して支払い事務を進めてまいります。

次は、仮設住宅についてであります。

応急仮設住宅の光の森団地の入居者は7月末現在で6世帯17人、みなし仮設住宅の入居者は7月末現在で49世帯128人で、入居の期間は入居時から2年間となっています。今年の4月以降、2年が経過する世帯が出てきており、町社協の地域支え合いセンターと連携しながら、供与期間の1年間延長の有無の手続きを進めているところであります。

次は、共同墓地復旧支援事業についてであります。

熊本県では、集落共有の墓地について、通路部分の擁壁等の共有部分の復旧に要する経費の一部を支援するための共同墓地復旧支援事業を実施しております。本町では、平成29年度は13地区14件の申請があり、補助金の交付を行いました。平成30年度は現在7地区9件の申請があり、5件に補助金の交付を終えたところですが、締め切り日を12月28日としており、今後も事業の周知に努め、進めてまいります。

次は、被災農業者向け経営体育成支援事業についてであります。

現在までに延べ113経営体232物件の申請があり、申請件数の全部の5億2,852万円の補助金の交付が決定しております。また、29年度末までに98経営体209の物件が完了、本年度に入り、11経営体14物件が完了しております。また、残りの6経営体の6物件につきましても、現在計画が進められております。

以上、震災関係について報告しましたが、今後も復旧・復興計画に位置づけた事業を着実に実施し、災害に強い「人・緑 未来輝く生活都市 きくよう」の実現に取り組んでまいります。

次は、消防操法大会についてであります。

消防団の消防操法大会は隔年で開催されており、本年度が操法大会の年でありまして、7月

15日に町の大会を町民グラウンドで開催しました。その後、7月29日には菊池郡大会が開催され、町の大会で上位入賞の5チームが参加し、馬場班が見事優勝しました。馬場班は、9月2日に山鹿市で開催されました熊本県大会に菊池郡代表として、菊陽町からとしては28年ぶりに出場をしました。惜しくも上位入賞は逃しましたが、7月の町の大会から2か月間、猛暑の中で訓練され、深く敬意を表するものであります。操法大会を通じて消防団員の操法技術の向上と消防団活動に対する意識の向上が図られたものと思っております。

次は、災害関係についてであります。

本町では、梅雨時期から現在にかけては大雨や台風、地震等による大きな被害はあっておりません。ただ、気がかりなのが台風であります。本日昼ごろ、四国から紀伊半島に上陸する見通しの台風21号をはじめ、本年は台風が非常に多く発生しております。今後も台風等による災害には十分警戒する必要があります。

全国で見ると、6月18日に最大震度6弱の大阪府北部地震が発生し、多くの自治体が被災しました。この地震で本町と災害時相互応援協定を結んでおります大阪府豊中市が被災したことを受け、7月26日に豊中市に見舞金をお贈りしました。

また、先の西日本豪雨では多くの方が犠牲者となり、甚大な被害が発生しました。熊本県では愛媛県の宇和島市を支援することとなり、県と県内市町村職員でチームを組織し、7月22日から応援職員の派遣が始まりました。本町からも職員1名をチームの一員として、8月12日から19日まで派遣をさせたところであります。

次は、(仮称)光の森多目的広場の整備についてであります。

8月9日に光の森町民センターで、8月10日に役場大会議室で、(仮称)光の森多目的広場の整備概要説明会を開催し、多くの町民の皆さんに出席をいただきました。説明会では町からの整備の概要を説明し、参加された方々よりたくさんの質問や御意見をいただきました。いただきました御意見は、今後実施設計を行う中で参考にさせていただくこととしております。

また、役場周辺に予定している(仮称)防災センターについても、今年度に基本設計に取り組む予定であります。

次は、危険ブロック塀等の対策であります。

大阪府北部地震におけるブロック塀倒壊死亡事故を受け、町では町有施設のブロック塀、フェンス等の安全点検を行い、緊急性がある施設につきましては予備費等で対応し、その他の施設改修工事費につきましては、本定例会で補正予算を計上いたしております。また、地震発生時における事故防止と避難経路の確保を目的として、民間のブロック塀等の撤去に対する補助金制度を考えております。補正予算で補助金を計上させていただいておりますので、よろしくお願いをいたします。

次は、災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬等の支援に関する協定についてであります。

この協定は、熊本県環境事業団体連合会と熊本県が締結した基本協定に基づき、同連合会と

本町において、支援を実施する際の細目について実施協定を7月11日に締結したものであります。この協定により、大規模災害が発生し、仮設トイレの確保やし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬等が本町だけでは対応できない事態が生じた場合に、県を通じ支援を要請することで迅速かつ適正に実施されることが期待されます。

次は、空き家等対策についてであります。

本年1月1日に施行しました菊陽町空家等対策協議会条例に基づき、8月21日に協議会を設置し、第1回目の会議を開催しました。今年度は管理が不全な空き家等を解消するための方策や発生自体を抑制するための体制整備を行うとともに、本町にふさわしい空き家対策計画を策定することとしております。

次は、公立保育所民営化についてであります。

民営化の対象であります白菊園、白鈴園、さくら園、武蔵ヶ丘第一保育園、武蔵ヶ丘第二保育園の5園におきまして、保護者、移管先事業者、町で構成する3者協議会をそれぞれ設置し、移管に向けての合同保育の実施や引き継ぎについて具体的な協議や調整を行っております。

次は、認知症高齢者の情報提供に関する協定の締結についてであります。

大津警察署と菊陽町、大津町、西原村の管内3町村は7月3日、認知症高齢者等安心見守り連絡制度運用開始の協定を締結しました。協定の内容は、認知症などの理由により行方不明になる可能性がある高齢者を対象に、本人の特徴や写真などの情報を町と大津警察署で事前に登録し、警察署と自治体が情報を共有することで見守り活動や行方不明になった場合の発見につながるものです。この協定によって高齢者の見守り体制が拡充され、町の主要施策である高齢者の生活支援体制の充実に寄与するものと思っております。

次は、総合交流ターミナル「さんふれあ」についてであります。

「さんふれあ」は、今月末の完了を目指し大規模改修工事を進めており、本年10月17日にリニューアルオープンする計画であります。今回の改修により健康増進室及び軽運動室を整備し、きくよう健康ビジネス起業化プロジェクトの一つであります健康をキーワードとした事業を展開することで、これまでの都市と農村の交流拠点としての機能に健康拠点としての機能を加え、さらなる地域交流を促進していきたいと考えております。

なお、工事のため休業しておりました食事部門ですが、7月14日に営業を再開しております。また、農産物直売所は休まず営業しておりますので、御利用いただきますようよろしくお願い申し上げます。

次は、世界かんがい遺産登録についてであります。

世界かんがい遺産登録に申請しておりました馬場楠井手の鼻ぐりを含む白川流域かんがい用水群が、8月14日にカナダで開催されました国際かんがい排水委員会（ICID）国際執行理事会において世界かんがい施設遺産に登録をされました。世界かんがい遺産登録を契機に、熊本市及び大津町と連携し、観光振興並びに地域の活性化に向けた事業展開を検討してまいりま

す。

次は、商工業の振興と企業誘致についてであります。

平成30年6月6日に中小企業の生産性向上のための設備投資の促進等について規定した生産性向上特別措置法が施行されました。本町では、中小企業等の労働生産性の向上を後押しするため、この法律に基づき導入促進基本計画を策定し、平成30年7月31日に国の同意を得たところであります。これにより、事業者から先端設備等導入計画の申請受付を開始しております。

企業誘致におきましては、原水工業団地内に平成29年6月に立地協定を結びましたSUS株式会社が平成30年6月に竣工し、操業を開始されました。また、同団地内のナカヤマ精密株式会社と平成29年11月に工場増設の立地協定を結びました新工場が平成30年6月に竣工し、7月に操業を開始されております。さらに、玄米を使った食品を製造販売する熊本玄米研究所株式会社が生産ラインの強化のために約3億円を投じ新たな工場を建設されるため、平成30年8月21日に工場増設の立地協定を結んだところでもあります。

次に、現在、菊池環境保全組合で取り組んでおります新環境工場等の建設について申し上げます。

合志市東部に建設を進めております新環境工場等は、平成29年度までに敷地の造成工事、焼却施設建設工事の契約を終え、本年度から本格的な工事に着手しております。また、先月には最終処分場の埋立施設建設工事の契約を完了し、今後も最終処分場の水処理施設や雨水調整池等の土木工事を発注し、平成33年4月からの施設の稼働を行う計画であります。

次は、小・中学校関係についてであります。

児童数が増加し、それに対応する給食を提供できるように平成29年度に着工しました菊陽西小学校給食室増築・改修工事は、8月中旬に工事が完了し、8月下旬から新しくなった給食室において調理の手順等の確認を行っており、9月5日から児童への給食の提供を始めます。

武蔵ヶ丘中学校では、平成29年度から本年度にかけて老朽化に伴う床改修工事及び照明のLED化工事を実施してはりましたが、9月に竣工予定であります。

また、各小・中学校へのICT機器の導入を検討しています。ICT機器の活用は、子どもたちの学習への興味、関心を高め、分かりやすい授業や子どもたちの主体的、協働的学びを実現する上で効果的であり、確かな学力に資するものであります。なお、今回の補正予算では、小・中学校への電子黒板等の導入について計上しておりますので、よろしく申し上げます。

次は、菊陽中学校合唱部のNHK全国学校音楽コンクール出場についてであります。

菊陽中学校の合唱部は、8月8日に開催されましたNHK全国学校音楽コンクール熊本県中学校の部で金賞に輝き、県代表として、8月22日に福岡市で行われました九州大会に出場しました。九州大会においても見事金賞の栄誉に輝き、九州・沖縄ブロック代表として、10月8日にNHKホールで開催されます全国コンクールに出場することになりました。合唱部の皆さんの快挙に心から賛辞を贈りたいと思います。全国コンクールでも実力を十分に発揮していただきたいと思っております。

次は、本町出身者の活躍についてであります。

7月末にブルガリアで開催された世界3大バレエコンクールの一つ、バルナ国際バレエコンクールのジュニア男性部門において、本町出身の18歳の五島温大さんが第2位に輝き、受賞の挨拶にお見えになりました。今回の受賞はバレエ界でも偉業と言われており、本町出身である五島さんの快挙を大変喜ばしく思います。五島さんは1歳から14歳まで本町で生活をされ、6歳から本町にありますユリコバレエスタジオで練習を積まれてこられました。4年前の夏にドイツのベルリンへ単身でバレエ留学され、現在はベルリン国立バレエ学校に所属されています。本町出身のプロのバレエダンサー上原絵美さんとあわせて、今後の活躍を期待するものであります。

最後に、町の体育施設についてであります。

菊陽町民体育館が熊本地震で被災し使用できない状況となり、町民の皆様大変御迷惑をおかけしましたが、8月末で工事が完了しましたので、9月10日から利用を再開いたします。

以上、町の近況などを報告しましたが、より安全で、より安心を実感できる生活都市きくよの実現に向け、今後も町民の皆様とともにまちづくりを進めてまいりたいと考えております。議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（渡邊裕之君） 行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 町長提出承認第8号から報告第5号までを一括議題

○議長（渡邊裕之君） 日程第5、町長提出承認第8号から報告第5号までの14件について、一括して議題とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 町長の提案理由の説明

○議長（渡邊裕之君） 日程第6、ただいま議題としました議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、平成30年第3回菊陽町議会定例会の付議事件について提案理由を申し上げます。

提案いたします付議事件は14件です。内訳は、承認2件、議案10件、報告2件であります。

それでは、付議事件の順に申し上げます。

承認第8号と承認第9号は、損害賠償請求事件の専決処分に係る承認を求めることについてであります。

内容は、町道に係る損害賠償請求事件に関しまして、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について専決処分を行いましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

議案第48号は、平成29年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

平成29年度の下水道事業により生じた未処分利益剰余金の一部を地方公営企業法及び菊陽町下水道事業の剰余金の処分に関する条例の規定により自己資本へ組み入れる処分について議決を求めるものであります。

また、あわせて平成29年度菊陽町下水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて決算の認定を求めるものであります。

議案第49号は、菊陽町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、子ども医療費助成金に係る自己負担を廃止することに伴い、本条例を改正するものであります。

議案第50号は、菊陽町立診療所の設置等に関する条例を廃止する条例の制定についてであります。

内容は、熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく菊池地域医療計画が改正され、県内感染期の医療体制について、外来診療を行う自治体立診療所を廃止し、原則、全ての医療機関で行うことと改正されたことに伴い、本条例を廃止するものであります。

議案第51号は、菊陽町総合交流ターミナル施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

菊陽町総合交流ターミナル「さんふれあ」において、経年劣化に伴う大規模改修に合わせ一部の機能を廃止し、町民の健康寿命を延ばし健康増進を図るための健康増進室及び軽運動室の施設を設置する計画としたところであります。この両施設の設置に伴い、営業時間、使用料等を定める必要があるため、本条例を改正するものであります。

議案第52号は、平成30年度菊陽町一般会計補正予算（第3号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に6億7,415万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を156億859万5,000円と定めるものであります。

歳入の主なものとしましては、町税を2,165万円、県支出金を3,244万7,000円、繰入金を2億6,518万円、繰越金を5億6,208万2,000円それぞれ増額し、地方交付税を6,482万7,000円、分担金及び負担金を4,830万円、諸収入を4,229万3,000円、町債を6,220万円減額するものであります。

一方、歳出の主なものとしましては、総務費を2億9,320万9,000円、民生費を3,034万9,000円、商工費を5,541万2,000円、土木費を1億9,601万9,000円、教育費を8,180万4,000円それぞれ増額し、衛生費を2,501万9,000円減額するものであります。

議案第53号は、平成30年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に2億4,223万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を35億8,873万1,000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、繰越金を2億4,155万2,000円増額し、歳出の主なものは、基金積立金を



1 億円、諸支出金を 1 億2,883万1,000円増額するものであります。

議案第54号は、平成30年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に268万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億8,123万1,000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、繰越金を181万8,000円増額し、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金を181万8,000円増額するものであります。

議案第55号は、平成30年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に1億4,328万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を24億5,695万5,000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、繰越金を1億4,143万5,000円、支払基金交付金を183万円増額し、歳出の主なものは、総務費を9,475万円、予備費を4,853万9,000円増額するものであります。

議案第56号は、町道路線の認定についてであります。

内容は、町が寄附を受けました馬場地区ほか3件の開発に係る道路4路線を新たに町道として認定するものであります。

議案第57号は、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてであります。

内容は、熊本県後期高齢者医療広域連合議会において、構成市町村から1人ずつ広域連合議員を選出するため規約を変更するもので、県内45市町村の同文議決を必要とするものであります。

報告第4号は、平成29年度決算に基づく菊陽町健全化判断比率及び資金不足比率についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて算定した平成29年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

報告第5号は、有限会社さんふれあの経営状況についてであります。

内容は、町が出資している法人であります有限会社さんふれあについて、地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成29年度決算に関する書類及び平成30年度予算に関して報告するものであります。

以上、議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説明いたしますのでよろしく願いいたします。

なお、追加議案として、工事請負契約の締結について2件を予定しておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（渡邊裕之君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 下水道事業会計決算審査報告

○議長（渡邊裕之君） 日程第7、平成29年度菊陽町下水道事業会計決算審査の結果について報告を求めます。

代表監査委員橋本輝也君。

○菊陽町代表監査委員（橋本輝也君） おはようございます。6月議会で監査委員として承認をいただきました橋本と申します。よろしくお願ひします。

では、報告に移らせていただきます。

平成29年度菊陽町下水道事業会計決算審査意見書について報告いたします。

まず、資料の1ページでございますけど、この法適用の経緯でございますけど、平成26年度の予算、決算から地方公営企業法施行令等の大幅な会計基準の見直しがあり、公共下水道事業と農業集落排水事業の2事業を連結された会計処理についてセグメント区分による表示も行うこととされました。したがって、本審査もこの連結による下水道事業決算報告書をもとに審査を行い、必要に応じてセグメント区分の実態にも配慮した決算内容について審査を行っております。

第2の審査の概要ですけど、審査対象としましては、菊陽町下水道事業会計決算報告書を平成30年7月14日に監査委員室において実施を行いました。審査の手續につきましては、審査に付されました決算報告書の財務諸表、事業報告書及び決算附属書類等については、関係法令に準拠して作成され、計数、当該事業の経営成績及び財務状況等が適正に表示されているかどうかを検証するため、決算審査においては勘定別仕分け伝票、会計帳簿及び関係証拠書類等の照合等を実施している出納閉鎖後の例月出納検査調書と審査に付された決算報告書の各計数と突き合わせを行い、必要に応じて、担当職員から聴取する方法で審査を行いました。また、当該年度の経営成績と財務状況が経済性を発揮し、公共の福祉を増進するよう運営されているかを検証のための事業経営分析の検証審査も行っております。

審査の結果でございますけど、審査に付されました決算報告書の財務諸表、事業報告書及び決算附属書類等については関係法令に準拠して作成されており、当該事業の経営成績及び財務状況はおおむね適正に表示されてるものと認められました。また、個別的な細部の指摘や是正事項等については、例月出納検査、定期監査等を含め、その都度、協議を行っております。

続きまして、2ページでございますけど、2ページの下水道事業の概要、その中の(1)の総括事項、(2)の業務量、(3)の建設改良工事等の内容につきましては、ページに記載しているとおりでございます。また、予算の執行状況の(1)収益的収入、(2)の収益的支出、(3)の資本的収入、(4)の資本的支出の内容につきましては、ページ3から4に記載しているとおりでございます。

ページ5ですけど、経営成績につきましては、損益計算表、ページ6ページでございますけど、の資料に基づきまして、平成29年度の下水道事業による純利益は3,267万円となります。内訳につきましては、5ページに記載しているとおりの内容でございます。結果、当年度純利

益に前年度繰越利益剰余金及びその他未処分利益剰余金変動額を加え、平成29年度末の未処分利益剰余金は9,127万4,000円となります。下水道企業経営の成績判断としては問題ないものと思われま。しかし、この資金の中には3,368万円余りの一般会計からの基準外繰入金による資金が含まれておるため、今後も経営及び資金運営上の留意が必要と思われま。

続きまして、下水道事業会計損益計算書及び7ページの下水道事業剰余金計算書、下水道事業剰余金処分計算書の内訳につきましては、6ページから7ページとなっております。

続きまして、8ページの財政状況について説明いたします。

当年度末の財政状況は、ページ8の表14のとおりでございます。今回の決算審査において、例月出納検査調書中の決算処理後の月次合算残高試算表と提携された貸借対照表について照合した結果、財政状況の各計数は適正に処理されてるものと認定します。

また、下水道事業の経営が安定してるかどうかにつきましては、資本の部、ページ9になりますけど、資本の部が36億7,798万4,000円と、前年度の35億1,889万7,000円と比べますと1億5,908万7,000円の増となっており、また、負債の部は、償還額が借入金よりも少ないため5億3,288万2,000円の減となっております。財政状況は債務超過の傾向にないものと認められます。

既存施設の老朽化に対する改築更新事業については、長寿命化計画、ストックマネジメント計画を活用し、更新費用の平準化を進めていく必要があります。また、地域活性化のための新たなインフラ整備等に対する交付金の推移次第では下水道事業にも大きな影響が考えられます。したがって、これらについても十分な配慮をお願いするとともに、中・長期的な下水道事業計画について再度の検証が行われ、下水道事業の継続的な健全な経営ができるようお願いしたいと思います。

続きまして、10ページのキャッシュフローについては記載のとおりでございます。

最後になりますが、審査の結果と意見について述べます。

決算審査は公共下水道事業と農業集落排水事業の2事業を統合され、連結決算書をベースに資産の状況及びその財源とされた負債、資本の状況などを一体的に把握した審査を行っております。審査結果は、平成26年4月の新会計基準に基づいた審査を行っておりますが、当該事業の経営運営及び財政状況は、ここまで述べたとおりおおむね適正な事業運営がなされているものと評価しております。今回の審査においては、総務省公表の経営分析指数を基準とした施設及び経営の効率性、財務状況の健全性についても全国値との比較を行っておりますが、その値の比較では総体的に見ても遜色のない数値を示しております。本町における汚水処理への原価や使用料回収率の公共下水道事業と農業集落排水事業を比較すると、値については全国平均よりもいい数値でございますが、特に公共下水道事業と農業集落排水事業で約1.8倍の格差が見られます。したがって、これらについては要因分析を行って、効率性の改善の必要がないかを検討をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 代表監査委員の決算審査の報告を終わります。

代表監査委員には、決算審査の結果報告、お疲れさまでございました。
しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時41分

再開 午前10時51分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

平成29年度決算認定の件について、下水道課長に説明を求めますが、決算については、この後産業建設常任委員会に付託を予定しております。質疑につきましては、総括的、大綱的な質疑にとどめ、詳細については産業建設常任委員会をお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第8 議案第48号 平成29年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について**

○議長（渡邊裕之君） 日程第8、議案第48号平成29年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（矢野和幸君） 議案第48号平成29年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明いたします。

それでは、次のページ、決算書表紙の次のページの目次をお開きください。

最初に事業報告書、次が決算報告書（連結）、その後事業別決算報告書、公共下水道事業と農業集落排水事業と続いておりますが、いずれも地方公営企業法の規定や施行令の規定に基づいて作成したものでございます。

本日は、公共、農集の連結決算報告と連結損益計算書によります企業の経営成績、そして連結貸借対照表によって下水道事業の財政状態の報告とさせていただき、そのほかの附属明細書につきましては必要な部分のみの説明とさせていただきます。

それでは、2ページをお開きください。

平成29年度菊陽町下水道事業報告書でございます。

2、3ページの公共下水道事業、農業集落排水事業とも、1の総括事項、2、建設改良工事の状況につきましては、ここ数年大きく変わった点はございませんので後で御覧いただきたいと思っております。

それでは、3、業務の状況について申し上げます。

まず、公共下水道事業についてですが、平成29年度末の水洗化戸数は、前年度より502戸増の1万6,204戸、水洗化人口は、前年度より743人増の3万9,626人となっております。

下水道使用料金を計算するもととなる有収水量は665万6,907立方メートルで、前年度よりも

21万3,915立方メートル増となりました。主な理由としましては、水洗化人口増によるものと、企業からの排水が業績の向上により増加したものでございます。

次に、4ページの農業集落排水事業についてですが、平成29年度末の水洗化戸数は、前年度より2戸増の270戸、水洗化人口は、前年度より6人減の709人となっております。有収水量は7万6,206立方メートルで、前年度よりも2,524立方メートル減となりました。主な理由としましては、農集排水処理区域内での上水道を大量に使用される事業所等、いわゆる大口契約分が節水されたことにより減となったものでございます。

次に、4ページの4、経理状況についてでございますが、この後決算報告書の説明を行いますので、ここでは省略いたします。

次に、5ページを御覧ください。

下水道事業決算報告書（連結）でございます。

それではまず、下水道維持管理の部分であります収益的収入及び支出でございますが、収入におきましては、下水道事業収益の決算額のみ申し上げますと13億6,489万5,852円で、内訳は御覧のとおりでございます。

次に、支出におきましては、下水道事業費用の決算額13億1,987万1,944円で、内訳につきましては、以下御覧のとおりでございます。

続きまして6ページ、下水道の建設改良部門であります資本的収入及び支出でございます。

まず、収入におきましては、資本的収入の決算額は5億5,122万6,553円で、内訳は、以下御覧のとおりです。

次に、支出におきましては、資本的支出の決算額は8億9,882万3,725円、翌年度繰越額は9,018万9,000円でございます。

なお、この表の下段に記載してございますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億4,759万7,172円につきましては、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金、減債積立金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填をいたしております。

続きまして、7ページの損益計算書（連結）を御覧ください。

ここでは下水道事業の経営成績を御説明いたします。

まず、主たる営業活動から生じる収益であります営業収益は、下水道使用料や他会計負担金等で8億6,313万3,803円であります。

次の営業費用は、管渠費やポンプ場等の維持管理費や減価償却費等で10億9,549万8,253円、営業利益はマイナス2億3,236万4,450円となっております。これは、国庫補助金等を充当して整備した施設の減価償却費を営業費用に計上しているからであります。

次に、営業外収益は、他会計補助金や長期前受け金の戻し入れなどによりまして4億2,647万9,653円の収益がございました。

営業外費用は、支払い利息等で1億6,744万1,180円を支出いたしております。営業外収益と営業外費用の差額は2億5,903万8,473円となり、営業費用と合わせた経常利益は2,667万

4,023円となっております。

また、特別損益で599万6,064円の利益がございましたので、経常利益と合わせた当年度純利益が3,267万87円となり、その額に前年度繰越利益剰余金3,555万7,418円、その他未処分利益剰余金変動額2,304万6,259円を合計した額が当年度未処分利益剰余金9,127万3,764円となっております。

なお、この損益収支の根拠資料となりますものが、公共下水道事業については34から37ページ、それから農業集落排水事業は65、66ページの収益費用明細書で確認できますので、後で御覧いただきたいと思います。

続きまして、8ページの剰余金計算書（連結）を御覧ください。

この表は、資本金及び剰余金について年間の増減を明示しておりまして、次のページの平成29年度下水道事業剰余金処分計算書（連結）（案）の根拠となるものであります。

資本金合計額はこの表の一番右下に記載のとおり、36億7,798万3,940円となっております。

それでは、次のページ、9ページ下水道事業剰余金処分計算書（連結）（案）について御説明いたします。

処分計算書の表の上段を見ていただきますと、当年度残高が、資本金25億8,903万1,773円、資本剰余金8億5,561万8,261円、未処分利益剰余金9,127万3,764円がございまして、これは次の11ページの連結貸借対照表の資本の部でも示されております。

この計算書において、地方公営企業法第32条第2項の規定により利益剰余金の処分について議会の議決を求めますのは、未処分利益剰余金9,127万3,764円のうち2,304万6,259円を自己資本への組み入れとして処分することについてでございます。この組み入れ額は、平成29年度に資本的収支決算の補填財源として減債積立金を処分しております。既に処分された剰余金ということで、新たな補填財源としては使用できないものであるため、議会の議決を経て、資本金に組み入れを行うものでございます。

なお、この組み入れ額は、7ページの損益計算書においては、その他未処分利益剰余金変動額として整理されております。

そのほか、本町下水道事業の剰余金の処分に関する条例第2条による処分として3,000万円を減債積立金に積み立て、残高3,822万7,505円を未処分利益剰余金として30年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、10、11ページの連結貸借対照表（連結）について御説明いたします。

まず、10ページの借方資産の部ですが、1、固定資産合計額は233億1,979万6,809円となっております。

また、2の流動資産につきましては、現金預金や未収金などで、流動資産合計は2億6,408万7,817円となっております。資産合計は235億8,388万4,626円となっております。

続いて、11ページの貸方負債の部でございますが、3の固定負債につきましては、平成31年度以降に償還予定の企業債で、71億9,706万9,546円であります。

そして、4の流動負債は、1年以内に償還を行う企業債や工事請負費等の未払金などで、流動負債合計は7億4,181万2,238円となっております。

なお、この固定負債及び流動負債に記載されております企業債の残高につきましては、公共下水道が40から45ページに、そして農業集落排水は68ページの企業債明細書で御確認いただけます。

5の繰り延べ収益は、国庫補助金などで償却資産の財源である長期前受け金につきましては、営業外収益として収益化された累計額を差し引いて、119億6,701万8,902円となっております。

以上、負債合計は199億590万686円となっております。

次に、資本の部について申し上げます。

6の資本金の自己資本金は、各資本金を合わせまして25億8,903万1,773円であります。

続きまして、7の剰余金の資本剰余金につきましては、8ページの剰余金計算書でも確認いただけますが、国庫補助金や受贈財産評価額を合わせまして、資本剰余金合計は8億5,561万8,261円となっております。

その下の利益剰余金につきましては、減債積立金、建設改良積立金、当年度未処分利益剰余金で、2億3,333万3,906円となっております。

そして、資本金と剰余金を合わせた資本合計は36億7,798万3,940円で、負債と資本の合計は235億8,388万4,626円となります。平成29年度末の菊陽町下水道事業の財政状態は以上のとおりです。

次に、47ページをお開きください。

こちらは公共下水道事業経営分析表でございます。公共下水道の経営状況を前年度と比較するとともに、総務省公表の全国平均値との比較を行いまして、それぞれの事項の内容やその評価方法について説明をいたしております。

また、農集については、69ページにもございますので、後で御確認いただきたいと思います。

最後に、下水道使用料について申し上げたいと思います。

今申しました経営分析表47ページを御覧いただきたいと思います。

47ページ左側、事項の上から9番目に使用料回収率がございます。こちらは、汚水処理に要した費用のうち使用料で賄われている割合を示したものでありますが、平成29年度の使用料回収率は103.4%で、ちなみに69ページの農集については56.5%でありました。

不足する額については、一般会計から基準外繰入れを行っております。29年度は公共と農集合わせまして3,307万円余の基準外繰入金を繰り入れております。

以上で決算説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 決算審査の意見書のところで、ページ11ページで審査の結果と意見のところで、公共下水道事業と農業集落排水事業で約1.8倍の格差が見られるという説明がありましたけれども、今説明していただいた最後の方のところでそれが分かるのでしょうか。一番最後の方の説明なのかなと思ったんですが、その中身を少し教えていただきたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 下水道課長。

○下水道課長（矢野和幸君） まず、要因としましては、もともと農業集落排水事業は1,000人規模の処理施設であり、農業用排水の水質保全など農村の生活環境の改善を目的に整備されており、公共性の高い事業でございまして、水洗化人口は全国平均と比較しましても高い水準となっていますが、人口は減少傾向にあり、今後人口が大きく増加する見込みは現状では難しい状況でございます。一方、公共下水道事業区域は、土地区画整理事業や光の森の開発等、人口が増加しているため、公共下水道事業と農業集落排水事業では処理区域内人口密度に2倍以上の差があり、また公共下水道には大規模事業所や店舗などが多数あることで有収水量の増加をもたらしており、回収率に当然ながら差が生じる要因となっております。

それから、効率性の改善の必要がないか検討につきましては、農業集落排水事業の使用料回収率を改善するためには効率的な維持管理、施設の更新事業に努めていく必要があると考えております。そのほか、熊本北部流域下水道へ接続することで公共下水道の一部にすることも一つの方法ではありますが、下水道施設の処理能力と下水道整備区域の見直しを行った成果を検証し、十分精査する必要がありますし、改築費用やライフサイクルコストなど、財政収支計画や投資計画等もあわせて検討する必要があると考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これで議案第48号についての質疑を終わります。

これから委員会付託についてお諮りします。

会議規則第39条の規定によって、議案第48号は、議席に配付しました委員会付託予定表のとおり産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託予定表のとおり、産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額の決定）

○議長（渡邊裕之君） 日程第9、承認第8号専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の

額の決定)を議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○土木部次長兼建設課長(小野秀幸君) おはようございます。

承認第8号、専決処分した事件について御説明いたします。

本件は、道路管理瑕疵による破損事故の発生に伴い、早急に損害賠償額を決定し、相手方と示談を進めなければならず、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

内容については、別紙、専決処分書により御説明いたします。

2枚目を御覧ください。専決第8号。専決処分書。専決処分日は、平成30年8月15日。1、事故発生日時、平成30年7月6日金曜日、午前8時ごろ。2、事故発生場所、記載のとおりでございます。3、相手方住所氏名、記載のとおりでございます。4、事故の概要であります。長塚団地南側の町道古閑原上堀川線において普通自動車で行中、道路上にあった陥没箇所を通過した際に、その衝撃により左前輪及び左後輪のホイールを損傷したものであります。5、損害賠償の額、4万8,600円でございます。

また、8月15日に、示談交渉の中で相手方から損害賠償額の同意をいただきましたが、9月定例会まで期間があり、その間、損害賠償額が支払われないことから、同意日をもって専決処分したものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長(渡邊裕之君) 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番(小林久美子君) 承認、今の第8号と第9号は同じところかなというふうに思うんですが、第9号は7月4日の事故なので、そのときの注意をするような、何かを置くとか、そういうのはされなかったんでしょうか。

○議長(渡邊裕之君) 建設課長。

○土木部次長兼建設課長(小野秀幸君) 今小林議員が申されましたとおり、承認第8号と次の承認第9号というのは同じ場所でございます。事故発生日時については、承認第8号の方が7月6日、それから9号の方が7月4日ということなんでございますけれども、次の承認第9号の7月4日、事故が起こっているんですが、役場に通報があったのは8月2日なんです。今回の8号の方は7月6日に事故が起こっておりますけれども、役場に通報があったのは7月12日ということで、かなり日数が遅れて役場に報告が上がっております。実際役場に報告が上がったのは7月7日なんです。この承認第8号と承認第9号の方からではなく、別の方から7月7日土曜日、午後5時ごろ役場の方に通報が上がっております。それから、その日のうち

に、午後5時30分ごろには現場に行って復旧を行ったところでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第8号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、承認第8号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額の決定）

○議長（渡邊裕之君） 日程第10、承認第9号専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額の決定）を議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○土木部次長兼建設課長（小野秀幸君） 承認第9号、専決処分した事件について御説明いたします。

本件は、道路管理瑕疵による破損事故の発生に伴い、早急に損害賠償額を決定し、相手方と示談を進めなければならず、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

内容については、別紙、専決処分書により御説明いたします。

2枚目を御覧ください。専決第9号。専決処分書。専決処分日は、平成30年8月22日。1、事故発生日時、平成30年7月4日水曜日、午前8時ごろ。2、事故発生場所、記載のとおりでございます。3、相手方住所氏名、記載のとおりでございます。4、事故の概要であります。長塚団地南側の町道古閑原上堀川線において普通自動車で行行中、道路上にあった陥没箇所を通過した際に、その衝撃により左側前後輪がパンクし、ホイール及びサスペンションを損傷したものであります。5、損害賠償の額、22万1,169円でございます。

また、8月22日に、示談交渉の中で相手方から損害賠償額の同意をいただきましたが、9月定例会まで期間があり、その間、損害賠償額が支払われないことから、同意日をもって専決処分したものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 専決はいいんですけど、いいというか、7月4日に事故が発生して、この役場に報告が上がったのは8月2日なんですよ。そしたら、7月4日、損害賠償の額とかを決定する状況とかというのを確認はその間は何もしてないということですよ。8月2日にしか役場に連絡がなかったということで。普通はその事故が発生したとき、ないし、もうすぐにでも連絡を役場の方にして、警察なりとか、分かんないですけど来てもらって確認をするという作業が、この1か月も空白があったらどういうふうになされたのかなというのが疑問なんですけど、どうでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 建設課長。

○土木部次長兼建設課長（小野秀幸君） 事故の現場確認については、役場サイドでは、先ほど申しました7月7日の土曜日に通報があったことから、現場確認をして穴の確認はしております。そしてさらに、復旧の方もすぐに行ってるところでございます。そのことを受けて、結局、承認第9号で7月4日に事故があつて、8月2日に役場の方に事故を起こしましたからということで通報がありました。その内容を確認したところ、7月7日に陥没箇所の処理をしたところと同じ箇所ということが判明した次第でございます。ですので、そういった事実によって確認したところでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑はありませんか。

（16番小林久美子君「いいですか」の声あり）

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） なかなか、ちょっと、結局通報は違う人がして、この方は7月4日に事故はあつたんだけど8月2日に役場に通報されたということなんですけど、こんなふうの間があいてたら、何かこう状況証拠というか、確認が普通はしにくいんじゃないかと思うんですけど、それはもう全然、本人さんがそういうふうに主張されたら別にいいんでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 建設課長。

○土木部次長兼建設課長（小野秀幸君） 実際事故を起こされた方と、現場でどこの箇所で事故に遭われたというのを確認しております。その箇所と、役場が確認した7月7日の箇所と同一だったということで、処理を進めております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） この人は修理に、費用にお金がかかるから、このくらい遅くなったのか、なぜ役場に連絡するのが1か月近くもかかったのかは、どういうふうに役場としては把握されてるんですか。

○議長（渡邊裕之君） 建設課長。

○土木部次長兼建設課長（小野秀幸君） この方は内容が、前後輪がパンクして、なおかつホイールまで損傷があって、そしてサスペンションまで損傷したと。そういうことで、かなり高額な費用が修理工場から提示されたということでございます。そのことを受けて、余りにも高いものですから保険会社に適用になるかを確認したところ、保険会社から道路管理者に連絡してはどうですかということで、役場に通報があったのが遅れたわけでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第9号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、承認第9号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 研修報告

○議長（渡邊裕之君） 日程第11、研修報告について。

これから、閉会中の特定事件の調査について、総務常任委員会、議会広報特別委員会で研修されました件について報告をお願いいたします。

まず初めに、総務常任委員長阪本俊浩君。

○総務常任委員長（阪本俊浩君） こんにちは。

研修報告をいたします。

皆様方にも記憶に新しいかと思いますが、死者、行方不明者合わせて230名、住宅の全壊3,598棟、半壊3,127棟など、平成に入って最悪の豪雨被害となりました西日本豪雨、そのさなかの7月5日、6日の2日間、山鹿市と福岡県に、委員5名、高木局長の6名で行ってまいりました。まずは被害に遭われました皆様方に心よりお見舞い申し上げますとともに、御冥福をお祈りいたします。

これに関しましては、2日目は福岡県岡垣町の免許証返納制度を予定しておりましたが、先方から、大雨洪水警報発令による避難所受入れ準備のために対応できないとの一報があり、中止となりました。この件につきましては、梅雨明けもしてないのにどうしてそんなに急ぐのかとか、去年の産業建設常任委員会の研修と月日もパターンも一緒に教訓が全く生かされていな

いなど、厳しい指摘を受けました。深く反省しております。

それでは、研修報告をさせていただきます。

先ほどの町長の行政報告でもございましたが、初日は、現在菊陽町でも問題になっております空き家対策についてでございます。朝から山鹿市役所に出向き、空き家バンク制度について研修を行いました。あらかじめ提出していた質問事項の回答を山鹿市地域生活課よりいただきました。いただきました資料の1ページ目には山鹿市の人口の推移について書いてあり、平成17年が6万65人、これは山鹿市合併時の人口でございます。今年5月末現在が5万2,513人で、8,000人近く減少しております。さらに、山鹿市長期人口ビジョンでは平成43年には3万8,000人と予想されております。この万単位の人口減少に相当頭を痛めておられるような印象を受けました。その辺も考慮した政策の一つだと思います。

まず、山鹿市空き家バンク制度の仕組みについて説明いたします。

空き家の所有者は空き家バンクに登録を申し込み、登録します。空き家利用希望者も空き家バンクに利用申し込みを登録します。空き家利用希望者は、自分の希望する物件があれば空き家バンクに交渉を申し込みます。バンクは、あらかじめ協定を結んでいる宅建業協会に連絡、不動産業者が物件を調査し、双方と契約交渉を行う、そういう仕組みです。空き家バンクの制度の実績でございますが、所有者側、物件登録ですね、が平成25年から30年度までの合計で47件、利用者側が平成25年から30年度までで161件、そのうち契約までこぎつけたのは5年間で18件だそうでございます。

それでは、1つ目の質問に対する回答でございます。制度を設けるまでにどのくらいの期間、どのような協議をしたのかの質問に対する回答です。平成22年度に嘱託員の協力を得て661件の空き家情報を収集、平成23年度、市の臨時職員による現地調査及び意向調査を行ったところ、45件が売却、賃貸しを希望されているのを確認、平成24年度に宅地建物取引業界山鹿支部と協定を締結、山鹿市空き家バンク制度実施要綱を制定、翌平成25年度にようやく制度運用を開始したとでございます。私の感想としましては、空き家の所有者、利用希望者との交渉を山鹿市はタッチせずに協定を結んでいる宅建業界に任せるやり方は、いろんな面から考えてもベストな方法ではないかと考えられます。また、このように制度一つをつくるにしても、何年も費やし、協議や調査を重ね、多くの方々の知恵や努力が不可欠であると改めて感じさせられました。

次に、開始からの問題点と課題について回答をいただきました。課題として、利用登録者は増加するが空き家登録件数がなかなか増えてこないということでございました。登録ができない原因としては、1、物件未登記。これは時間と費用がかかるということでございます。2、相続手続がなされていない。これは面倒くさいからということでございます。3、所有者が高齢で、家のいろんな面での片づけができない。この3つが主な理由のようです。そういう状況の中、対策として固定資産納税通知書の封筒の裏面に空き家バンクの案内を掲載したところ、問い合わせも増加してきているそうでございます。平成28年度には株式会社ゼンリンに調査を

依頼し、目視による空き家調査が行われました。その結果、山鹿市戸数2万1,788世帯のうち、1,012軒が空き家であろうと推測されたそうです。それを踏まえて、その1,012軒の空き家実態調査を行い、利用意向調査を実施されております。

最後の質問は、U I ターンの実績について尋ねました。これは地域生活課で把握しているU I ターン者の数です。平成28年度が25人、平成29年度が46人、移住相談窓口空き家バンク制度を利用して転入される方も増加傾向にあり、数年かけてつくられた制度がようやく実を結び、成果があらわれてきているように感じました。また、空き家バンク活用促進事業補助として、市外からの転入者に対し、1、改修等工事補助に工事費の2分の1、最高で50万円まで、2、引っ越し費用補助、これも2分の1で5万円まで、3、家財処分費用補助、これも2分の1、5万円までを補助しているそうでございます。

各委員からも制度のシステムや建物の改修方法、売買でなく賃貸しの場合の管理についてなど、数多く質問がございました。また、空き家等の危険家屋の解体の方法や補助について尋ねました。補助金制度はあるが詳しい内容は分からないということでしたので、後日、山鹿市防災課より回答をいただきました。危険家屋解体費として基本的に解体費用の半額、最高で60万円を補助、平成28年度からの制度で、現在10棟の利用があったそうでございます。

先般の大阪の地震では、ブロック塀の倒壊による痛ましい事故もあっております。子どもたちの通学路に危険は潜んでいないのか、空き家や危険家屋からの瓦の落下等の不慮の事故があってはなりません。菊陽町にこの制度はありませんが、あるなしを言うつもりはございません。もしこういう危険な箇所があれば速やかに対策を講じていただきたい、そういう思いの発言でございます。

それから、菊陽町は約1万5,000世帯のうち約150軒ほどしか空き家はありませんが、先ほど申しましたけれども、山鹿市2万1,788世帯のうち1,012軒、約20軒に1軒が空き家であるという実態には正直びっくりいたしました。菊陽町にもいつかこのような時代がやってくるかもしれません。将来のあらゆる状況を想定して、山鹿市などの例を教訓として、総務常任委員会の委員一同、住みよい安心・安全なまちづくりを目指し、一町民として、一議員として町政に貢献できればと考えております。

以上で総務常任委員会の研修報告といたします。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 総務常任委員長の報告を終わります。

次に、議会広報特別委員長甲斐榮治君。

○議会広報特別委員長（甲斐榮治君） 皆さんこんにちは。

広報特別委員会から研修の報告をいたします。

なお、この研修については、委員長から4ページにわたる報告と、それから各委員1ページずつのそれぞれの報告が既に出ておりますが、本日はもう本当に要点だけ申し上げたいというふうに思います。

研修の相手先は唐津市と基山町ですね、基山町というのは佐賀県の基山町です。この2つの町で研修をいたしました。7月24日から25日までです。

目的としては、事前に7項目伝えておきましたけれども、要するに今広報委員会で一番悩んでおりますのは、どうすれば町民の皆さんに議会だよりを読んでもらえるかということです。手にとってもらっても、中身まではなかなか入らないという現状があるようですので、その点が1つです。それから、どうすれば読みやすい紙面になるか。これも、文字ばかり多くてもほとんど見られないということで、そういう悩みがあります。それから、どうすればできるだけ早く、速やかに各家庭に届けられるか。今の状況を見てみますと、大変時間がかかっております。一般的に言って、大体次の議会の始まる直前ぐらいにしか各家庭に届かないという状況がございますので、その3点が一番の悩みでございました。それについていろいろ意見を交換しております。

どのように読んでもらうかという点については、これはもうどこも一緒ですけども、文字をできるだけ少なくと。ただ、議会ですから、まるで週刊誌みたいにはできませんのでやはりそれなりの字数は要りますが、できる限り要約をして、それから写真とかイラストをたくさん入れて、見やすい紙面にすると。それから見出しあたりも、しっかり工夫をして見出しをつける。それから、町民が関心を持ってらっしゃることをまず第一に持ってくるということです。そういった意味では、この本委員会でも編集をしっかり議論を戦かわせてやっておりますけれども、もう一方、何を伝えるのかという点について明確な方針を出すべきではないかというふうに思いました。

それから、どうして早く届けるのかということについては、これも大体やっておることですけども、もう少し発行までのスケジュールを明確に立てて、それを委員、各議員、事務局、印刷業者にきちんと徹底をすること。それから一番大事なのは、今議事録に頼って、一般質問でもほかの議事の記録もしておりますけれども、議事録を待つととても時間がかかります。これでどうしても議事録に頼ってやる限りは次の議会の直前ぐらいにしかできないという悩みですね、これがございます。いろいろ議論もしましたけれども、ある町あたりはもう会期中からその委員が原稿をつくりながら議会に臨んでおるという状況はございますが、これは本委員会としては邪道だろうと。会期中は議員はあくまでも議案の審議に集中すべきであるということで、せめて、この2つの町を研修した結論からすると、議事録を待たずに録音とかあるいは動画とか、これをもとにして原稿を起し始めたら、1週間か2週間ぐらいは早くなるんじゃないかという結論に至っております。まだそうするというふうに決めておるわけではございませんけれども、そういう方法しかないだろうと。

それから、委員ですけども、今のところは1期生が中心の構成になってます。1期生が3人です。それから、2期生が2人。それと私、6人という構成ですけども、1期生が委員になるというのは、議会の運営とかいろいろなことについて勉強する機会になるので、それはよからうと。ただ、基山町あたりでは常任委員会の副委員長を委員に入れております。そうします

と、委員会報告とか、その辺について非常に早くできると。だからその辺も考えていいんじゃないかと。だから、ベテランも委員に入れるということです。そのことも考えておいていいんじゃないか。ただ、今この特別委員会というのは、本当に皆さん、委員が一生懸命になって議論をして、それぞれ取り組む内容もいろいろ変えて、もう誰が委員長をしてもおかしくないというふうな状況にまでは来ております。必ずしも副議長が委員長をしなくちゃいけないということでもないんじゃないかと、今の状況を見れば。大変ありがたく思っております。

それから、広報特別委員会を広報広聴常任委員会に発展的に解消したらどうかということも一つの流れになっておるということを確認いたしました。これはもう本委員会でも決意の問題であろうというふうに思います。

それから、紙面を豊かにしないとイケませんけれども、これは結局今本委員会では、議会、議員の目を見た町民の活動の様子とか、そういったのも活用させてもらってますけれども、やっぱり基本的には議会の活動そのものが豊かになる、議会が非常に活性化して、議会のいろんな行事等も豊かになるということが基本ではないかというふうな意見に落ちつきました。研修の場ではですね。

それから、少し蛇足になるかもしれませんが、広報紙の速報性とか紙面の豊かさとか、そういったことを実現するためには、やはり事務局の涵養、事務局をもう少し強化できたらなど。これはもう参加者の意見ですけれども、そういう感想を持って帰ってまいりました。

さまざままだほかにもございますけれども、研修というのは自分たちの姿を、よその市町村を鏡にしながら自分たちを見ると、そういう大きな役割があるというふうに思います。2つの町を見ながら自分たちの姿もしっかり反省できた、いい研修ではなかったかというふうに思っております。今後ともに紙面を充実させるように一致協力して頑張っていきたいと思っております。どうもありがとうございました。

○議長（渡邊裕之君） 議会広報特別委員長の報告を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前11時41分



# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

平成30年9月6日（木）再開

（ 第 2 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (2日目)

(平成30年第3回菊陽町議会9月定例会)

平成30年9月6日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |     |     |   |     |    |     |   |
|-----|-----|-----|---|-----|----|-----|---|
| 1番  | 大久保 | 輝   | 君 | 2番  | 阪本 | 俊浩  | 君 |
| 3番  | 西本  | 友春  | 君 | 4番  | 那須 | 眞理子 | 君 |
| 5番  | 佐々木 | 理美子 | 君 | 6番  | 中岡 | 敏博  | 君 |
| 8番  | 吉山  | 哲也  | 君 | 9番  | 北山 | 正樹  | 君 |
| 11番 | 石原  | 武義  | 君 | 12番 | 岩下 | 和高  | 君 |
| 13番 | 大塚  | 昇   | 君 | 14番 | 川俣 | 鐵也  | 君 |
| 15番 | 上田  | 茂政  | 君 | 16番 | 小林 | 久美子 | 君 |
| 17番 | 甲斐  | 榮治  | 君 | 18番 | 渡邊 | 裕之  | 君 |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

|        |    |     |   |
|--------|----|-----|---|
| 議会事務局長 | 高木 | 定伸  | 君 |
| 書記     | 山川 | 真喜子 | 君 |
| 書記     | 益満 | 基   | 君 |

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                |    |    |   |                |    |     |   |
|----------------|----|----|---|----------------|----|-----|---|
| 町長             | 後藤 | 三雄 | 君 | 副町長            | 吉野 | 邦宏  | 君 |
| 教育長            | 上川 | 幸俊 | 君 | 教育部長           | 安武 | 卓明  | 君 |
| 総務部長           | 阪本 | 浩徳 | 君 | 福祉生活部長         | 阪本 | 章三  | 君 |
| 健康保険部長         | 服部 | 誠也 | 君 | 経済部長           | 士野 | 公典  | 君 |
| 土木部長           | 大山 | 陽祐 | 君 | 会計管理者兼<br>会計課長 | 市原 | 憲吾  | 君 |
| 総務課長           | 板楠 | 健次 | 君 | 総合政策課長         | 中島 | 秀樹  | 君 |
| 総務部次長兼<br>財政課長 | 西本 | 一浩 | 君 | 総務部次長兼<br>税務課長 | 酒井 | 章彦  | 君 |
| 人権教育・啓発課長      | 古賀 | 直之 | 君 | 東部町民センター所長     | 西本 | 俊子  | 君 |
| 福祉課長           | 相馬 | 仙助 | 君 | 子育て支援課長        | 内藤 | 優誠  | 君 |
| 町民課長           | 渡辺 | 博和 | 君 | 健康・保険課長        | 東  | 桂一郎 | 君 |
| 介護保険課長         | 宮川 | 照之 | 君 | 農政課長           | 山川 | 和徳  | 君 |
| 商工振興課長         | 川上 | 一弘 | 君 | 土木部次長兼<br>建設課長 | 小野 | 秀幸  | 君 |
| 都市計画課長         | 井芹 | 渡  | 君 | 下水道課長          | 矢野 | 和幸  | 君 |

環境生活課長 丸 山 直 樹 君  
学 務 課 長 矢 野 信 哉 君  
図 書 館 長 川 端 慎 一 君

総務課総務法制係長 小 泉 秀 和 君  
生涯学習課長兼 梅 原 浩 司 君  
中央公民館長  
農業委員会事務局長 鍋 島 二 郎 君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（渡邊裕之君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（渡邊裕之君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に発言を許します。

西本友春君。

○3番（西本友春君） 皆さんおはようございます。議員番号3番、公明党の西本友春でございます。今日は、朝からお忙しい中、傍聴に来ていただきまして、誠にありがとうございます。

大阪北部地震、西日本豪雨及び一昨日の台風21号で亡くなられた方の御冥福と被害に遭われました皆様に対し、心よりお見舞いを申し上げます。また、本日未明3時過ぎに起きた北海道の地震に関しましても、まだ現状は分かりませんが、心よりお見舞いを申し上げます。

私も7月22日に西日本豪雨被害の救援募金活動を手伝わせていただきましたが、被害に遭われました皆様方の一日も早い復旧といつもどおりの生活が取り戻せることをお祈り申し上げます。

今回の一般質問は、前回からの継続案件で、6月18日に開催されました菊池郡市保健協議会理事会会議の状況を踏まえたピロリ菌検査への助成についてと、入会費無料の期間が平成30年3月から平成31年3月へと延期され、会員数も順調に増えていると聞いているきくよう健康倶楽部について、昨年度末に防災士連絡協議会も立ち上げられ、今年度から予算もつき、本格的に活動がなされている防災士について、内閣府が平成22年度結婚・家族形成に関する調査で結婚や住宅に対する資金貸与や補助支援を行政に実施してほしい取組として42.3%の回答があり、それを受けて平成28年度から実施されている結婚生活支援事業について町の考えについて質問をさせていただきます。

質問は、質問席にてさせていただきます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） ピロリ菌検査への助成について。

ピロリ菌検査の実施及びその助成を求める署名活動を熊本地震の半年前に実施し、平成28年4月中旬から5月にかけて町に提出する予定でしたが、熊本地震のために被害の大きな地域は行政への署名簿の提出が平成29年へと時期をスライドさせていただきました。その間、ほかの行政では署名簿の提出と一般質問をさせていただきました。させていただく中、天草市では平成29年度から中学校の健康診断で中学3年生を対象として実施されています。前回の質問の中で、6月18日開催予定の菊池郡市保健協議会理事会会議で提案をすとの回答をいただきましたが、6月18日に開催された菊池郡市保健協議会理事会会議において菊陽町はどのような

提案を行ったのか、また近隣の市町村はどのような反応を示したのか、お伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 桂一郎君） おはようございます。

6月18日開催の菊池郡市保健協議会理事会会議での提案内容と近隣の市町村の反応についてお答えします。

平成30年6月18日に開催された菊池郡市保健協議会理事会会議の中で、本町からピロリ菌検査の実施及び助成について議題の一つとして提案いたしました。平成30年6月議会定例会の一般質問で、町の健康診断の項目にピロリ菌検査を追加することや、検査費用の個人負担の軽減をどのように考えているかの質問があったこと、ピロリ菌検査の実施及びその助成を求める1万1,705名の署名の提出があったことを説明し、またピロリ菌検査への県内市町村の助成状況を取りまとめ説明を行い、必要性について議論をいたしました。その上で、各市町の町の状況や考えを確認しましたが、平成29年7月及び11月に意見交換をされたときと同様に、ピロリ菌検査は人間ドック等でのオプションとして機会を設けているが、ピロリ菌検査の実施及びその助成は、現時点ではいずれの市町も引き続き国の動向や他市町村の状況を注視していきたいとのことでありました。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 郡市の行政においても、署名簿の提出、一般質問と、他の議員も取り組んでいる中において、まずは私の一般質問における提案を町が真摯に検討し、郡市の理事会において議題として提案していただいたことに対してお礼を申し上げます。

先ほど近隣の反応を聞いた限りでは、国の動向や周りの市町村の動向を見るということでした。広域においての取組となると、自分のところから手を挙げて取り組むところはなかなかありません。ほかがやらないから自分のところもやらないとの回答が多いと思っております。そういった意味では、なかなか政策実現には時間がかかるケースがあります。後藤町長は今までの答弁の中において、自身のピロリ菌除菌において保険適用になっていたことに触れながら、ピロリ菌検査の重要性も十分認識しているとの答弁をいただいているところです。

また、平成29年5月24日には、菊陽町町民の声として、先ほど課長からも報告がありましたが、1万1,705名の署名を後藤町長に提出させていただいております。

ピロリ菌検査への助成を議題として提案を行った町としては、菊池郡市の先頭を切ってピロリ菌検査への助成を実施することを提案するが、町は今後どのように取り組んでいくのか、回答をお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

このピロリ菌の検査の実施及びその助成を求める、今議員の方からもありましたように、1万1,705名の町民の皆様から署名をいただきまして、それを重く受けとめているところであり

ます。

また、ピロリ菌検査の重要性も十分認識しているところであります。

さっき言われたように、私も人間ドックのときに胃カメラで検査をしていただいたところピロリ菌がいることが分かり、検査していただいた先生から、胃の中の様子を見て、やはりピロリ菌を除菌しておかないと非常に胃がんが発生しやすいということで、除菌を勧められたところでもあります。その後、病院に行って、除菌をしました。そのとき大変ありがたかったのは、ピロリ菌検査、かなり費用がかかるということでありましたけども、私が行ったときにはもう既に保険適用がありましたので、非常に安い金額で除菌ができたところでもあります。

そのようなことから、先ほど郡の中で足並みがそろえばと思っておりましたけども、さっき担当課長が答えたとおりでありましたので、本町の場合はピロリ菌検査の助成をぜひ進めていきたいと今考えております。

また、事業を実施するに当たりましては、既に先行している県内の他の市町村の事例等参考にしながら、本町に合った方法で具体的に進めてまいりたい、今そういうところで予定をしております。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 町長の方から進めていくという回答をいただきまして、提案した私としては安心しているところです。

町長も除菌をされて、私もピロリ菌の除菌を、1回目に最後の日に酒を飲んでしまって失敗してしまいまして、お金2回払うようなことになりましたけども、しっかり2度目は成功したということ。

先ほど進めていくという回答をいただきましたが、ピロリ菌検査への助成で確認をいたします。町で行う健康診断の項目にピロリ菌検査を追加する方法や、国民健康保険の加入者のみが町内医療機関においてピロリ菌検査を行うときの助成、その他幾つかあるかと思いますが、そういうことが考えられますが、今進めていくということでございますので、制度設計は今からだと思いますが、どのような制度を今考えられているか、お伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 桂一郎君） ピロリ菌検査への助成がどのような制度になるのかについてお答えいたします。

町民の方が町内の医療機関においてピロリ菌検査を受診された場合に助成する制度を考えております。今後、町内の医療機関で実施が可能かどうかの調査や、検査方法、検査の単価、自己負担額、助成対象者、助成の方法などを具体的に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 町民全員が対象ということで、漏れなく対象になるということは非常にいい制度設計だと思いますので、しっかり進めていただきたいというふうに思います。

続きまして、私は、きくよう健康倶楽部の会員として測定器をもらい、もらったのが4月中旬でした。今までに十数名の町民の方にPRをいたしました。また、最近では多くの議員も会員となっています。今までは全く意識していませんでしたので、ほとんど運動不足状態だと思っています。しかし、測定器が来てからは意識して歩くようになりました。私自身の体験で申し訳ありませんが、ヘモグロビンA1cが以前は7.3でしたが今は7.1ということで改善され、体重も76から73と減り、ほかの皆さんから、結構おなかも一回り小さくなったと、顔もすっきり、もとが悪いんでそれ以上は運動してもよくはないとは思っております。私の体験からいくと、この町の政策は、より多くの町民の皆様が健康を維持するための政策としては、非常によいことだと思います。

そこで、会員の推移と男女別、世代別の運動量はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 桂一郎君） きくよう健康倶楽部の会員の推移と男女別、世代別の運動量についてお答えします。

初めに、きくよう健康倶楽部事業について御説明します。

きくよう健康倶楽部事業は、健康意識の向上及び意識的な活動の促進を図り、会員の健康寿命の延伸を実現することを目的としております。歩数計機能のある活動量計を持って歩いたり、健康づくりのプログラムなどに参加したりすることでポイントが付与され、獲得したポイント数に応じて、菊陽町総合交流ターミナル「さんふれあ」で利用できる商品券に交換できるといった、健康づくりを後押しするための健康ポイント事業であります。

会員の推移は、1月末192名、2月末410名、3月末662名、4月末750名、5月末881名、6月末976名、7月末1,023名、8月末1,064名となっています。

次に、男女別の運動量であります。平成30年5月の実績で申し上げますと、1日の平均歩数は、男性が6,583歩で、女性が5,393歩となっています。

また、世代別の1日の平均歩数は、男性では、20代が6,553歩、30代が4,902歩、40代が6,054歩、50代が6,422歩、60代が6,749歩、70代が7,437歩、80歳以上が6,535歩となっています。女性では、20代が4,577歩、30代が5,073歩、40代が5,140歩、50代が5,314歩、60代が5,822歩、70代が5,449歩、80歳以上が3,799歩といった運動量となっております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 先ほど会員数、非常に順調に事業が始まってから伸びているということで、8月末で1,064人ということで、通告上はありませんが、町として今後会員数をどこを目指しているものがあれば、あれば結構です。ありますか。今のところはない。

○議長（渡邊裕之君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 桂一郎君） 目標という数字は出しておりませんが、2,000名程度までは

持っていきたいなというふうに考えております。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） ありがとうございます。菊陽町4万人、5%で2,000名ということで、会員数も結構年配の方が多いということで、やはり町の目指している健康増進のためには非常に会員数的な部分もいくといいかなというふうに思っております。

散歩する中で会った70前後の御婦人は、きくよう健康倶楽部のことは御存じでなかったもので、会員への勧奨はいたしました。その御婦人の話だと、3,000歩は確実に歩くが5,000歩だとちょっときついと話をされていました。町からいただいた5月の70代女性の1日平均でいきますと、70名中5,000歩以下は35名と約半数いらっしゃいます。70代の男性の場合、5,000歩以下は45名中11名いらっしゃいます。1日5,000歩からのポイント制となっているが、高齢者の場合、3,000歩からポイントがつくように変更することを提案するが、町はどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 桂一郎君） 高齢者の場合、3,000歩からポイントがつくように変更する提案をどのように考えているのかについてお答えします。

初めに、獲得できるポイントの種類の中の一つ、ウォーキングポイントについて御説明します。ウォーキングポイントは、1日5,000歩で10ポイント、以降1,000歩増えるごとに1ポイント加算され、1日1万歩以上で15ポイントを上限として獲得することができます。

次に、ウォーキングポイントを1日5,000歩からつけていることについて御説明します。国の21世紀における第2次国民健康づくり運動「健康日本21」では、1日の平均歩数の目標を、20歳から64歳での男性は9,000歩、女性は8,500歩、65歳の男性は7,000歩、女性は6,000歩としております。また、熊本県の第4次くまもと21ヘルスプランでは、1日の平均歩数の目標を20歳から64歳の男性は8,700歩、女性は8,200歩、65歳以上の男性は6,400歩、女性は5,100歩以上としています。これらのことから、きくよう健康倶楽部事業ではウォーキングポイントは1日5,000歩からポイントをつけることとしております。

御提案いただきました高齢者の場合の3,000歩からポイントをつけることにつきましては、健康づくりには5,000歩以上歩くことが大事なことでありますが、健康づくりをさらに後押しするためにはどのような方法があるのかを考慮し、今後検討してまいります。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 国の方針とか県の方針もしっかり検討して今のところ5,000歩ということで、町としてはそのハードルを少し低めながらやっているということで、考えはよく分かりましたが、先ほど言いましたように、やはり女性だとまだ半分近くが5,000歩、歩けてないというところもありますんで、今後データをしっかり見ていただきながら、どこが妥協かというのをまた検証していただいて、検討してまた、より多くの方が実践できるようにポイントも考え



ていただきたいというふうに思っております。

菊陽町では各センターで取り組んでいる町主催の講座が存在いたします。健康づくりや文化的なものまで含めて多数存在いたします。センターに来ること自体、健康でなければできないことだと思っております。毎日3,000歩から5,000歩を高齢者で歩くのが困難な場合、健康寿命維持のために体操等の運動を行うことでポイントがつくことを提案しますが、町はどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 桂一郎君） 高齢者で歩くのが困難な方が体操等の運動を行うことでのポイントがつく制度の提案についてお答えします。

きくよう健康倶楽部事業では、ウォーキングポイント以外に健康プログラム参加ポイントを用意しております。運動で記憶力改善コースや健康増進コースなど、体操等の運動を行う健康プログラムを定期的実施し、この健康プログラムに参加した場合に1回の受講ごとに10ポイントが獲得できる健康プログラムであります。御提案の各センターで取り組んでいる町主催の体操等の運動を行う講座につきましても、ポイント対象の活動としていく方向で検討してまいります。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 町独自主催の運動という観点でいくと、私としては文化的なやつも今後は検討していただきたいというふうには思っております。

私の住んでいるところは、東部町民センターで活動量の送信機が利用できるのがベストなんですが、現在東部町民センターには活動量をネットで送信する装置がございません。東部町民センターエリア内のきくよう健康倶楽部のメンバーのためにも、ぜひ設置していただきたいと要望いたしますが、各センター等への設置に関して町は今後どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 桂一郎君） 東部町民センターなどの各センター等への歩数データの送信する装置についてお答えします。

日々の歩数データが送信できる装置、リーダーライターと言いますが、こちらはローソン店頭で設置しておりますL o p p i（ロッピー）以外に、町の施設である役場健康・保険課、光の森町民センター、南部町民センター、ふれあいの森研修センターと三里木町民センターに設置しております。「さんふれあ」には10月17日のリニューアルオープンに合わせて設置いたします。未設置である東部町民センターをはじめ、その他の各センター等にもインターネット環境等の条件整備を行いまして、計画的に設置していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） できるだけ早目のネット環境と歩数計データの設置をよろしく願いいたします。

決められたメニューを食事すると健康ポイントのつく協賛店の社長に、健康ポイントで食事ができるようになったら提供いたしますかと確認を行ったところ、事務処理等が煩雑でなければ提供したいと回答いただきました。事務処理の簡素化からいったら、活動量測定器を使ったデータのやりとりでできるのが一番よいと思いますが、菊陽町に合った独自のソフト開発となると金額がかかると思います。また、協賛店共通で利用できる食事券などの発券だと可能だと思いますが、現在たまったポイントは「さんふれあ」での買い物となっているが、ポイントのつく食事の協賛店でも利用が可能にできないのか、町の考えをお伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○農政課長（山川和徳君） お答えします。

きくよう健康倶楽部事業では、獲得したポイントは1ポイントが1円に相当し、500ポイントを単位としまして菊陽町総合交流ターミナル「さんふれあ」で利用できる商品券と交換が可能としております。ポイントの交換につきましては、「さんふれあ」がリニューアルオープンを予定する10月17日から開始することとしております。「さんふれあ」ではリニューアルに向けた改修工事が進められておりまして、温泉という従来から持つ健康機能に加えまして、健康増進室及び軽運動室を設置するなど、健康拠点施設としての機能を拡充することとしております。

また、きくよう健康倶楽部活動の中核を担う施設として位置づけておりまして、ためたポイントで温泉、健康増進室及び軽運動室の利用や地元でとれた新鮮野菜の購入など、健康を循環させるといった活動を展開していきたいと考えております。

御質問のポイントを交換した商品券を「さんふれあ」以外の協賛店で利用できるようにすることも可能ではあると考えておりますが、課題もありますので、解決に向けて検討するとともに、今後、協賛店から意見を伺うなどして協議してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） ぜひ、それ以外でも使えるような形で検討するということですので、しっかりと進めていただきたいというふうに思っております。

現在取り組んでいる事業がうまくいくためにも、現在の会員数が増えていくのと目指す活動量が少しでも増えることが大切だと思います。そのためにも、会員さんがたまったポイントで食事ができたり、買い物ができたりなど、便利に使えるようになる仕掛けづくりが大切だと提案いたしますが、ポイントの協賛店増加について今後どのように展開していくのか、考えをお伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○農政課長（山川和徳君） お答えします。

健康ポイントが付与できる協賛店につきましては、現在、株式会社タニタヘルスリンクが監修するきくよう健康メニューを提供する店舗、飲食店に限らせていただいております。このきくよう健康メニューは平成29年度から実施しております、平成29年度で6店舗、7品目、本年度におきまして5店舗、7品目が実施を予定しております。合計で11の飲食店で14品目の健康メニューが提供される予定でございます。

きくよう健康メニューは、地方創生事業において取り組むきくよう健康ビジネス起業化プロジェクト事業における取組でございます。きくよう健康ビジネス起業化プロジェクト事業につきましては、今後におきましても継続して実施していく方針でございます、きくよう健康メニューにつきましても、町内飲食店等からの協力をいただきながら店舗数を増やしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 今後11店舗まで拡大するというので、私からすると、言わせていただきますと、先ほど言いましたように、少しでも活動量が増えるということが大事ということで、食事じゃなくても買い物ができるということもやはり利用する側の利便性ということになりますんで、その点についても再度また今後検討していただきたいというふうに思いまして、この質問を終わります。

続きまして、防災士について。

町主催の防災士養成講座の開催と無償化を平成28年9月の一般質問で提案させていただきました。そのときの町の回答は、大津町を参考に独自でも開催する方向で考えており、あわせて受講料、申請料も検討してまいりたいというふうに考えておりますと回答をいただき、実際に平成29年2月に実施されました。このときは案内が不十分なために受講できませんでした。平成30年2月には養成講座を受講し、無事防災士を取得し、現在は防災士連絡協議会にも所属し、活動を行っております。

防災士養成講座への町からの補助は、3年計画の最後の年であり、今年は菊陽町が主催となりますが、過去2年間の参加者は菊池市、合志市に比べて少ないが、今年は養成講座への取組強化が必要だがどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） おはようございます。お答えします。

防災士の養成講座につきましては、平成28年度から菊池市、合志市、菊陽町の3市町合同により実施をしてきたところでございます。平成28年、29年度の2か年度の受講者数は、菊池市が74人、合志市が59人、本町が28人となっております。本町の内訳は、28年度が11人、29年度が17人でした。ここ2か年度は他市での開催でありましたこともあり、確かに受講者数が菊池市、合志市と比べると少ない状況であります。本年度は本町が幹事団体となっており、12月に

図書館ホールにおいて実施を予定しているところであり、本町の募集予定数は30名としております。

募集については、広報きくよう9月号に掲載しているところですが、多くの方に防災士に興味を持っていただけるよう、募集とあわせて防災士連絡協議会の活動内容も掲載しているところがございます。また、町のホームページにも募集の案内を掲載をしております。さらに、各区長、自治会長に周知をして、各地区の役員さんや自主防災組織の皆さんなどへ参加の呼びかけをお願いする予定でございます。特に、今年度は本町での開催でありますので、現在、防災士がいない地区には積極的に呼びかけをして、募集予定者の30名を超えるできるだけ多くの方に受講していただけるよう取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 今防災士のいない行政区に対してもしっかりとお願いをするということで、町の取組も非常に今年度力入れているのはよく理解しておるところです。

それと、ほかの市町のところの主権のときには、言い方は悪いですけど、職員さんも参加されていたということもちらほら聞いておりますので、職員さんの協力も逆に言うようお願いしたいなというふうに思っております。

日本防災士機構では、防災士資格の取得に当たって、防災・災害対応、応急手当等実績のある方々を対象に特例制度を設けており、警察官、消防士、消防団員の現役と退職者、または赤十字救急法救急員資格認定者を対象とし、資格取得を希望する方を認定しております。

防災士資格が可能な人員の把握と防災士になっていただくための対策をどのように考えているのか、町の考えをお伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えします。

防災士の資格取得に係る特例については、警察官、消防署職員、消防団員またはその退職者で一定の階級以上にある方などに講習や試験等の免除制度がございます。警察官の場合、巡査部長の職にある方またはあった方は養成講習が免除され、警部補以上の方は養成講習と資格取得試験が免除されます。消防署職員の場合、消防士長以上の職にある方またはあった方は養成講習、資格取得試験、救急救命講習が免除され、消防副士長と消防士の職にある方またはあった方は養成講習と救急救命講習が免除されます。また、消防団員の場合は、分団長以上の階級にある方またはあった方は養成講習、資格取得試験、救急救命講習が免除されます。

お尋ねのこれらの資格取得の特例の対象である方についてですが、消防団の分団長以上の経歴がある方は現役も含めまして本町に現在110名いらっしゃいます。今後はまず、消防団の分団長以上を経験された方で防災士になっていただけるような方をリストアップし、防災士資格を取得していただけるよう進めてまいります。

また、警察官や消防署職員の方々については、把握は難しいところもございますが、情報収

集に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） そうですね、消防団が110名ということで、その方を対象に進めていくということでございますので、そこはしっかりと取り組んでいただきたいと。警察官等、消防士のところは把握が難しいということでございますので、できるだけ駐在さんとかそういうのを聞きながらしっかりとそこもやはり把握できるものはしっかりと把握していただいて、OBの方々にお伺いしながら進めていただきたいというふうに考えております。

平成29年9月の一般質問で、行政区に対し3名の防災士が必要と考えるが、まずは最低でも行政区2名の防災士育成を目標に取り組むべきと提案したが、町の回答は、今後組織ができて、防災士の皆様の御意見をお伺いしながら活動内容と、どのくらいの人数が必要であるかということも検討してまいりたいというふうに思っておりますとの回答でした。菊池市は防災士目標500名に対し、現在128名防災士が存在いたします。合志市は65名、大津町は63名、菊陽町は29名の防災士がいます。63行政区を考えましたら、まだまだ少ないはずですが。防災士を増やすためにも、今年度で終了する防災養成講座の継続と補助が必要だと提案するが、町はどのように考えているか、お伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えします。

防災士の数は、菊池地域の他市町に比べると少ない人数となっております。現在、目標の人数を設定しているわけではございませんが、各行政区に2名ぐらいは必要ではないかと思っております。それからすると130名程度となりますが、できるだけ早くこのぐらゐの防災士が誕生するよう取組を進めてまいります。

また、防災士養成講座の開催は50名以上の受講者が条件となっており、本町のみでは開催が厳しい状況がありますので、これまでどおり合同開催ができればと思っております。菊池市もまだまだ増やす計画でございますので、これまでのような合同開催の協議をしてまいりたいと思っております。

また、補助につきましては、これまでどおりの補助を継続してまいります。

なお、本町では、防災士の皆さんで組織されております防災士連絡協議会が昨年12月に設立され、今年度から本格的に活動をされており、近隣市町と比べて非常に活発な活動や勉強もされておられます。防災士の数の充実も大事ではございますが、あわせて防災士の皆さんが地域防災力の向上のため活躍していただくための知識や日ごろの活動内容の充実も非常に重要であるというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 今、町の方から、目標ではないが、行政区2名ということで考えていると

ということ、それと防災士連絡協議会での防災士の活動に期待をしているということでございました。実際、議員でいますと私と北山議員、防災士連絡協議会に参加させていただいて、今年度ずっと活動しているところでございます。活動を活発にするに当たりまして、訓練する中において1つだけこれは行政への要請ということで、防災士連絡協議会では今年度も地域の防災に参加して、いわゆる人工心肺の見本を見せるというような活動を9月にも計画しております。また、その後もそういう一般行政への協力をするような形になっております。そこで、どうしても、やはりふだんなかなか装置になれてないと指導する側としても指導しづらいということがありまして、できましたら防災士連絡協議会、今年度ではございませんが、来年度でもAED装置1台ぐらいと、それと人工心肺、救命します人形の1体を準備していただければ、非常に今後の活動も活発化になってくると思っておりますが、これは町に要請、何も通告してませんので要請をして、しっかり取り組んでいただきたい。防災士連絡協議会が発展するためにも、非常に町としてはいいことだと思っておりますので、そこはよろしくお願いを申し上げます。

それでは、防災士についての質問を終わります。

では最後に、結婚生活支援事業について質問をいたします。

希望出生率1.8の実現に向けては、若者の希望する結婚がそれぞれ希望する年齢でかなえられるような環境を整備することが重要であり、ニッポン一億総活躍プラン、平成28年6月2日閣議決定においても、結婚に伴う新生活支援などの先進的取組の展開を進めることとされており、平成27年度の補正予算から新たに設立された結婚新生活支援事業補助金は、平成30年度は夫婦ともに婚姻日における年齢が34歳以下かつ世帯所得340万円未満の新規に婚姻した世帯を対象として、婚姻に伴う住宅取得費または住宅賃貸費用、引っ越し費用を補助対象として、1世帯当たり30万円、国が15万円、町が15万円、補助率が2分の1ということであります。内閣府が実施している地域少子化対策重点推進交付金（結婚新生活支援事業）について町はどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（内藤優誠君） おはようございます。御質問の結婚新生活支援事業についてお答えします。

内閣府の地域少子化対策重点推進交付金における結婚新生活支援事業は、出生率の向上に向けて若者の希望する結婚がそれぞれの希望する年齢でかなえられるような環境を整備することが重要であるとし、新婚世帯に対し、新生活のスタートに係る新居の取得費、家賃、引っ越し費用を支援する市町村などを対象に、国が支援額の一部を補助するものです。

本町では、町の総合計画でも掲げております、「地域で支え合い、みんなが健康で暮らせるまちづくり」を実現するため、子どもを安心して産み育てられる環境づくりをしていかなければならないと考えているところであります。

結婚新生活事業については、婚姻率、出生率が県内平均を上回っていることから、まずは子育て世帯への支援に力を入れており、平成30年度の町の当初予算では同事業費を計上しており

ませんでした。よって、同交付金における平成30年1月の1次募集、6月の2次募集までは内閣府への事業計画書を提出していない状況でございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 今年度この事業は、先ほど言いましたように28年度から始まって、28、29、30ということで3年目になりますが、今まではまだエントリーしていないということでございますが、平成30年6月13日現在、熊本県下では荒尾市、玉名市、玉東町、高森町、水上村の5市町村が支援事業を行っております。内閣府結婚新生活支援事業補助金担当に電話で確認を行ったときには、30年7月には2次募集は終了しており、残金で3次応募は検討するとのことでした。今年度の3次募集及び次年度に向けて支援事業に取り組むべきと提案いたしますが、町はどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（内藤優誠君） 御質問の今後の結婚新生活支援事業への取組についてお答えします。

内閣府などの調査では、若者が結婚に踏み切れない主な原因としましては、結婚資金や結婚のための住居など経済的な理由がを大きく、結婚を希望する人に対して行政に実施してほしい取組としましては、安定した雇用機会の提供や継続して働ける労働環境の充実に加えて、結婚・住宅に対する支援の貸与・補助などがあり、現在全国的には約250の自治体がこの事業を実施しており、定住人口を増やす効果を見込んでいる市町村もあるようです。

本町の場合、まずは子ども・子育て支援事業に注力しながら、少子化対策が必要と思われる地域に対しての結婚新生活支援事業の活用について、事業を実施している自治体の事業効果や周辺自治体の動向などを踏まえ、事業実施の判断をしていきたいと考えています。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 実施の方向での検討ということでございますので、全ての人にやはりそういう結婚の機会ということを与えるというのは非常に大切なことだと思います。菊陽町は出生率がいいとは言いながら、やはり年間340万円とは言いながら、やはりそこが稼げない、パート、バイトみたいな方々もいらっしゃいますので、前向きにするということでございますので、そこもしっかり取り組んでいただきたいというふうに思っております。

夫婦になるとき、家族が増えるとき、その大切な記念日を少し彩りたい、そんな思いで、現在オリジナル婚姻届と出生届を作成している自治体が全国でかなり存在しています。また、ネットでも有料の婚姻届と無料でダウンロードするサイトも存在しています。行政独自の婚姻届と出生届を作成すべきと提案するが、町はどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 町民課長。

○町民課長（渡辺博和君） おはようございます。ただいまの御質問についてお答えいたします。

婚姻届と出生届の現状といたしまして、まず届け書の様式につきましては、戸籍法等によって規定されているところであり、また届け出につきましては、本籍地のほかどこの市町村へもすることが可能となっておりますので、本籍地が当町となっている場合は他市町村から送付されてくるものがございます。このため、届け出用紙につきましても本町以外のものがございません。

次に、婚姻届及び出生届に関し、県内の自治体で独自のデザイン届け書を作成されているのは大津町のみで、婚姻届につきましては熊本県でも作成されております。また、出生届につきましては、出生証明書と同一の様式になっておりますので、医療機関によっては規定されている様式の中にあらかじめ病院名や住所を印字した用紙を独自で準備されている場合もございません。

次に、自治体独自によるデザイン届け書につきましては、戸籍法上の規定に基づいた様式であって、かつ審査に支障を来さない範囲であれば制限はなされていないところでございます。しかしながら、現在、法務省では戸籍事務へのマイナンバー制度導入に関連し、平成30年4月時点での検討結果を戸籍法の改正に関する中間試案として取りまとめています。その施策の中で届け書の加工制限についての検討がなされているところであり、様式についても一定の見直しを行うとされているところでございます。

御質問の行政独自の婚姻届と出生届の作成につきましては、戸籍法の改正の動向を注視しながら今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 今後の検討課題、変更等ということで検討するということではございますが、基本的には、様式は変わったとしても、ただ名前の記入欄の仕方とかそういうものが変わる程度だと私としては判断をしているところです。既に婚姻届の様式というのは、もう決まっているわけでございます。項目も決まっています。その項目が今後少なくなるか増えるかだけのことだと思います。そういう意味でいきますと、全国的にオリジナル婚姻届というのはどこでも、熊本県では大津町だけということではございますが、ほかの行政ではかなりやっているのが現実でございますので、できるだけそこの、先ほどピロリ菌の助成についても独自に進むということではございますので、可動的に項目が変わったとしても、イラストそのものが余り変わるというようなことはないというふうに考えておりますので、そこはしっかり独自に検討していただきたいというふうに思います。

以上をもちまして私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時55分

再開 午前11時3分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 皆さんこんにちは。日本共産党の小林久美子です。町民の皆さんを代表して一般質問を行います。執行部には明確な答弁をお願いいたします。

今日の通告は、皆さんのお手元にあるかと思いますが、1が部落差別解消推進法について、2が人権同和教育・学習会について、3が熊本地震災害復興支援について、4が危険ブロック塀の撤去についてとじていますが、私の都合で申し訳ありませんが、3と4を入れ替えまして、危険ブロック塀の撤去が3で、4に熊本地震災害復興支援についてということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

初めに、部落差別解消推進法についてお聞きします。

この部落差別の解消の推進に関する法律、部落差別解消推進法は、議員の皆さんのお手元にも配付をしていますが、平成28年12月に成立をしました。この法律は、部落差別の言葉を冠した初めての法律であり、理念法と言ひながら国や自治体の責務として相談体制の充実や教育、啓発、実態調査の実施を明記してあります。しかし、部落差別の定義はなく、何が部落差別に当たるのかの判断を誰が行ひ、どうやるかも不明確なままです。部落の出身者であることを理由にした差別を調査しようとすれば、部落出身者の抽出につながり、旧同和地域住民の人権侵害にもなりかねません。新たな障壁をつくり、差別解消に逆行すると反対の声が強くなる中でこの法律が成立、強行されました。日本共産党はこの法案には反対をしました。最初に、この法律の持つ問題点に触れたいと思ひます。

この法律が求める部落差別解消のための国や自治体の施策は、今回は時限立法ではありません。恒久法となっています。つまり部落の存在を恒久化するものとなりかねません。解消すべき具体的な事実が示されていないため、何もできないか、あるいは何が差別であるかを行政が決定し、それが解消されていないことを確定し続ければ、行政による措置は永久に継続されていくこととなります。部落が存在し続けることを恒久化しかねない、このことがこの法律の一番大きな問題点だと思ひています。

同和行政は皆さんも御存じのように、部落差別の解消に一定の成果を果たし、歴史的役割を終えました。2002年3月の終結に当たって、総務省が明確にした3つの特別対策を終了する理由があります。これも行政の皆さん御存じだと思ひますが、一つには国、地方公共団体等の長年の取組によって同和地区を取り巻く環境は大きく変化したことである。総務省が1993年に実施した同和地区実態把握等調査によると、住宅、道路等の物的な生活環境については改善が進み、全体的には同和地区と周辺地域との格差は見られなくなっている。2つ目に、経済成長に伴う産業構造の変化、都市化等によって大きな人口移動が起こり、同和地区においても同和関係者の転出等、非同和関係者の転入が増加した。このような大規模な人口変動の状況下では、

同和地区、同和関係者に対象を限定した施策を継続することは、実務上困難になってきている。3つ目に、総務省が述べたところなんです、このように同和地区が大きく変化した状況で、特別対策をなお継続していくことは、同和問題の解決に必ずしも有効とは考えられないことである。行政施策は本来全国民に受益が及ぶように講じられるべきものであり、国民の一部を対象とする特別対策はあくまで例外的なものである。その上、施策の適用上、地区の住民を行政が公的に区別して実施する特別対策の手法が差別の解消という同和行政の目的と調和しがたい側面があることも否定できない。このように述べています。

このように、既に国や自治体が特別な差別解消のための施策を講じなければならない状況はなくなっていると言われていています。しかし、この部落差別解消推進法については、多くの識者の皆さんが新たな差別を生む懸念があると問題点を指摘をしていますが、この法律は国会では通ってしまいました。自治体の長として、この法律についての町長のお考え、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 部落差別解消推進法に関する見解はということですので、お答えいたします。

この法律は、部落差別のない社会を実現することを目的とした、広く国民に向けた法律でありまして、部落差別の解消を推進するという理念的な、今言われたように恒久法として制定されております。

また、日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであり、これを解消することが重要な課題であると明記し、国及び地方公共団体の責務や相談体制の充実等を図ることにより、部落差別のない社会を実現することを目的とした意義深い法律の制定であると認識しております。

新たな法律の制定を踏まえ、法律の内容を広く町民に周知する必要があります。議員各位におかれましても、町民の皆様への啓発についてよろしくお願ひしたい、そういうふうな見解しております。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） この法律に先立って行われた参考人質疑では、部落解放同盟は部落差別はいまだに根深く厳しいというふうに言われています。また、自由同和会の推薦の参考人の方は、その現状認識は差別の過大評価であり、日本は差別をうまくなくしてきているというふうに評価をされています。また、全国地域人権運動総連合では、部落が部落でなくなっている状態で、国民の多くが日常生活で部落差別に直面することはほとんどなくなったと明確に述べられています。

町長は、この法律にのっとって進めていきたいということでしたけれども、実際法務省が平成28年度の人権侵犯事件の状況について集計をしていますが、この人権侵犯事件総数に占める同和問題の割合は、2008年度は1%ですね、全体の人権侵犯の1%なんです、2016年には

0.44%まで数、割合とも減少傾向にあります。ネット環境の急速な普及などにより受理件数は増えていますが、そのうちの同和問題は極めて少なく、わずか数件です。もちろん数が少ないから問題ないとは言えませんが、悪質で深刻な実態があるとは言えず、立法措置を講じる必要があるとは私は思えません。

それで、菊陽町ではこの調査、法務省がしてますので、このときはどの程度の件数があったのか、もしお手元に分かればお願いしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（古賀直之君） 質問にお答えしたいと思います。

ただいま実態調査の菊陽町における数ということでお尋ねがございましたが、そちらについては、ただいま資料の方はお持ちしておりませんので、また後日回答したいというふうに思っております。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） それでは、また後でお願いします。

社会問題としての部落問題は、基本的に解決しているというのが現在の到達であり、時として起こる偏見に基づく言動については、それが社会で受け入れられないという民主主義の力を強めていくことこそ重要だと思います。そして、それは一般施策で行われるべきだと考えています。

次に、2番目に、今回の部落解消推進法には附帯決議というのが入っています。これは衆議院、参議院の法務委員会なんですけど、日本共産党含め全会一致で上がっています。しかし、菊陽町のホームページには、この附帯決議は入っていません。議員の皆さんには法律の下に附帯決議というのがあるかと思しますので、それを見ていただくといいかと思っておりますけれども、菊陽町のホームページには部落差別解消推進法が施行されましたということで、どのような法律なのか、この法律のポイントは入っています。そして、この推進法全文をじっくり読んでみましょうというのには入っているんですけど、この附帯決議というのには入っていないのはなぜなのかなというふうに思いますが、この附帯決議についての町長の見解とホームページ等に掲載されていない理由があれば、お尋ねをしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 私の方からは、附帯決議に対する見解ということでお答えしたいと思います。

今議員が言われましたように、この法律は部落差別のない社会を実現することを目的としておりますので、法律の本文、そして附帯決議の趣旨を踏まえて適切に対応することが必要であると考えております。

ホームページの件については、担当課長の方からお答えさせます。

○議長（渡邊裕之君） 人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（古賀直之君） それでは、ホームページの啓発のチラシについて御説明し

たいと思います。

議員御指摘のとおり、ホームページの方には本文のみで、附帯決議の方は掲載をしておりません。この理由としましては、まず、町長の先ほどの答弁でも申し上げましたように、広く国民に呼びかけている法律でございますし、町民の方にも周知をしたいというふうに町としては考えております。

まず、本文のところでは部落差別が存在する、そして部落差別は許されないというところが大きなポイントかと思っておりますので、今回は本文のみで附帯決議は掲載してないというふうな状況になっております。附帯決議の掲載等につきましては、今後検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 部落差別、大きく残っているので附帯決議は入れなくて、町民の皆さんに知ってもらいたいという答弁だったと思いますが、先ほど人権の侵犯の事件の答えも手元がないということで、どの程度かというのはちょっとお答えにならなかったもので、それをもってあるというふうに言われても、なかなか私は納得できないです。

それで、附帯決議というのは、法律、これは先ほど古賀課長からいただいたものですが、法務省の全国人権擁護委員連合会が出しているもので、それにはしっかりと部落差別の解消の推進に関する法律プラス附帯決議が入っています。それで、附帯決議をちょっと読んでみます。

衆議院法務委員会における附帯決議、平成28年11月16日。政府は本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるように留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

2つ目は、参議院の法務委員会における附帯決議です。国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。これは、国と地方公共団体に格段の配慮を求めた内容です。その一つは、部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることもあわせて総合的に施策を実施すること。2つ、教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるようその内容、手法等に配慮すること。3つ目に、国は部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

ですから、この附帯決議には、かなり国や地方公共団体がこれからいろんなことをするときには配慮すべきことをしっかりと書いてあります。これはもちろん町民の方も一緒にあわせて知っていただくのが当然だと思いますが、今からでもホームページにきちんと上げる必要があると思いますが、どうでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（古賀直之君） 質問にお答えいたします。

今の附帯決議を掲載すべきというふうな御意見だったかと思います。先ほど申し上げましたが、今後の検討とさせていただきたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 町長はどうでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 附帯決議は、先ほど答弁したとおり、尊重しなければならないということであり、これを掲載するかどうかについては、担当課長の方では検討すると申しましたように、また町の人権教育推進協議会もありますので、そういうところにも一応御意見もお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 私は、この最初の法律そのものには私たちは反対です。ただし、この附帯決議は国会で全会一致で通っていますので、やはり自治体としても尊重していただいて、ぜひホームページの掲載もしていただくよう要望しておきます。

2つ目に、人権同和教育・学習会についてです。

馬場と入道水の教育集会所の建設が約9,000万円、1億円までは行かないですけれども9,000万円で議会は可決をされました。入道水の方はもう基礎ができているということで、馬場の方は解体をしたというふうに聞いていますけれども、今後どのように学習会等、利用計画がどうなっているのかというふうにしていますが、地震後は2年ぐらいは使っていないと思いますけれども、この間の利用の状況、また今後の利用計画をどのように考えておられるのか、お尋ねをします。

○議長（渡邊裕之君） 人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（古賀直之君） 質問にお答えいたします。

まず、これまでの、地震前の利用状況の方を申し上げたいと思います。

菊陽町教育集会所は、菊陽町教育集会所の設置及び管理等に関する条例及び条例施行規則に基づき、一人一人の人権の保障と部落差別をはじめとするあらゆる差別を解消するために必要な人権教育・啓発の拠点として設置した施設であります。

昭和53年の集会所開設から今日までの約40年間、就学前、小学生、中学生、高校生、成人に至るまで、差別を解消するためのさまざまな学習会、講座等を実施してまいりました。これまでの教育集会所の利用状況は、馬場教育集会所においては、就学前、小学生、中学生、高校生

の学習会及び青少年スポーツ交流など毎週開催してまいりました。特に、小学生学習会については、1回に約80人の児童が低・中・高学年の3教室に分かれて、人権学習及び子どもたちの将来の進路を保証する取組としての教科学習の支援も行っております。そのほかに、教職員による教育集会所現地学習会、地域住民による集会等にも利用され、年間を通して人権学習が実施されてきました。

また、入道水集会所におきましては、保護者と保育士、小・中学校の教職員が連携を密にし、子どもの様子を通して就学前から小学校、中学校までの15年間の子どもの育ちを保証する学習会を実施してまいりました。

このような取組から、毎年10月、県教育委員会が主催する熊本県人権子ども集会に本町からも毎年多くの児童・生徒及び教職員などが参加しております。昨年度は10月14日に開催され、県内各地から約8,000人が集い、本町からも825人が参加しており、参加者が日ごろの学習の成果を実感できる機会となっております。このことは、これまで培ってきた教育集会所を拠点とした部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくす人権学習の成果として捉えております。しかし、近年新たにインターネット上での部落差別を助長、拡散する事象が発生するなど、大きな社会問題が発生しております。また、役所へ子どもの結婚に際して同和地区に関する問い合わせがあるなど、差別意識が解消されたとはいえない状況にあります。このような社会状況を踏まえ、平成28年12月に部落差別解消推進法が制定され、法律の中でも現在もなお部落差別が存在することを明確にし、国及び地方公共団体の責務として、部落差別を解消するために必要な啓発を講ずることとされております。

新たな法律施行後の教育集会所学習会は、差別解消及び人権確立を目指す教育・啓発活動における重要な施策と認識しております。今後の教育集会所の利用計画については、児童・生徒及び成人の学習会や教職員による人権研修など、継続して人権教育に取り組む必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 部落差別はインターネット上などであるということなので、先ほどお聞きしたんですよ。ネットの環境などで、受理件数は増えているけれども、同和の問題は極めて少ないけれども、どうなのかということでお尋ねしたんですが、そのお答えはないので、それを理由にされても、実際ちょっと納得できないなというふうに思います。

それで、私は実際、各小学校、中学校、北小学校学習会、現場を見させていただきました。一番の感想は、参加している児童・生徒数に対して講師の先生方の人数が非常に多くて、非常に手厚い体制で学習会が行われていると思いました。また、生徒の送迎もされており、今学校の先生方の多忙化、労働強化が問題になっている中で、部活動なども見直されている中なんですけれども、先生は非常に熱心にされていたので、学習会が終わった後、また学校に帰って仕事をしないといけないとかおっしゃっていましたがけれども、本当に大丈夫なのかということ

で、先生の負担感が大きいのではないかというふうに思いました。

平成29年度の教育集会所の実績なんですけれども、これ一番多かった人数を出していただいています。中学生の学習会、13人に対して、講師の先生が10人です。これ毎週月曜日、夕方の5時半から7時半まで行われています。中部小の場合は、児童・生徒10名に対して、昨日中部小に行ってきましたけれども、一番多いときは4人の先生で、昨日は3名の方でした。毎週水、木の5時15分から6時半。北小学校は85人、児童・生徒、一番多いときですね、先生が14名。毎週月曜日、木曜日の4時50分から6時10分です。あと、高校生もありまして、7人で、先生が各高校の人権教育の担当の先生が5名、翔陽高校、大津高校、開新、菊池農業高校、城北高校から見えるということで、これも毎週月曜日だそうです。

それで、入道水の集会所の方は、保育園のみどり園が担当するということでしたけれども、これは年に6回程度というふうに伺っていましたが、入道水は実際どの程度利用をしていく予定なのでしょうか。ほしの会ですかね、学習会というのは年に6回程度なのでしょうか、お願いします。

○議長（渡邊裕之君） 人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（古賀直之君） 質問にお答えいたします。

入道水教育集会所の学習会でございますが、今議員がおっしゃいましたとおり、みどり園におけるほしの会ですね、この学習会を実施することになると思います、今後ですね。これは体制につきましては、大体年6回、はっきり、その年によって、園の方に運営を任せておりますので、計画の中で変わる場合もありますが、大体2か月に1回程度というふうに聞いておりますので、大体年6回ぐらいになるかというふうに思います。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 町長にお尋ねしますが、集会所は私以外の皆さん、賛成で通ってしまったので建設されるわけなんですけれども、年に6回、それも6時から7時半ということで1時間半なんですけど、年に6回の園児、保護者のために約3,000万円の入道水の集会所ですが、あと公民館としての機能もあるのか、世帯も少ないと思うんですけど、その辺は、例えばみどり園とかで対応できるのではないかというふうに思いますが、どのようにお考えなんでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） いわゆる子どもに対するものもそうでありまして、現地の方で保護者の方々のいろんな会合、そして保護者の勉強会、そういうところもあっておりますので、広い使い方でやっていきたいというふうに思っております。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 恐らくみどり園の保育の園児は、人権の教育とか言っても分からないわけで、お母さん方が保育で本当に困られているのかとか、食育がどうかとか、子育てで困っていることを保育士さんと懇談するのが一番大きな目的だと思うんですけど、そうであるな

らば、公立のみどり園でもこの程度の回数であれば十分賄えるのではないかと思います、その疑問に関してはどうでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（古賀直之君） 今の質問にお答えしたいと思います。

この教育集会所というのは、先ほども申し上げましたように、部落差別をはじめさまざまな人権問題を解決する教育集会所として町が設置しているものでございます。確かに、利用の件数は現在のところそんなに多くは見込めないかもしれませんが、やはり部落差別をはじめさまざまな人権問題が残っている以上、この教育集会所として取り組むべき事業はやはり学習会事業が中心になって取り組んでいかなければならないというふうに認識しております。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 行政の役場の方は、私がそういうふうに質問しますと、いつもさまざまな人権の問題で、部落だけではないんだというふうにおっしゃるんですけども、この前、北小学校の学習会に校長先生に案内していただいて参加をしました。ちょっとびっくりしたのは、80名だったかどうか分かりませんが、もちろん先生方や子どもたちは学習会を楽しみにしてると思います。特に、先生とか子どもたちを責めるということではないんですけども、一番最初に歌われたのが解放子ども会の歌を子どもたちは元気いっぱい歌っていました。これは、私も歌詞を今手元にあって見せていただいていますけれども、私でも読めない字がありますし、「部落完全解放の決意を込めた荊冠旗 掲げて歩む仲間たち ああ我らは解放子ども会」。2番目には、「闘い続けたピオニール」とか入ってますけれども、本当にこの30年間ぐらいつつ同和の教育をされてきたんですけれども、ずっとこういうふうはこの歌を一番最初に歌って、さあみんな学習をしましょうということで来られたのかなというふうに思ったんですけれども、これは小学校2年生、3年生の子どもたちが歌う歌ではないんじゃないかと、私は率直に思いました。ぜひここはまた検討していただきたいというふうに思います。

それで、今る述べましたけれども、さまざまな人権教育と言いながら、やっぱり学校の学習会の目的の中には、仲間づくり等はもちろんありますけれども、最後はやはり部落問題を学ぶというのが、女性差別とか障害児差別とか、そういうのは全然その中には項目には入ってませんでした。いじめとか仲間づくりとかというのはあったとしても、ベースはやはり部落問題のところを学習をするということで、北小は多分県内でも一番学習会の参加が多いというふうに伺っていますが、それだけ力を入れてこられてると思いますが、この歌をはじめ、本当にそれでいいのか、この部落解消推進法のこの法律、これ今までのような時限立法ではなくて恒久的なものなんですよ。本当にそれでいいのかを私自身も考えていますし、皆さんにもぜひ考えていただきたいというふうに思っています。

それで、確かに今現場に行っていますと、外国籍の子どもさんがいらっしやったり、生活がなかなか厳しい方もいらっしやって、学習会の時間で非常に宿題もできたり、救われている子どもさんもいっぱいいらっしやる感じが私も受けました。でも、そういう先ほど申しました子



ども、中学生の子どもさん13人に対して10人の先生が町からの手当で指導するのであれば、もっと一般の学力が追いついてない子どもさん、非常に生活も厳しい、そういう子どもさんへの一般の行政で学習会をできないかというふうに思うんですけども、町長はこのことはどのようにお考えでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 人権教育・啓発課長。

（16番小林久美子君「町長なんですけど」の声あり）

○人権教育・啓発課長（古賀直之君） 私の方でお答えをさせていただきたいと思います。

本町の教育集会所学習会は、先ほどの質問でも答弁させていただきましたとおり、教育集会所を拠点とした人権教育事業の一環として取り組んでおります。

なお、町が町内に広く呼びかけている学習支援としては、教育委員会が実施している中学生を対象とした地域未来塾がございます。そして、生活困窮世帯を対象とした子どもの支援としては、菊陽町就学援助支給規則に基づく援助を行っております。

また、県では福祉事務所や町社会福祉協議会と連携しながら、菊池管内の社会福祉法人に事業を委託して、町内3か所の公共施設においてそれぞれ週1回程度、無料の学習支援が実施されているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 町長にもですか。

○16番（小林久美子君） はい。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいま担当課長が申し上げましたとおり、教育集会所を拠点とした人権教育事業の一環として取り組んでおりますけども、教育委員会の方が広くそういう子どもの貧困等といいますか、そういうなかなか自費では塾に行けないような子どもたちに対する教育の支援としては地域未来塾というところで実施しているところであります。

それから、生活困窮世帯に対しましては、菊陽町の就学援助支給規則に基づく援助を行っているところでもあります。さらに、熊本県の方から福祉事務所や町の社会福祉協議会の方も連携しておりますけども、菊池管内の社会福祉法人に委託をされまして、町内3か所の公共施設において、これ中央公民館と三里木町民センターと武蔵ヶ丘の方にありますふれあい交流・福祉支援センター、その中で週1回程度の無料の学習支援を実施されておりますので、そういった面で対応しているところであります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 今話を皆さん聞かれてどうでしょうか。私はやはり先ほど人数に対して教職員の先生たちの数、それは部落差別をはじめさまざまな人権問題の解決ということなんですが、非常に手厚いですよね。私は学習会に行くまでは、10人ぐらいの子どもさんがいらっしやれば2人ぐらいの先生が担当されて学習会は行われるんだなと思ったんですけど、最初

行ったときは9人の子どもさんと先生が6名来られました。先生も大変だなんて、先ほど言ったとおりです。それで、北小の先生からいただいた学習会の目的、ちょっと読んでみます。

1つが、人を大切にし、仲間としてつながり合う子どもを育てる。2つ目に、家族や地域を大切にし、自分の暮らしを見詰め、自尊感情を持った子どもを育てる。3つ目に、一人一人に応じた各教科の基礎学力を培い、自分の進路を切り開く力を育てる。4つ目に、部落差別をはじめ全ての差別をなくしていく実践力を育てる。ここには、やはり部落差別しか、はじめというふうになってますけれども、ほかのいろんな差別のことはほとんど触れてないと思います。まだ、フィールドワークの問題とかいろいろ感じることはありますが、町内の今の学習会の状況はそういう状況だということです。

全国に目を向けてみますと、埼玉県などは隣保館や同和対策集会所を廃止して、誰でも利用できる公民館にする、団体助成金を廃止するというのを行政と議会が決めて、これは解放同盟の裁判があつて、さいたま地裁は解放同盟の敗訴を決定しています。それはなぜかというのと、同和地区と周辺地域の格差が解消されてきている。2つ目に、特別対策の手法が差別の解消という目的と調和しがたい側面がある。3つ目に、特別対策の継続が同和地区のマイナスイメージの固定化につながりかねないなど、特別対策は有効と言えない。4つ目に、地域や個人を限定した施策の継続は、実務上困難。ここでは、集会所は公の施設であり、解放同盟の限定使用权があつたんですかね、それはないというふうに、裁判でしたということでした。行政と議会が主体的に判断して同和行政を終了することができる、注目すべき判決というふうに言われています。そのことを紹介し、やはり今の行われている学習会が、先ほどの歌もそうですけれども、ぜひ先生の労働強化という面からも、また行政としてしっかりと検討していただき、一般行政に早く移行することを求めて、次の質問に移ります。

次が、危険ブロック塀の撤去についてです。

危険ブロック塀については、町内の調査の状況とその後の対応はどうなっているのかということで、私は通学路というふうには書いてますけど、これは1、2と一緒に質問をさせていただきます。通学路に限定せずに、町の民有地でどの程度の危険なブロックがあつたのかどうか、1番と2番と一緒に担当課長にお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 都市計画課長。

○都市計画課長（井芹 渡君） 初めに、町内の調査の状況についてお答えします。

6月18日に発生しました大阪府北部地震を受け、本町では6月21日に緊急対策会議を開き、早急に町内のブロック塀やフェンス、工作物等の安全点検を実施することを決定しました。

調査は7月2日から6日までの間に、役場や町民センターなどの多くの町民が利用する施設や、小・中学校や保育所などの子どもが利用する施設等の町が所有する363の全施設と、町道のみならず国・県道を含みました道路約260キロメートルにつきまして、ブロック塀の傾き、ひび割れ、劣化、高さ、控えブロックの有無などの点検とフェンス、工作物等の安全性の調査を行いました。

その結果、安全性に問題があり、対策が必要と判断しました町所有施設は8施設で確認しております。また、道路の沿線においての民間ブロック塀につきましては、安全性が低いと思われるブロック塀は192か所で確認しております。

次に、その後の対応についてお答えいたします。対策が必要と判断しました町所有施設の中で緊急性がある2施設につきましては、予備費を流用いたしまして現在対応中でございます。また、比較的緊急性が低いその他の6施設につきましても、本定例会の補正予算で提案しておりますので、可決後にできるだけ早く撤去、改修等を行います。

次に、民間ブロック塀への対応についてお答えします。ブロック塀の所有者に対しましては、注意喚起と安全点検のチェックポイントを6月26日に町ホームページに掲載し、8月号の町広報にも同様の内容を掲載しまして、町民、事業者等に広く周知しております。

今後の対応につきましては、現在、地震発生時における人身事故の防止と避難経路の確保を目的とする民間の危険ブロック塀の撤去を促進する補助金について、熊本県の建築課と協議中であります。協議が調いましたら、町の交付要綱を策定し、実施したいと考えております。

なお、暫定での段階ではございますが、予算につきましては早期に施行できますよう本定例会の補正予算で提案させていただいております。

次に、通学路を中心にブロック塀をはじめ危険箇所の総点検が必要ではないかについてお答えします。

平成28年熊本地震により、本町でも多くのブロック塀が倒壊し、道路を塞ぐなどの被害が発生しました。本町ではこの際も調査を行い、道路沿線の被災ブロック110か所の撤去作業を町負担で行っております。このように、本町においては2回にわたって安全点検を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） まず、目視でいろいろブロック塀の危険箇所、町内192か所ということで、緊急性がある施設が2か所、また6施設の撤去、改修を進めているということでした。

それで、民間の撤去を促進する補助金は、恐らく国の交付金ですけれども、これは補助率が地方負担が2分の1というふうに聞いていますが、これは撤去だけで、新たな設置をする国からの補助金というのはないのかどうかというのが1つお尋ねしたいことです。

なぜかといいますと、大阪はやはり事故があったので、大阪の堺市などは通学路に面する60センチを超える危険なブロック塀の撤去、撤去後に設置する軽量フェンス等の設置に対しても補助金を創設するというので、ブロック塀の撤去に補助限度額は15万円、軽量フェンス等の設置に25万円ということで、これは恐らく進んでいる自治体かなというふうに思うんですが、国の交付金というのは撤去だけなんですか。新たに設置するのにはあるのかないのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 都市計画課長。

○都市計画課長（井芹 渡君） 現在、県と町の方も検討中でございますけれども、補助の要件、金額等について、議員が申し上げられました撤去費用だけにするのか、新設について補助するののかについては、現在まだ検討中でございます。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 国や県等の補助率とも関係あるかと思えますけど、ぜひ前向きに検討をしていただきたいと思えます。

それでは、3番の熊本地震災害復興支援についてお尋ねをします。

これも1番と2番、一緒にお尋ねをしたいと思えます。

仮設住宅、みなし仮設住宅からの再建の目途が立たない人がおられると思うんですけど、町として把握できてるかということ、災害公営住宅の整備が必要ではないのかという質問にしています。

災害公営住宅については、昨年の3月議会で同僚議員の質問のときに、担当課長から災害公営住宅の建設はしなくても、ほかの手段で対応できるという答弁がありました。最初は、町として把握できてるかどうかが1つと、2つ目は、災害住宅はそのときは建てないということで県営や町営住宅に対応するんだということでしたけれども、実際希望どおりに入れたのかどうか、この点についてお尋ねをしたいと思えます。

○議長（渡邊裕之君） 福祉課長。

○福祉課長（相馬仙助君） お答えいたします。

被災者の住まい再建の状況につきましては、菊陽町社会福祉協議会に委託しております菊陽町地域支え合いセンターや関係機関と連携し、把握しております。

仮設住宅の平成30年8月末日現在の状況について御説明いたします。

光の森仮設団地は、被災後最大で20世帯から5世帯に、みなし仮設住宅は被災後最大で128世帯から45世帯になっております。そのうち、再建の目途が立っていない6世帯の住まい再建の実現に向けて支援を行っているところでございます。

以上の6世帯につきましては、重点的に対応しており、再建方法を変更されたとしても、仮に公営住宅を希望されれば、県または建設課など関係各所へつないでいく計画であります。

被災者の状況については、連携会議や個別の情報交換により関係機関相互で最新情報の共有に努め、継続的に支援を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 建設課長。

○土木部次長兼建設課長（小野秀幸君） それでは、私の方からは、(2)の災害公営住宅の整備が必要ではないのかについてお答えいたします。

災害公営住宅の整備については、平成29年3月の西本議員の一般質問でお答えしましたように、繰り返しになりますが、町営住宅、県営住宅、民間賃貸住宅等により、災害公営住宅を建

設しなくても被災者向けの住宅支援は対応可能ですと答弁しており、現在もその状況は変わっておりません。

なお、仮設住宅、みなし仮設住宅の再建困難者の町営住宅の入居については、今年2月に住宅再建が確定している世帯を除いた光の森仮設住宅とみなし仮設住宅、合わせて63世帯の皆さんを対象としまして、町営住宅の空き部屋19室を準備し、入居者募集を行ったところであります。その結果、12世帯の応募を受け付けし、既に全世界帯が町営住宅への入居を完了しております。今後、新たに公営住宅への入居を希望する方が発生した場合については、町営住宅、県営住宅と連携しまして、被災者の皆様に配慮した対応をしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 菊陽町では公営住宅入居希望であれば一応対応できると、対応可能という答弁だったと思いますけれども、例えば業者の不足で更地になって、固定資産税なんか非常に増えて大変だというのが8月20日の熊日の新聞でも報道されていましたが、そういう事例などはないのでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 福祉課長。

○福祉課長（相馬仙助君） 手元に、申し訳ございません、ございませんので、後日報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） なかなかやっぱり今みなしに入ってもらっしゃる方や、一応町で対応できるということでしたけれども、まだまだ生活面とかいろんなところでかなり困難を抱えておられる方もいらっしゃると思いますので、しっかり行政としても寄り添っていただいて、支援をお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君の一般質問を終わります。

昼食休憩とします。

午後は1時から再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時57分

再開 午後1時0分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 皆さんこんにちは。議席番号17番甲斐榮治、一般質問をいたします。

今日は質問のことを考えておりましたら、朝から北海道で大きな地震がありまして、これだけやはり災害が続くと、もう祈るような気持ちでございます。何とも言いがたい、そういう時期を日本は迎えているかと思えます。

さて、今日は大きな質問事項としては1つだけですけれども、実はもうこのことも私は今回はしまいかなどというふうに思っておりました。というのが、もう事業の大筋は大体決まっているので、しても無駄かなというふうな気持ちもあったんですが、9月8日、9日の町民に対する説明会が町の方からなされております。それを聞いて、いや、やはりこれはもう少しただすべきところはただしておかなくちゃいけないというふうに思い直しまして、事業そのものというよりも、その事業を進める中で、町の行政、これ議会も含めてですが、そのあり方で依然として解決されていない問題があるというふうに考えました。

1つは、いろんな力を集めていく、いろんな力を一緒に統合していくというそういうことがなかなか菊陽町はできていない。それは何かというと、やっぱり手順の問題があるというふうに思います。今回もそれをこの中に感じております。その手順の問題がございましたけれども、あとやはり我々議員もちょっと反省をしておりますけれども、もう少しきちんと調べて判断をしなくてはいけないという反省もしております。さらには、大筋決まっておるような事業でございますけれども、今からでも、1つでも2つでも改善できないものか、そういった意味で今日の質問をいたしたいというふうに思います。あとは、質問席でさせていただきます。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） それでは、第1番目の質問に移りますが、実は傍聴者もいらっしゃいますが、私、議員が今さらこういう質問をするというのもちょっとどういうものかなというふうな反省も含めて質問をしたいと思えます。

まず、1、2、3まとめて質問をいたしますので、お答えいただきたい。

1番目、実施設計について、設計監理費用は何を基準として算出をし、いつ入札したか。どの業者にいつ発注したか。

2番目は、整備費用の概算は幾らか。また、財源の内訳はどうなっているか。

それから、防災施設完成後の管理体制やランニングコストをどういうふうに想定しているのか。

これは私の質問でもありますけれども、8日、9日に町民の中から出てきた質問でもあります。まず、それを答えていただきたい。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えいたします。

まず、1番目の実施設計について、設計監理費用は何を基準として算出し、いつ入札したか、どこの業者にいつ発注したかという質問ですけれども、通常委託業務に関しては業務の内容により業務に係る技術者の人数や時間などを積算し、費用を算出しております。今回の実施設計委託業務の委託料の積算についても同様に行っておりまして、設計段階での最新の物価資

料、国土交通省が公表しております技術者単価や積算基準等に基づき算出をしております。

また、入札につきましては、11社を指名業者とし、7月26日に入札を行い、最低額で落札しました株式会社協和コンサルタンツ熊本営業所と8月3日付で契約を行っております。

次に、2番目の質問の整備費用の概算は幾らか、また財源の内訳はということですが、現段階の概算整備費用としては、大まかではございますが、6億円程度を見込んでいます。しかし、今後実施設計を進める中で整備内容を変更しなければならない部分もあるかと思しますので、整備費用に関しては流動的であります。

また、財源については今回補助を受ける国土交通省の都市防災推進事業の事業費構成としては、補助対象経費のうち50%が補助金として交付され、残り50%のうちの90%が地方債で措置され、残された10%は一般財源で賄うことになります。なお、地方債のうち約20%分は普通交付税措置となります。

次に、3番目の防災施設完成後の管理体制やランニングコストをどう想定しているかということですが、完成後の施設の管理体制については、整備内容を詰めていく中で効率的で効果的な管理体制を検討してまいります。また、ランニングコストについては、整備内容と管理体制によって変わってまいりますので、できるだけランニングコストがかからないよう検討してまいります。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） なぜこれを聞いたかといいますと、1番目は、28年度、29年度についてホームページで入札の情報を検索いたしました。私の検索が足りなかったのか知りませんが、出ていませんでしたので、この質問をした次第です。

それと、次の整備費用の概算は幾らかということですが、これが私の今度の質問をする一番の動機になったことですが、8日の日の光の森のキャロピアでの説明会のときに、ある町民の方から概算どのぐらいかかりますかという質問があったんですね。ところが、それには係の者も答えなかったし、町長もいらっしゃいましたが答えなかった。理由は、今言うとその概算がひとり歩きをしてしまうので今は言えないと、こういう理由でした。その町民の方は、いや、それは今の段階でのことを聞いているので、今こう言ったからそれが後から違うのどうのこうのというそういう揚げ足取りはしないとまではっきり言われました。しかし、それに対して答えはありませんでした。これは、言うならば、有権者が、はっきり言えば、町の財政に出資している町民が聞いた、そのことについてこれだけ町民の方が言ってらっしゃるのに概算も言えないというのは一体どういうことかと。これは町長にお聞きしたい。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） これにつきましては、ただいま担当課長が答えましたように、実施設計を進める中で整備費用が変わってくる、そういう場面もあって、事業費に関しては流動的であるということで答えなかったということと、またその関係がきちんと出ていないということで、

以前にも中部小学校のときもありましたけども、概算の経費を言いましたら、それが実施段階でいろいろ費用が変わってきますけども、それをやはり積み上げの中で変わっていくのが非常に問題があるということがありましたので、慎重を期してきちんとした実施設計とその中でいろいろ変わってくるものもありますものですから、そういう面できちんとした内容になった段階での実施設計とかできた段階でお知らせするというところで、あのときはそういう答えをしたということであります。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 今、総務課長のお答えでは、6億円程度ということですね、概算は。先ほど私が奇妙な話と申し上げたのは、実はこのことです。議員でありながら、私もですよ、議員でありながら、こういった事業が進んでいるのに概算もしっかりつかんでなくて、この問題が進んでるといふ非常にこれやっぱりゆゆしき問題ではないかというふうに考えております。だけど、これをまた今言っても、また押し問答になったりしますので、それはもう指摘するにとどめますけれども、やはり有権者からどのぐらいかかるんですかという非常に単純な質問ですよね。それに対して、しかもその有権者の方は、いや、揚げ足取りはしないんだと、後から変わったなら変わったで、それはそれで受けとめるとおっしゃってるのにもかかわらず、概算も言わないという姿勢については、私は間違いだというふうに指摘をしておきたいと思えます。答弁は求めません。それが1点です。

それから、防災施設が完成しますよね。建物が一部ありますですね。その場合に、そこをいろいろ光の森の地域の方が会議に使ったりとかという説明もありましたけれども、管理室はあるんですか。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） 管理室という室はございません。設計の中では一時避難室、それから救護室という部屋がございます。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） やはり管理を考えた場合、役場も夜間に来たらちゃんと管理室がありますし、キャロップアもたしかなかったかと思うんですよね。こういうところをやっぱりきちんと整備すべきじゃないか、これも指摘に止めておきたいと思えます。

それから、先ほど課長の説明にもありましたけども、財源措置ですね、防災広場をつくるに当たっての財源措置というのは、我々議員もしっかり聞いております。要するに、少しまとめおきますと、この3月議会の補正予算で用地費、あの土地の用地費2ヘクタール分ですか、11億4,000万円、それと防災広場の実施設計費用の3,200万円ですね、合わせて11億7,200万円になると、こういうことが3月議会に上程をされております。これはだから我々も周知しております。このうち5億8,600万円を補助金とした予算もこれは可決をしております。2月28日に国交大臣に補助金の申請がなされて、3月22日に交付が決定しておると、これはもう議事録でも確認しておりますけれども。その次です。残りの5億8,600万円、これについてちょっと



お聞きしたいと思います。これも補正予算の議決を受けて、3月30日に県知事の同意を得たと、町としてはですね。そのときの説明が、交付税で措置されることが決定したという意味のことが議事録にあります。よくよく調べてみますと、これは当該年度の元利償還金の8割が基準財政需要額に算入されるということなんですね。少しかみ砕いて言いますと、地方交付税交付金が来ますけれども、それは一定の算定基準に従って計算されてくるわけですね。その算定基準の中にこの償還額の8割が算入されるということですよね。私は、そのときはよく勉強してなかったんで分からなかったんですが、この5億8,600万円の8割が返ってくるかというふうにはぱっと頭の中で理解しておりましたが、実はそうじゃないですね、これは。要するに、交付金が決まる算定基準の中に8割が算入されると。だから、5億8,600万円の8割が年次を追ってずっと、最終的には8割が返ってくるというふうにはなりませんね、これは。確認ですけども、お聞きしておきたい。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） 6月議会の、そのときは担当課長違いましたけども、答弁でも言っておりますとおり、後年度における元利償還金が基準財政額に算入されるという説明をさせていただいております、そのときに交付税措置の制度に基づいて今後措置されてくるという説明をさせていただいているところでございます。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） いや、それは私が言ったことの、また重ねて言われたことですけども、要するに、地方交付税交付金の額が決定される前の基準にこの返還額の8割が算入されるということなので、この5億8,600万円ですか、これがずっと年次を追って最終的には全部返ってくるということではないと、こういうことでしょ。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） 交付税はその年度における歳入歳出の関係で決まってまいりますので、財政状況によってそこは変わってくるということになるかと思います。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 私も余り財政には詳しくありませんので、町長にお聞きしますが、まあ町長は財政等も担当されて随分お詳しいと思いますが、今私が言ったことに何か間違いがありますでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 交付税措置というのは、熊本地震等もあって、熊本県やら、それから益城町、西原村が非常に交付税措置でされるということで新聞等にも出ておりますけども、内容はやはり基準財政収入額と需要額の関係でありますので、そして償還時のいわゆる返済する元金、利子等はそのまま交付税の需要額で入ってきますけども、一方で収入額がどうかということでありまして、それで非常に税収等が落ち込んできて、いわゆる収入額が落ち込めばそれが非常に措置される額は増えますけども、一方で税収等が増えてきますとその分がいわゆる交付

税の実際に現金としてもらう金額は落ちてくるということになります。普通交付税制度というのはそういうものだということで理解されておるところであります。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） これも重ねてもう一回念を押しますけれども、5億8,600万円のこれがずっと年次を追って償還されていきます、地方債ですからですね。地方債じゃなくて、交付税措置をされるということですから、償還額ですから年次を追って償還していくわけですね。その中の要するに交付金を決定する基準の額の中に8割が算入されると。この理解は間違いないですね。そうすると、これも町長も財政的に努力をされてそうなるというふうにも思います。本町はやっぱり非常に財政状態がよくて、税収その他で交付金がだんだん減りつつある。今度の補正予算を見ましても、1億6,000万円ですかね、地方交付税交付金は、だんだん減っていつている。不交付団体までは、そこまでは話を聞いてませんが、不交付団体になりゃ、これはゼロですよ。としますと、この交付税で措置されるというふうなところもそうはならない、最終的にですね。そういうことも考えておかにゃいかんのではないか。その辺の情報も我々議員はなかなかそこまで財政的に詳しくありませんので、ちゃんとやっぱり情報として伝えてほしいと。でないと、当時、私なんか5億8,600万円の8割方が交付税で措置されて、年次を追って全部返ってくるんだというふうに理解をしておりました。それで、事業の大筋の方向が決まってくわけですね、議会に出てきてもですね。大変大事な情報であると思いますので、今後ひとつその辺については説明責任をやっぱりきちんと果たしていただきたい、そのことを申し述べておきたいと思います。

それで、もとにちょっと返りますが、言うならば、私あたりも概算も分からないまま大筋の方向に、議会としてはこれは賛成してるといいますか、そういうことになっております。普通自治会の時限で考えてみても、概算も分からずにその案が議論されて、可決されたり否決されたり、そういうことはあり得ないことで。概算さえ分からず、しかし財源措置はされたという状況の中で今の状態があります。そうすると、今この防災広場について何が決まって何が決まってないのか、その辺についてちょっと確認をしておきたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） 先ほど説明しましたとおり、実施設計を今入っているところでございまして、整備内容が完全に固まったわけではございません。整備内容が固まりますと工事費が固まってくるというようなことになってきます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 事業というのはいろんなことを概算で積み上げてきて、最終的にこのぐらいかかるという見込みを持って事業を始めるんですよ。財源はどうするのか、工期はどのぐらいになるのかと、その辺が余り明確にされないまま物事がずるずると進んでいるという状態ではないかと。これはまた一番最後の方の質問にもかかわってきますから、この辺を指摘す

るに止めておきたいと思います。

それから、次に移ります。4、5、6です。4、5、6、まとめていきます。

そのときの町民の皆さんから出たのは、どうも春に地震が起きて、車中泊とかなんとかやっぱ春だからできたということもあの中にはあると。だけど、地震とかいろんな災害が春とか夏とか季節のいいときに起こるとは限らないわけで、どのような季節にも対応するようなことを考えたかという質問がありました。それから、次が一番町民の方の願いだろうと思うんですが、防災機能について反対する方はいらっしゃいません、これは。私たちもそうです。防災機能はやっぱあった方がいいし、けども、あの一等地で何かの事業を起こすならば、通常の使い方ですね、町民の方の意見を聞いてみますと、屋根があった方がいいとか、遊具はないのかとか、あるいは芝生はないのかとか、そういうのが出てきますけれども、いつでも気軽に使用できる施設があって、それが防災機能を持っていると、これでいいんじゃないかという意見があるんです。ですから、そのときの町民の皆さんのあれからすると、季節に対応する防災施設、それから防災施設でありながら日常は町民が頻繁にかつ誰でも気軽に使用できる施設にしてほしい、こういう要望があります。これにどう具体的に答えるつもりなのか、お聞きします。

それから、前から出ておりますが、あそこの広場に、町の資金も限られておりますから、考え方によっては民間資本を活用して公共施設をつくって、そして何か公に役立てる方法は、今までの答弁ではそれはできんと、公共施設先行投資債で手に入れた土地だから、そういうものはできませんよという答えでしたが、本当に全く何の可能性もないのかどうか、その辺を聞きたい。

それから、現在テニスコートとかあるいは仮設住宅が建っておりますけれども、あとの東側の1ヘクタールの土地ですね、これについても現在の答弁の中では何も答えが出てきておりません。しかし、あそこは約3ヘクタールのまとまった土地なんですよ。それやっぱ一括して考えて、1ヘクタールについても今はどうにもできないけれども、将来はこうするんだぐらいのことは考えた上でこの防災広場というのをちゃんとすべきじゃないかと、こういうふうにご検討しておりますが、その3点についてお聞きをしたいと思っております。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えします。

まず、4番目のどのような季節にも対応する防災施設にという要望にどのように答えるかということでございますけれども、まずどのような季節にも対応する施設ということで、暑さや寒さに対応した施設ということだと思いますが、この広場は指定避難所ではなく一時的な緊急避難場所と指定しており、防災備蓄棟には一時避難室や救護室の設置を予定しております。このようなスペースには空調設備を設置する予定でございます。また、災害時においてこの施設は隣の光の森町民センターと一体的な利用をしていただくことで、防災機能が高まるものと思っております。

屋外では、暑さ、寒さや雨風をしのぐことはできませんので、家屋に住めないほどの被害を

受けた方や配慮が必要な方には隣の光の森町民センターやそのほかの指定避難所への避難を誘導することになります。防災のための施設はこの広場だけではなく、町全体として考える必要があります。町には既存の指定避難所が多数ございます。そのうち熊本地震では使用できなかった小・中学校の体育館も現在問題を解消して、復旧が完了しております。指定避難所である小・中学校の体育館等に空調設備の導入を財源を含め検討しているところでございます。

後段の防災施設でありながら日常は町民が頻繁にかつ誰でも気軽に使用できる施設にしてほしいという町民の願いについての御質問に関しては、これまで復旧・復興計画や復興まちづくり計画に関する住民懇談会などで御意見をいただいておりますので、それを実現するための多目的広場として計画をしております。具体的には、避難室は平常時は会議室として利用できますし、駐車場が整備されることで地域のイベントなどにも利用できると考えております。また、先般の説明会や要望等により遊具の設置の希望もありましたので、そのあたりの検討も行っているところでございます。

次の質問ですけれども、民間資本を活用した公共施設設置の可能性は全くないのかということですが、御存じのとおりこの用地は平成19年に熊本県住宅供給公社から購入しておりますが、その際、先ほど議員も申されたとおり、公共用地先行取得等事業債を活用しており、この公共用地先行取得等事業債は将来公共用もしくは公用に供する用地、またはその代替地として利用する計画に基づいて取得する用地が対象となっております。お尋ねの民間資本を活用した公共施設設置の可能性ということですが、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、いわゆるPFI法に基づく公共施設の整備等は制度としてはありますが、今回の2ヘクタールは既に整備方針を決めておりますので、民間資本の活用はございません。残り1ヘクタールについては、どのように整備をするのか今後検討していく中で、そういった民間資本の活用なども含めまして、さまざまな観点から検討してまいりたいというふうに思っております。

次の（仮称）光の森多目的広場の東側1ヘクタールの土地の将来活用も現時点で構想しておくべきと考えるが、どうかということですが、東側の1ヘクタールについては今のところ具体的な構想があるわけではございません。現在、仮設住宅にお住まいの方もいらっしゃいますので、そのあたりのお気持ちにも配慮しながら検討を進めていく必要があると思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 簡単な方から追加質問します。

5番の民間資本の活用ですね、これは全く不可能ではないというふうに理解していいですか。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） 2ヘクタールの方はもう整備をする方針が決まっておりますが、1ヘクタールについてはまだ何も構想ございませんので、制度としては民間資本の活用というのは

制度としてはございます。可能性はないではないということです。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 他の自治体に行きましても、民間資本を使って公共施設をつくってるという例はたくさんございます。余り私も詳しく調べたわけではありませんけれども、建物なり施設なりの所有とそれを公に使う、そのことはちょっと別だと思えるんですね。今の感覚ですよ。ですから、このPFIを活用するということも不可能ではないと、行政としては今の2ヘクタールについてはもう用途を決めてるんで、あとの1ヘクタールの話をされたと思うんですけども、不可能ではないと、可能性はあるというふうに理解をしておきたいと思います。

それから、幾つか矛盾点がこの前の説明でもありました。町民の方からお聞きしたことを少し、これ指摘をしておきたい。今ここでいろいろ言っても結論は出ませんので。

1つは、ヘリポートという話がありました。ヘリポートは、周りに小・中学校があるじゃないかと。小・中学校の校庭ですね、それで十分じゃないか。ヘリポートのことも考えて、片っ方では車中泊とか駐車場なんてこういうことはあり得ないことで、どっちかに使えばどっちかはだめなわけで。それから、自衛隊の風呂の施設とかなんとかが入ったら、もう車中泊はだめですよ。その辺はきちっと整理をしてもらいたい。

それから、このヘリポートについては、これは自衛隊の方からお伺いしたんですけども、第8師団と高遊原分屯地あれば十分であるという意見がございまして。その是非をここでどうするわけじゃありませんが、そういう意見があります。それから、避難室、これ余りにも小規模じゃないかと。あれを御覧になった人が、これは光の森地区の集会所としてもなかなか使えないと、もうちょっと考えてほしいというのがあります。要するに、屋根つきの建物ですね、体育館とか、例えばですよ、そういったものがあって、そしてそれに防災機能がつくというふうなそういう形がいいんじゃないかと。それから、今倉庫が企画されていますが、その機能性、ひさしを北側につけた形になってますけれども、あれで果たして機能的なのかどうか。トラックが横づけされてという話でしたけれども、人によっては真ん中に入れるようにしたらどうかという話もあります。屋根の真ん中にですね、真ん中に。そして、それをコンテナですっと上げていくという形もあるんじゃないかと。そういう意見が出ております。これはですから、先ほど申し上げましたように、そういう指摘に止めておきたいというふうに思います。

ただ、町民の皆さんの意見というのは、本当はもっと早くすべきだと思います。意見を、基本計画をつくる前、今実施計画でしょ、実施設計でしょ。そうじゃなくて、基本設計をする前に聞いて、私が冒頭に申し上げたいいろんな力を結集するというのそういう意味なんです。いろんな人たちの意見を、そりゃ煩雑かもしれませんが、聞いて、それを整理して、集約していくのが行政の役割じゃないでしょうか。これを指摘しておきたい。ですから、だけでも、今の段階でもできるものについては、8日、9日、せっかくしてらっしゃいますから、今からでも対応していただきたい、というふうに思います。

それから、これを言うとまたもとに戻ってしまうから避けようと思ってましたけれども、先

ほど町長から何か中部小の件が出ましたのでちょっと触れておきますけども、考えてみればこの広場というのはもう十数年前に手に入れてるわけですね。それからずっと期日が流れて、議員も何回もどうするんだ、どうするんだという質問もして、それが全然計画も何もされずに、28年に地震が起きたら、その後、ぼっと防災広場というのが突然出てきたという感じなんですね。そうではなくて、やはりもうちょっと前の段階で、もう少し町民の意見とか、やっぱり議会の意見を尊重してほしいという思いで言ってます。そこがですね、そりゃもちろん取り入れられるもの、取り入れられないものあると思いますけれども、そこをきちっと行政の執行部の方で集約をして筋道をつけていけば、力は倍にも2倍にも3倍にも4倍にもなると思います。菊陽町の力がですね。そういうことを申し上げておきたい。

次、移ります。

次、7番です。我が町において起きる頻度が高いと推測されるのは、震災よりも白川の溢水や台風被害ですね。この救済にも当該施設を活用することを想定しているかどうか。どうも今まで話を聞いた段階では、その視点は余りないように思いますので、その辺まで想定したのか、それから白川の溢水、台風ですね、こういったのにどういうふうに対応しようとしているのか、その辺も含めてお答えいただきたい。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えいたします。

災害については、大雨、台風、地震、大規模火災などが主なものと想定されますけれども、災害の種類、災害の規模、被害の状況でその対応の仕方は大きく変わってくるものと思いますし、災害に応じてどこを支援の拠点とするのか、どこの避難所を開設するのも変わってくると思います。防災のための施設は、この広場だけでなく町全体として考える必要があります。白川の溢水や台風での被害は確かに地震より想定しやすいものですが、どこでどのような災害が発生するか分かりません。あらゆる災害に備えて、発災時の被害の程度や被災者の利便性を考慮して、この多目的広場も含めて被災者支援に適した施設を利用できるようにすることが必要だと考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 全くそれるわけじゃありませんけど、少しそれるような気もしますが、白川も見ると、私はある人からCDをいただきました。今の白川の改修の状況といいますかですね。見てみますと、何かこれは私の感覚ですが、下流の方ですね、小碓橋とかあるいは変電所の下あたりから下流ですね、要するに熊本市の部分についてはかなり改修がされてるけれども、どうももうちょっと上流の中流域については余り進んでないような感想を持っております。これは微細に見たわけじゃありませんから、余り言い切ってもいかんと思いますけれども。ただ、ちょっと私がいつも不思議に思うのは、あそこのキエモンというあれがありますね、あそこがどうも川の構造から見ると、一番水流はあそこにばっと集中するような感じがす

るんです。ところがいつまでたってもあそこは堤防とかそういったのが正式にはできてないし、まだいまだに積んでありますね。そういったのもちよっとどうかなと思いつつも見ております。そういうところあたりもやっぱり考えなくちゃいけないんじゃないか。もちろん防災広場もいいんですけども、これはただ白川の溢水とは余りかかわらないような気がするんですよね。下津久礼あたりがばあっと一斉に全部水につかって避難せないかんというふうな、そこまではちょっと想定しがたいような気がするんです。せつかく質問に立ちましたので、その白川の整備等についてもちよっと考え方を聞かせていただけませんか。町長。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 白川の整備につきまして、いわゆる熊本市側につきましては国交省の方が直轄でやっておりまして、いわゆる菊陽とそれから大津町に入る分については、これは熊本県が整備するというところになっております。熊本県に対しましては、立野ダムの関係はこれはもう本体工事に入っていつておりますけども、ダムだけじゃなくて白川については熊本市と同じような整備を取り組んでいただきたいという要望はいつも出しておりますけども、現在は平成24年の白川の水害のときの整備といたしますか、その段階で、それも大体終わりに近づいておりますけども、さっき言われたような箇所については現地に、これ熊本県の広域本部の方になりますので、そこの方にも言うて、現地も一緒に立ち会いながら、また代議士も来ていただいで見ていただいて、要望はやっておりますけども、今の時点ではまだ県の方がなかなかできてないということで、まだ対応ができてないような状況であります。

これ白川中流域の立野ダムと、それから白川の整備について、期成会ですね、熊本市と大津町、南阿蘇村、菊陽町でつくっておりますので、そういった場面のいろんなあるときには機会あるごとに要望はやっておりまして、熊本市並みのいわゆる白川のきちんとした整備をやっていただきたいという活動は続けておりますんで、これもやはり機会あるごと、また毎年、またいろんな場面できちんと要望しなければなかなか、県の方も熊本地震があった後で財源もないということであるかもしれませんけども、長年の菊陽町、大津町にもそういう場所がありますけども、ぜひ整備していただきたいということは、粘り強く、そしてまた議会の皆さん方もある場面では一緒に行動をともにしてもらいながら要望活動をしなければ、なかなか具体性が出て、今のところは出ておりません。真剣に取り組まなければならないというふうに考えております。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） そのCDの中では町長も言っておられましたし、ちゃんと映っておりますですね、それから坂本代議士ですか、地元の方と一緒にやっておられる姿が出ておりますので、その辺はもう確認しておりますけれども、何せどうも中流域については県の管轄ですけども、国交省あたりの感じとしては、何か中流は遊水地域みたいな暗黙の考え方があるんじゃないか。国交省の熊本市管轄のところはもうちゃんとしますけども、どうもこっちは少し手抜きのような感じがせんでもありません。ですから、町長おっしゃったように、我々議会にも声

をかけていただければ、そりゃ行って何ができるというわけじゃありませんけれども、世論を盛り上げるとかそういったことにはやぶさかではないというふうに思いますので、防災センターも今度につくられますから、どうぞこの辺にも、白川の方にもちょっと目を向けていったらどうかというふうに思います。

8番に移ります。何回も私はこれ言っておりますけども、大きな事業については事業計画ですね、費用、財源がどうなるか、施設の概要がどうなるか、事業の期間、こういったものを一覽で示したそういう計画書を示していただきたい。予算で関連で説明があっても、きちっとした事業についての全体像が見えないと、なかなか判断もしづらいところがありますので、今後はぜひそれをしていただきたい。これで3回か4回言ってると思いますけども、ぜひ実現してもらいたい、その辺の考えを聞かせてもらいたいと思います。まず、そこから、はい、お願いします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） 大きな事業について事業計画等提示すべきという質問ですが、事業の内容によって事業の進め方も変わってまいりますし、用地取得、財源、特に補助金の採択の有無、採択の時期などの関係で提示できる時期と内容が変わってくるものであると思います。その事業の内容によってこれまで同様適切な時期に確実な情報を示してまいることが、責任を持って事業を進める上で非常に重要なことではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） これはもう先ほどの町民の方と同じことになりますけれども、我々もそんなに無理は言いません。もちろん言える時期、言えない時期というのはあるだろうと思います。ただ、大きな事業をやるに当たって、概略、こうなりますというぐらいのことは言えないはずはない。これは全協に示された防災広場の資料、御存じですよ。これもいろいろ説明はしてあります。それはありがたいんですが、だけど、さっきから聞いているように、概算、幾らかかるのかとか、その財源措置はどうするのかというのはさっぱり分からない。だから、こういったのもある程度ですよ、揚げ足取りはしませんので、ある程度やっぱり大体このぐらいですと、こういう構想でおりますというのがあれば、どうぞ示していただきたい。

今度の防災広場についても、それがなされておったならば、今私が質問したようなそういうことも一切なかったと思います。重ねて言いますが、このことは何も私たちの都合で言ってるんじゃないくて、本当に町の力を一点に集めようとするなら、町民に対しても、それから議会に対しても、もう少しよく説明をして、そして情報を共有して、そしてその中で指導性を発揮していただきたい。これができれば、菊陽町は私はまだ発展するというふうに思います。

町の財政がいいという話がありますが、私は比較的がいいというふうにいつも考えています。絶対的にいいわけじゃありません。情勢が変われば幾らでも変わります。その財政力もありますけれども、菊陽町の財産というのはこの菊陽町が占める県下での位置ですね、地理的な



位置、これはもう菊陽町をのけてはほかの自治体も何もできないぐらいの位置にあると思います。そこで、ただど一番大事なのはその中で人間がばらばらでは、町民も、議会は何か行政とけんかばかりしるとか、そういう状態ではこれは町としてせつかく発展する要素をわざわざ削りよるといふふうに思います。ですから、今の事業の計画にしても、混乱するといふふうに思わずに、多少はいろんな意見が出て、それを筋道をつけてまとめていくんだという観点で計画書もぜひ一定の時期には出していただきたいと、そういうふうに思います。

それと関連して、9番目に移ります。この広場の用途を決める前に、どうして町民の意見を聞く会を催さなかったのか。実施設計を発注した後でのこの会の開催の目的は何かについてお尋ねしたい。

これも何回も何回も言うておりますけれども、いろんな意見を聞くならば、基本設計の前ですよね、どう考えてもですね。基本設計の前に聞いて筋道をつけていくという形が大事だと思いますけれども、実施設計のもう発注をしたと、それから説明会開いた、ちょっと私は理解ができないんです。その辺の考え方についてお答えをいただきたい。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えします。

この広場の用途については、熊本地震の前から多方面からさまざまな御意見がございました。しかしながら、熊本地震発生後しばらくしてから、復旧、復興を進めるために住民の皆様のお意見をお聞きした復旧・復興座談会や県が設置した熊本地震復興基金への事業提案、地域の困り事に関する声を直接お聞きするために実施した地域復興座談会、復興まちづくり計画を策定する参考にするために全町民を対象として実施したアンケートを行ってまいりました。その中で、非常に多くの声をいただいたのが熊本地震の際に光の森町民センターに避難された住民の皆様による光の森町民センターの混雑の様子についてでありました。そして、防災機能の充実を望む声が多くありました。また、そのほかの地域の皆さんからも防災機能の充実を望む声がたくさんいただいております中で、町の防災力を高めるために住民の皆様の実現するための構想としてまとめ、この多目的広場の防災機能を高めるという整備方針を決定したものでございます。

また、多目的広場の整備内容につきましては、今年の2月に開催しました復興まちづくり計画説明会では、大まかな整備案をお示ししておりましたが、8月9日、10日の説明会は具体的な整備方針がまとまりましたので、その内容を町民の皆様にお示しするためと、これから実施設計に入るに当たり、町民の御意見をお伺いし、参考とさせていただくために開催したものでございます。

時期につきましては、住民の皆様に見せられる最も早い段階がこの時期でありましたので、今後の事業の進捗を考え、この時期の説明会となったものでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） そろそろ結びにしますけれども、この菊陽町みたいな地方の小さな自治体で行われるいろんな事業ですね、これはよほど首長なり議会なりが悪玉でない限りは、私はもう立派な事業ばかりだというふうに思います。最後は、いつも言ってますが、お祝い事、わあ、よくやりましたねと、でき上がりましたねと、みんなで喜べるようなものがほとんどだと思います、事業としてはですね。ただ、その持っていき方とか、意見の集約の仕方を間違っていると、そこでもめたりとか、いろんな障害が出てきたりとか、そういうことになるというふうに思います。

後藤町長の施政方針、この3月に申されましたけれども、4本目の柱がありますですね。「みんなで協働して支えるまち」という短い言葉ですけども、4本目の柱です。大きな柱が4つあって、その中の4本目の柱が「みんなで協働して支えるまち」ですね。これをぜひやっぴり名実ともに実行していただきたい、そういうふうに思います。そうすれば、数学では1プラス1は2ですけども、人間の数学でいきますと1プラス1は3にもなったり4にもなるというふうに私は思っておりますので、最後はよかったなと、いい事業やったなというふうにみんなが言えるようなそういう集約の仕方をぜひしていただきたい。そのためには、事業計画も示してほしいし、それから事前のいろんな相談ですよ、情報の共有、そういったのも本当に、リーダーシップが要りますけども、リーダーシップを持って、胸を大きく広げて、そういうふうに取りまとめていっていただきたいというふうに思います。

先ほど言いましたように、私は今回はこの防災広場については大まかな方向は決定しているので、そのことについてもう質問はしまいかと思っておりましたが、質問してる趣旨は、皆さんこれやっぱりお祝い事にしましょうよという意味なんです。防災広場について誰も反対する人はおりません。これはもう災害の結果をやわらかくしたり、そういうための施設です。ただやっぱり、ちょっともとに戻ると、じゃあ、果たしてあそこが適当なのかとか、いろんなのがやっぱりまだくすぶってるという状況にあると思います。方向としては決まってるけれども、そういうのがくすぶってる。できるだけくすぶる要素を今後お互いに、お互いにです、なくしていきたいなということを申し述べて、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時56分

再開 午後2時5分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐々木理美子君。

○5番（佐々木理美子君） 皆様こんにちは。議員番号5番佐々木でございます。

私が今回の防災の一般質問を考えている間に大きな災害がありました。4日には大型の台風

21号が関西方面に上陸し、今朝、朝早くには北海道に私たちが経験した同等、同レベルの地震がありました。被害状況についてはこれからはっきりとしていくでしょうが、被害に遭われた皆様には心よりお見舞い申し上げます。そして、私たち菊陽町では今年の夏は例年になく猛暑日が続き、農家の皆様におかれましては、定植後の水かけなどの農作業に大変苦労されたとお聞きしています。秋、冬の収穫が順調にいきますよう、心より願っております。

本日の質問は、町の防災対策について、児童・生徒の登下校の安全・安心について、LGBTに関する取組について、運転免許の自主返納についてです。質問は質問席でさせていただきます。

○議長（渡邊裕之君） 佐々木理美子君。

○5番（佐々木理美子君） 熊本地震の教訓と災害体制はどう変わったのかについてお尋ねをいたします。

平成28年大地震が熊本を襲いました。熊本ではこれまでも多くの災害が発生し、古くは明治22年の大地震、昭和2年の台風、平成3年の台風19号、平成11年の台風18号、そして平成24年の九州豪雨災害がありました。

熊本地震では、私たち菊陽町でも多大の被害がありました。菊陽町総合計画に示されている「住みよい安心・安全なまちづくり」、第1章、防災の充実では、南海トラフ地震を想定した取組が計画されています。しかしながら、熊本地震では菊陽町も直接的被害を受けた当事者となり、多くの町民の方が今なお不自由な生活を強いられています。今後の施策として防災体制の見直しを早急に考える必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えいたします。

町の防災体制については、災害対策基本法に基づき、町の防災会議において策定する菊陽町地域防災計画において定め、毎年見直しを行うこととしております。平成28年の熊本地震の経験を踏まえ、今年度は地域防災計画の大きな見直しを行いました。職員の防災体制である災害対策本部の見直しも行ったところです。

見直しの内容としましては、災害時に必要な事務と指揮系統の整理を行い、統括調整部、被災者救援部、生活基盤対策部の3つの災害対策部で編成し、また熊本地震のような大規模災害の場合は、発災後の応急対策だけでなく、生活再建支援のための取組も必要でありますので、発災後、適した時期に被災者生活再建支援部を編成できるように充実させています。

また、ボランティアの皆様や自衛隊など外部との連携体制も充実させておりますし、さらには屋久島町や豊中市と災害時の応援協定を結んでおり、応援を受ける場合の体制、いわゆる受援体制も充実させているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 佐々木理美子君。

○5番（佐々木理美子君） 熊本地震の後、町民の皆様に対して校区ごとに懇話会を持たれて、町

民の皆様が地震で困ったこと、気づいたことなどについて多くの意見を聞かれたと思います。皆さんの必死の思いだと思います。町民誰もが置き去りにならないような対策、体制であることをお願いして、次の質問に入ります。

2番の町職員の防災に対する意識の変化はあったのか。地震後、実際に現場にいた職員の意見があったのかを質問いたします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えいたします。

熊本地震が発生して、職員は災害対応に当たったわけですが、発災当初のあの混乱の中で、それぞれの持ち場で経験したことのない激務をこなし、災害と向き合いました。地震後に職員アンケートを実施しましたが、その中の職員の声を一部紹介しますと、今回を機に日ごろの対応について学習していく、日ごろから地域住民とコミュニケーションを図る、ボランティアを受け入れやすくする環境づくりも必要、全職員が何の業務を行うか考えておく必要がある、これらに加えて避難所運営をはじめさまざまな業務に対する改善策の提案がありました。あの熊本地震の経験をした職員の防災に対する意識はさらに高まったものと思っております。

大きな災害の際、職員は災害対策本部長である町長を中心として、災害から町民を守るという意識が職員には根づいたものと思っております。この職員の防災に対する意識の高まりを今後につなげ、さらなる防災に対する知識や意識の向上と防災体制の強化を図っていくことが重要であると思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 佐々木理美子君。

○5番（佐々木理美子君） ただいま職員アンケートの件をお話しされましたけども、日ごろから地域住民とのコミュニケーションを図るとありましたが、職員、特に新人の職員に対しては地域を知ってもらいたい、町に出て地区を知ってほしいと私は思います。そのことについてどう思われますか。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） 今御質問のありましたとおり、新人職員は最近は特に町外からの採用も多くて、地域を知らない職員が入ってまいります。新人職員の研修の際に、まず地域を知るようにということで研修をして、啓発をしているところでございます。

○議長（渡邊裕之君） 佐々木理美子君。

○5番（佐々木理美子君） 4月16日の余震のとき、私は現場近くの公共施設にいました。アスベストのある施設でしたので、とにかく中にいる人たちを施設から出し、役場に状況を説明に行くと、もうたくさん職員が駆けつけ、後片づけ、そして被害状況を確認しておりました。そして、本震後、避難所では職員は押し寄せる避難者に声をかけ、励ましていました。職員の中には、家に置いてこれない小さい子どもを連れてまで職務に当たっている者、駐車場にしている納屋が潰れていたが役場にきたなどの声もありました。まだまだ復興は終わっていません

が、今なお仮設などに住まわれている方もいらっしゃいます。また、農業被害、上井手・下井手被害、カントリー被害、公民館被害などなどに対し、早く復旧しようとする町の姿は、町民の一人として私はしっかりと見てきました。熊本地震での経験をもとに、災害時に実際に行った事務に基づいて災害対策本部を再編され、応援協定などで体制を強化されたということ、また職員の声を生かして今後も防災体制の強化をなされているというように受けとめました。熊本地震で指揮をとった町長として、これからもその経験を町の防災力強化や復興まちづくりに生かしていただきたいと思っております。

それでは、質問の2番に入らせていただきます。

2番の児童・生徒の登下校の安全・安心について質問させていただきます。

大阪北部地震で大阪府高槻市小学校のブロック塀が倒れ、下敷きになり女子児童が亡くなりました。改めて心より御冥福と哀悼の意を表しますとともに、御家族の方々に対し心よりお悔やみを申し上げます。このような悲しい、いたたまれない事故を未然に防ぐためにも、学校施設の安全点検はもとより、子どもたちが通学する道路においても安心・安全が保たれるような環境づくりを第一に考えて、今回の質問をさせていただきます。

8月11日の熊日新聞では、国公立の幼稚園や小・中高校を対象にブロック塀の緊急点検結果が公表されました。県内では対象となる819校のうち253校の塀に安全性の問題があった。うち72%の181校は応急処置が完了しているとのことでしたが、菊陽町の場合の学校施設の危険箇所についての状況はどうなっているのか、答弁をお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○学務課長（矢野信哉君） こんにちは。御質問にお答えします。

教育委員会におきましては、大阪北部を震源とする地震によるブロック塀の倒壊事故後、学校施設及び通学路におけるブロック塀の危険箇所の調査を実施しております。ブロック塀の安全点検にかかわる調査は、著しいひび割れ、破損または傾斜が生じているブロック塀について調査を実施しました。その結果、学校施設については菊陽南小学校に1か所と武蔵ヶ丘小学校に1か所の計2か所において危険箇所を確認しております。そのうち菊陽南小学校のブロック塀につきましては、既に撤去が完了しています。武蔵ヶ丘小学校のブロック塀につきましては、隣接の土地所有者との協議が必要ですので、今後協議を行い、対処していく予定です。なお、現地の危険ブロック塀には、危険であることを表示し、ロープを張るなど安全対策を施しています。通学路については、町内全体でブロック塀の安全性が低いと思われる箇所として53か所上がっています。その箇所につきましては、各学校の安全マップにブロック塀の箇所を明示し、児童・生徒に危険箇所について周知し、注意喚起を行っています。

今後の対応につきましては、都市計画課で民間危険ブロック塀の撤去を促進する補助金について町の交付要綱を今後策定し、実施を計画しておりますので、連携して対応を行ってきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 佐々木理美子君。

○5番（佐々木理美子君） 私は武蔵ヶ丘小学校のそばに住んでいますが、農園のブロック塀に危険箇所という張り紙が張ってありました。夏休み中にはそんなに思わなかったのですが、2学期が始まってその張り紙だけ、危険箇所を囲うでもなく、子どもたちはそのそばまで入ってきていました。私の方から行政に報告させていただきました。昨日周りをロープで囲ってありましたので、対応してくださって安心しました。

それでは、2番の学校施設及び通学路における安全点検はどのように実施しているかについてお尋ねをいたします。

先日、中部小学校の保護者の方から相談があり、通学路に不安があるとのことでした。一緒に指摘を見に行きました。中学校のグラウンドから中部小までの通学路のことです。ここは道路幅も狭く、特に朝の通学時においては中部小学校の児童がはみ出すほどです。また、坂道でカーブでもあり、スピードを出した車が走ってくるので危険であり、保護者としては不安に思っておられました。ほかにも下津久礼の空き家のところは通学路になっており、高さ150センチのブロック塀もありました。区からは行政に対応をお願いしているとのことでしたが、そのようなことも含め、安全点検をどのように行い、その後、対応しているのかについてお聞きをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○学務課長（矢野信哉君） それでは、お答えします。

学校施設の安全確認は、定期的に危険箇所や施設の不具合等がないかの点検を行っております。なお、遊具につきましては、専門業者による定期点検も実施しており、必要に応じて整備が必要な場合には対処しております。通学路の安全確認につきましては、年度初めに学校と保護者により通学路の安全点検を行っております。そこで危険ではないかと認められる箇所につきましては、道路管理者、警察、学校関係者とで合同点検を実施しております。合同点検の結果、通学路の整備が必要な場所に応じて、国道、県道及び町道についてはそれぞれの道路管理者へ要望することになります。なお、通学路にある危険なブロック塀など、所有者との協議が必要な案件につきましては、道路管理者などと連携し、対応していくことになります。また、交通規制に関するもので、横断歩道、停止線、交通規制標識、信号機設置などについては、町として警察及び公安委員会へ要望することになります。今後も、保護者、自治会などの地域の方及び関係機関と連携を密にしながら、児童・生徒の通学路の安全対策に努めるとともに、学校施設の安全対策にも努めてまいります。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 佐々木理美子君。

○5番（佐々木理美子君） 先ほどの通学路に関してなんですけども、武蔵ヶ丘小学校の方に、ちょっと歩道を広くしてポールを立てるなどした場所があるんですけど、ああいうふうにポールを立てたりとか、学童注意という標識であったり、路面標示であったり、そういうものができ

ないか、お尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○学務課長（矢野信哉君） 御指摘のありました中部小学校への通学路に関しましては、確かに確認しますと狭いところであります。その場所、場所に応じた対応を今後考えていきたいと思えます。

○議長（渡邊裕之君） 佐々木理美子君。

○5番（佐々木理美子君） 前向きに検討をよろしくお願いいたします。

それでは、3番の地域と連携した安心・安全な環境づくりについて質問をいたします。

現在、地域パトロールとしては、少年補導、青パト、PTA、各地域の行政における見守り隊、そのほか各諸団体の活動があります。しかし、各諸団体とともにパトロールの時間帯、目的、パトロール対象の地域などに違いがあり、一概に子どもたちの通学路における危険箇所の把握や不審者などの情報などにも即効があるとは限りません。また、子どもたちの登下校の安全全面に関してどう守るかを考えたとき、防犯ボランティアの高齢化や共働き世帯の増加の影響で地域の目が減少し、見守りの空白地帯が生まれており、国も通学路の危険箇所を把握するなどの対策強化に乗り出しています。

警察庁によりますと、2015年から2017年にかけて13歳未満の子どもが通学などの路上で被害に遭った時間帯は、平日午後4時台が最多の378件、同3時台も318件に上るなど、下校中に集中しています。また、登校時の午前7時台も146件と多かったという分析結果が発表されています。

菊陽町の中を見て、広げていただきたい活動があります。それは、菊陽西小学校の新生の下校見守り活動と、南八久保地区でされている防犯パトロール隊です。西小学校の新生下校見守り活動は、1年生が入学して1週間、保護者、地域のボランティアで帰る家の近所まで付き添い、見守る活動です。南八久保の防犯パトロール隊は、児童の安全を守りながら、ひとり暮らしや空き家の状況、不審者を注意しながら、問題があったら自治会役員や民生児童委員に連絡する活動を10年以上続けられています。会員は40名ほどいらっしゃいました。そんな活動をぜひ町内にも広げていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼中央公民館長（梅原浩司君） お答えします。

児童・生徒の登下校時の見守りについては、交通安全の面だけでなく、近年増加傾向にある子どもの犯罪被害から地域の宝である子どもたちを守るための大切な活動であると考えております。

また、このような見守り活動は、地域の方々の御理解と御協力なしにはできません。先週の月曜日から町内の小・中学校では2学期が始まりましたが、通学路の大きな交差点などでは、PTAや地域の方々が見守りや挨拶などの声かけを行っている姿を多く見ることができました。大変ありがたいことでもあります。

菊陽町における環境づくりとしましては、地域と学校が連携、協力して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えるため、本年度から社会教育法に基づく地域学校協働本部を設置しています。地域学校協働本部では、地域住民のほか保護者やPTA、社会教育団体、文化団体、スポーツ団体、福祉関係団体、警察、消防団といった方々がメンバーとなり、児童・生徒の登下校時の見守りや体験活動の支援など、学校が必要とする活動に協力して支援していただくこととしております。

また、地域学校協働本部には、地域と学校をつなぐコーディネーターとして、地域学校協働活動推進員を2名配置しており、今後も地域学校協働活動推進員を中心に、地域と学校が連携し、菊陽町の児童・生徒の安全・安心を守っていきたいと考えています。

なお、佐々木議員からありました西小学校での地域の方が付き添った新入生下校見守り活動は、5日間にわたり毎日60名を超える多くの地域の方々に御協力いただいた画期的な取組です。今後、この取組をモデルとして、各学校のニーズに応じた活動を一層進めてまいります。

また、長年続けられている南八久保地区での防犯パトロール隊の活動についても、大変ありがたい取組ですので、何かの機会で他の地域の方に紹介するなどし、このような活動が町内に広がるよう働きかけてまいります。

○議長（渡邊裕之君） 佐々木理美子君。

○5番（佐々木理美子君） 菊陽西小学校の取組も、南八久保である防犯パトロール隊の活動も、児童・生徒の安心・安全を守る活動で、取り組みやすい活動だと思います。地域と連携した活動をほかの小学校にも、地域にも大きく広げていただくことをお願いしております。

それでは、3番のLGBTに対する取組について質問に入らせていただきます。

日本国憲法においては、基本的人権の尊重がうたわれています。この一文の中には、人権の普遍性とは、人権は人種、性、身分などの区別に関係なく人間であるというただそれだけで当然にすべきで、共有できる権利であるということの意味します。このように明確に日本国憲法において基本的人権が保障されているとおり、性別の区別によって分け隔てたり、差別、人権侵害などは決して許されることではありません。しかし、ここ数年、テレビタレントの影響やインターネットの普及につれて、多種多様な自己表現の場が提供されています。今日までマイノリティーであることだけで個性を認められず、個性である自由表現にすら抵抗を感じて、社会から阻害された閉塞的な立場を強いられてこられたことと思います。菊陽町のLGBTについての取組についてお尋ねをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（古賀直之君） それでは、質問の町はLGBTを人権問題としてどのように取組を行っているかという御質問に対してお答えしたいと思います。

LGBTなどの性的マイノリティーをめぐる対応状況として、国においては性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の施行や、文部科学省が教職員向けの手引を作成し、児童・生徒に対するきめ細やかな対応を求めています。



また、全国の法務局、地方法務局において面接や電話等による人権相談が実施されております。

県においては、熊本県人権教育・啓発基本計画の中で性的マイノリティーの人権を守るための人権教育・啓発に取り組むとしています。

また、熊本県男女共同参画計画の中では性的マイノリティーが個人としての尊厳を保ち、差別を受けることがないように、誰もが安心して暮らせる環境整備に取り組むとされております。

県内の市町村では、熊本市が職員向けのハンドブックを作成し、窓口や電話での対応時の職員研修を実施されております。

御質問の本町におけるLGBTなどの性的マイノリティーの人権問題の取組については、平成28年1月に男女共同参画啓発イベント「よかつれフェスタ2016」の中で町民向けのLGBTなどの性的マイノリティーをテーマにした講演会を実施しております。

今後は、本町における人権課題の一つとして取組を検討し、町男女共同参画計画の見直しにおいてもLGBTなどの性的マイノリティーをめぐる対応を盛り込む予定としております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 佐々木理美子君。

○5番（佐々木理美子君） 熊本市では、日常的に多様な市民が手続や申請に訪れる市役所において、LGBTなど性的少数者に対する正しい知識を持つとともに、その生活上の困難などを十分に理解し、寄り添った対応を行うことを目的に、職員向けサポートブックをつくり研修に役立てています。

また、合志市では、「なぜLGBTは人権の問題なのでしょうか」と題し、人権教育推進協議会で講演会を開催しています。

まずは職員の研修だと思いますが、お尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（古賀直之君） 職員の研修はについてというお尋ねでございます。質問にお答えしたいと思います。

LGBTなどの性的マイノリティーに対する理解は、人権を守る観点からも必要であると認識しております。まずは、町職員が性的マイノリティーに対する正しい知識を持つとともに、当事者が抱えている困難等についても十分理解し、寄り添った適切な対応を心がけることが必要です。県内市町村の精神的な事例としては、熊本市が本年1月に管理職向けの職員研修を行い、8月には行政職員として知っておくべき基礎知識を身につけるためのLGBTなどの性的マイノリティーサポートハンドブックを発行して、新たな人権課題として性的指向や性自認等に関して理解を深め、窓口や電話での対応が行われております。

本町における近年の職員研修としては、部落問題やハンセン病問題、水俣病問題などの人権問題に関する研修を実施しております。また、人権問題に関する各種研修会に職員を派遣して、さまざまな人権研修の中で行政職員として必要な人権感覚を高めております。

議員お尋ねの職員の研修でございますが、先ほど申し上げました「よかつれフェスタ2016」の講演会に職員も参加して研修しておりますが、人権問題に関する職員研修としては、これまでLGBTに特化した研修は実施していません。今後は、性的マイノリティーに対して行政に求められる対応や支援のあり方について、先進事例を参考に関係部署と協議をしてまいります。

○議長（渡邊裕之君） 佐々木理美子君。

○5番（佐々木理美子君） 人権問題の研修の中にぜひLGBTの研修も含めていただきたいと思い、次の質問に入らせていただきます。

近隣の合志市においては、トランスジェンダー対応のトイレ「だれでもトイレ」、そして先ほど課長の方からありましたけども、熊本市においては、これは九州で初めての職員に対するLGBTに対する理解を深めるための研修や、LGBTなどの性的マイノリティーサポートハンドブック作成をつくったと、こちらの方が九州で初めてですね、報道されています。まずは、公共施設における整備、ハンドブック作成などが考えられますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（古賀直之君） 公共施設の環境整備についてという質問に対してお答えいたします。

お尋ねの公共施設の環境整備については、熊本県では県庁の1階と地下に性別にかかわらず利用可能な多目的トイレを設置しております。また、熊本市においては、各種申請、届け出等における性別記載の有無に関する調査等を全庁的に実施して、今後の対応を検討していくと聞いております。

本町の公共施設におきましても、役場庁舎をはじめ、各公共施設に性別にかかわらず利用可能な多目的トイレは設置しております。今後は、LGBTなどの性的マイノリティーに対して行政に求められる対応や支援のあり方について、全国の事例を参考に関係部署と協議しながら研究したいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 佐々木理美子君。

○5番（佐々木理美子君） LGBTに対する正しい知識を身につけ、理解し、偏見のないように考えていただきたいと思い、今回の質問をしました。研修、環境整備についても、どうぞ行政の方も前向きに検討していただくようによろしくお願いいたします。

次の4番、運転免許自主返納についての質問に入らせていただきます。

まず1番、運転免許返納に対する啓発、運転免許返納の啓発についてお聞きいたします。

最近では、高齢者ドライバーによる悲惨な事故が起こるたびにマスコミが大きく取り上げ、高齢化社会の深刻な問題となっています。このため、本年3月にスタートした改正道路交通法では、運転免許の更新時に高齢者対象の講習や検査が行われており、高齢者ドライバー対策が大きな改正点になっております。さらに、高齢者による交通事故の増加に歯止めをかけるた

め、運転自体をやめる運転免許証の自主返納が進められています。平成24年4月からは、運転免許証を自主返納すれば運転経歴証明書の交付を受け取ることができ、公的な身分証明書として生涯使えるようになりました。運転経歴証明書にはさまざまな特典が付加され、この年から自主返納者が急増しています。ところが、この車の運転をやめる人の中には、新しい制度を知らない人も多く、自主返納しないまま運転免許の期限切れとなるケースもあります。自主返納しなければ運転経歴証明書の発行を受けることができなく、特典を受けることができません。運転免許の自主返納について積極的に啓発する必要があると思われませんが、このことについての答弁を求めます。

○議長（渡邊裕之君） 介護保険課長。

○介護保険課長（宮川照之君） 質問にお答えいたします。

最初に、高齢者の運転免許の所有状況について説明いたします。

熊本県警察の統計データによりますと、65歳以上の高齢者免許人口は、平成27年、熊本県が27万8,846人、うち菊陽町が4,550人、平成28年、熊本県が28万9,624人、うち菊陽町が4,816人、平成29年、熊本県が30万44人、うち菊陽町が5,137人となっており、高齢化の進展により毎年増加している状況です。

また、免許証自主返納者については、平成29年、熊本県が4,813人、うち菊陽町が57人という状況です。

それでは、質問の運転免許返納に対する啓発についてですが、熊本県警察が実施する啓発事業などに協力しながら、町でも啓発を行っていきたいと考えております。

以上になります。

○議長（渡邊裕之君） 佐々木理美子君。

○5番（佐々木理美子君） 菊陽町での自主返納者がすごく増えてるなど、今数字を聞いて思いました。ぜひ啓発の方をよろしく願いいたします。

次に、返納者に対するサポートについての質問です。

熊本県では65歳以上で運転免許証を自主返納した方、運転経歴証明書の交付を受けると、県内全域の一般の路線バス、電鉄、それから市電の運賃が2年間だけ半額になります。ほかに、市町村によってはコミュニティバスとかタクシーの割引券が行われていますが、本町でもこのような支援ができないのか、また県外ではさまざまな支援が展開されていて、温泉施設の割引、それから信用金庫の金利優遇、電動車椅子の補助とか、運転経歴証明書の交付にはこれには1,100円かかります、その1,100円を助成する自治体などもあります。免許返納者にコミュニティバスやタクシーの割引券、また温泉施設割引などを実施して、積極的にサポートする考えはないでしょうか。このことについてお答えをお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいま議員が話されました運転経歴証明書について、幾つかの地区の地区交通安全協会の方で無料で交付されておりますけども、県内の自治体の中ではまだこの申請

手数料の助成は行われてない状況でありますけども、大津地区の交通安全協会の方ではいわゆる証明書の発行は有料ということで聞いております。

そういった中でありますけども、非常に本町の場合でも高齢者の方で返納されてる方が実態として大分出てきておりますので、この件につきましては町の方で自主返納者を支援するために来年度あたりから町独自の助成、どういうものができるかというのも準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

自主返納者へのサポートについては、乗り合いタクシーとかタクシー運賃の助成とかいろいろよそが取り組んでいることもありますので、そういうものをもとに実施に向けて取り組んでまいりたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 佐々木理美子君。

○5番（佐々木理美子君） 運転経歴証明書の交付の手続に関して1,100円の来年度から準備するとおっしゃってくださったので、とてもうれしく思っております。

今57名返納者がいらっしゃるとお聞きしたんですが、免許返納経歴書は免許を返納してから5年以内でないと経歴書がもらえないんですね。その辺も啓発の中に入れてもらわないと、今返納されたり、そのまま持ってらっしゃる方もいるかと思っておりますので、ぜひその辺の啓発も含めた上でお知らせしていただければと思っております。

御夫婦2人でお住まいの方に免許返納のことについてお聞きしました。車を運転するには不安があります。だけど、病院、買い物に行けないのは困る。歩いていける距離ではないので、それにバスもないので。だから、ゆっくり運転しています。

昨年の一般質問では、デマンド交通に絡めて免許返納について質問をしましたが、そのときは交通弱者対策委員会を立ち上げて、菊陽町に合ったデマンド交通を検討していくという回答をいただきました。その委員会の中でも免許返納に対しての対策をしっかりと組み込むことを提案させていただきます。

今日の熊日新聞の1面に掲載されておりました、今全国的に問題になっております障がい者法定雇用率、県内45市町村のうち20の市町村は雇用率2.5%を達成しておりませんでした。そんな中、菊陽町は球磨村、津奈木町、長洲町に次ぎ、4番目に雇用率3.07%で、7人を雇用されております。障がい者の皆様への配慮や政策も十分できていると思います。雇用に関しましても、他町村以上の対策を講じておられると思います。今日質問しました防災や教育の問題、福祉や高齢者対策、農政などいろいろ問題もございまして。しかしながら、このように人口が増え続けるということは、今でも十分に住みやすい町であるというあかしだと思います。さらに住みよいまちづくりに向けて力強い実現力を持って、住みよい安心・安全なまちづくりを目指し、後藤町長を中心に執行部一同頑張っていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（渡邊裕之君） 佐々木理美子君の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後 2 時48分

第3回菊陽町議会9月定例会会議録

各 常 任 委 員 会

総務常任委員会

文教厚生常任委員会

産業建設常任委員会

平成30年9月7日（金）

（ 第 3 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

第3回菊陽町議会9月定例会会議録

平成30年9月12日（水）再開

（ 第 4 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (3日目)

(平成30年第3回菊陽町議会9月定例会)

平成30年9月12日

午 前 10 時 開議

於 議 場

- 日程第1 委員長報告(付託案件)・質疑・討論・表決
- 日程第2 議案第49号 菊陽町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第50号 菊陽町立診療所の設置等に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第4 議案第51号 菊陽町総合交流ターミナル施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第52号 平成30年度菊陽町一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第6 議案第53号 平成30年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第7 議案第54号 平成30年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第8 議案第55号 平成30年度菊陽町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第9 議案第56号 町道路線の認定について
- 日程第10 議案第57号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 日程第11 報告第4号 平成29年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第12 報告第5号 有限会社さんふれあの経営状況について
- 日程第13 発議第3号 キャッシュレス社会の実現を求める意見書(案)
- 日程第14 議員派遣について
- 日程第15 常任委員会の閉会中の特定事件(所管事務)調査について
- 日程第16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 追加日程
- 日程第1 議案第58号 工事請負契約の締結について(武蔵ヶ丘中学校運動場拡張工事)
- 日程第2 議案第59号 工事請負契約の締結について(武蔵ヶ丘中学校運動場ナイター照明設備他工事)

2. 出席議員は次のとおりである。

- | | | | |
|-----|-----------|-----|-------------|
| 1番 | 大久保 輝 君 | 2番 | 阪 本 俊 浩 君 |
| 3番 | 西 本 友 春 君 | 4番 | 那 須 眞 理 子 君 |
| 5番 | 佐々木 理美子 君 | 6番 | 中 岡 敏 博 君 |
| 8番 | 吉 山 哲 也 君 | 9番 | 北 山 正 樹 君 |
| 11番 | 石 原 武 義 君 | 12番 | 岩 下 和 高 君 |
| 13番 | 大 塚 昇 君 | 14番 | 川 俣 鐵 也 君 |

15番 上田茂政君

17番 甲斐榮治君

16番 小林久美子君

18番 渡邊裕之君

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 高木定伸君

書記 山川真喜子君

書記 益満基君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 後藤三雄君

教育長 上川幸俊君

総務部長 阪本浩徳君

健康保険部長 服部誠也君

土木部長 大山陽祐君

総務課長 板楠健次君

総務部次長兼
財政課長

西本一浩君

人権教育・啓発課長
古賀直之君

福祉課長 相馬仙助君

町民課長 渡辺博和君

介護保険課長 宮川照之君

商工振興課長 川上一弘君

都市計画課長 井芹渡君

環境生活課長 丸山直樹君

学務課長 矢野信哉君

図書館長 川端慎一君

副町長 吉野邦宏君

教育部長 安武卓明君

福祉生活部長 阪本章三君

経済部長 士野公典君

会計管理者兼
会計課長

市原憲吾君

総合政策課長 中島秀樹君

総務部次長兼
税務課長

酒井章彦君

東部町民センター所長
西本俊子君

子育て支援課長 内藤優誠君

健康・保険課長 東桂一郎君

農政課長 山川和徳君

土木部次長兼
建設課長

小野秀幸君

下水道課長 矢野和幸君

総務課総務法制係長
小泉秀和君

生涯学習課長兼
中央公民館長

梅原浩司君

農業委員会事務局長
鍋島二郎君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（渡邊裕之君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 委員長報告（付託案件）・質疑・討論・表決

○議長（渡邊裕之君） 日程第1、委員長報告を行います。

産業建設常任委員会に付託しました案件につきまして、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長中岡敏博君。

○産業建設常任委員長（中岡敏博君） それでは、産業建設常任委員会の審議の経過と結果について報告いたします。

産業建設常任委員会への付議事項は、議案第48号平成29年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてが付託されました。

9月7日に議案第48号について、土木部長、担当課長及び係長等から詳細な説明を受け、質疑応答を行い、慎重に審議いたしました。審議の経過につきましては、要点を記録した資料が配付されていますので、御覧ください。その中の主なものだけを報告します。

公共下水道事業では、受益者負担金について1平方メートル当たりの340円の変化や、徴収委託費について大津町も同様のものであるかというもの、また農業集落排水事業では、平成24年九州北部災害後に災害防止のために熊本県へ無償譲渡することに対し、委員から質問がありました。詳細は、要点筆記に書いております。

以上が審査の主な経過でございます。

なお、付託されました案件につきまして採決を行った結果、議案第48号平成29年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、全員賛成により可決及び認定と決定いたしました。

これで、産業建設常任委員会に付託されました案件についての経過と結果の報告を終わります。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 産業建設常任委員長の報告を終わります。

これから、質疑、討論、採決を行います。

議案第48号平成29年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議第48号平成29年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、委員長の報告は可決及び認定とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第48号は可決及び認定することに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第49号 菊陽町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定 について

○議長（渡邊裕之君） 日程第2、議案第49号菊陽町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長（東 桂一郎君） おはようございます。

議案第49号菊陽町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由は、菊陽町子ども医療費助成に関する条例において、一部負担金に係る自己負担を廃止することに伴い、菊陽町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

参考資料の新旧対照表を御覧ください。

4歳から15歳までの助成対象者の医療費の一部負担金に係る自己負担500円を廃止するため、第4条第2項を削ります。

議案の最初のページを御覧ください。

附則で、施行期日を平成31年1月1日からとし、経過措置として平成31年1月1日以降に受けた診療分については適用し、同日前に受けた診療分については、なお従前の例によるとしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第49号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第50号 菊陽町立診療所の設置等に関する条例を廃止する条例の制定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第3、議案第50号菊陽町立診療所の設置等に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長（東 桂一郎君） 議案第50号菊陽町立診療所の設置等に関する条例を廃止する条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由は、熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく菊池地域医療計画が改正され、県内感染期の医療体制について、外来診療を行う自治体立診療所を廃止し、原則全ての医療機関において新型インフルエンザ等の外来患者に対応すると改正されました。これに伴い、菊陽町立診療所の設置等に関する条例を廃止する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

参考資料の新型インフルエンザ等対策の県内感染期における医療体制の表を御覧ください。

一番下の医療体制外来診療の行になります。変更前は「2市2町各市町に1か所自治体立診療所を設置し」とありました。変更後は「全ての医療機関」に変更となり、外来診療を行う町立診療所の設置が必要なくなりました。このことから、菊陽町立診療所の設置等に関する条例を廃止するものであります。

議案の最初のページを御覧ください。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第50号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第4 議案第51号 菊陽町総合交流ターミナル施設設置及び管理に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について**

○議長（渡邊裕之君） 日程第4、議案第51号菊陽町総合交流ターミナル施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

農政課長、説明を求めます。

○農政課長（山川和徳君） それでは、議案第51号菊陽町総合交流ターミナル施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

まず、提案理由でございます。

菊陽町総合交流ターミナル施設の改修にあわせた健康増進室、軽運動室の設置に伴い、両施設の設置、営業時間及び使用料を定める必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

まず、改修に係る各施設の位置について御説明申し上げます。

参考資料、最終ページでございます4ページをお開きください。

左が改修前、右が改修後の平面図となります。改修前の配置ですが、図の下側が正面玄関となっており、玄関の右側の地域食材試食室、いわゆるレストランでございますが、改修後では健康増進室、軽運動室となり、中ほどにある改修前の大研修室の一部が地域食材試食室、いわゆるレストランとなります。小研修室は3室に仕切られておりましたが、1室を従業員の待機室とし、残りの2室を1部屋にまとめたところでございます。

参考資料1ページを御覧いただきたいと存じます。

表の左側が現行、右側が改正案でございます。変更箇所は下線で明示しておりますので、変更箇所について説明いたします。

まず、第3条の改正でございます。

第3条では、施設で実施する事業を規定しております。今回の改修により、総合交流ターミナル内に健康増進室及び軽運動室を設置し、これまでの機能に加え、町民の健康の維持、健康増進機能を設け、これらに関する事業を展開する計画としております。改正につきましては、第3条第5号を第6号とし、第6号の前に第5号として町民の健康の維持及び増進に関する事

業を加えるものでございます。

次に、第5条関係、別表第1の改正です。

第5条では開館時間について規定しており、別表第1では部門ごとの開館時間を規定しております。別表第1中、農産物直売所の次に健康増進室、その次に軽運動室を加え、それぞれの開館時間を午前9時から午後11時とし、これを加えるものであります。

2ページをお開きください。

第7条、第11条関係、別表第2の改正でございます。

第7条では使用料について規定しており、今回の改正は別表第2の全部を改正するものでございます。改正では、基本料金、組み合わせ料金及び月決め料金、備考に分類しております。

まず、基本料金について説明します。基本料金では、入湯料、利用者の使用料及び施設の借り上げ料とに区分しております。入湯料は現行からの変更はございませんが、3歳以下の入湯料は徴収しておらず、条例で規定する必要がありませんので、現行条例入湯料の行の「個人3歳以下無料」を別表中から削ります。また、別表中の「老人」を「高齢者」に改めます。

次に、改正案の中段の使用料の行を御覧ください。行には、新たに設ける健康増進室の使用料を、大人300円以上600円以下、高齢者200円以上500円以下、回数券、11枚つづりでございます、を大人3,000円以上6,000円以下、高齢者2,000円以上5,000円以下を加え、その下段に大研修室、小研修室及び軽運動室の使用料として、大人300円以上600円以下、小人、高齢者200円以上500円以下、回数券を大人3,000円以上6,000円以下、小人、高齢者2,000円以上5,000円以下を加えます。

その下段の施設借り上げ料金の行を御覧ください。貸し切り風呂、家族利用、身障者利用の借り上げ料は、現行からの変更はございません。大研修室につきまして、現行では部屋の全部を占有するような貸し付けは行っておらず、個別に使用する場合の使用料は無料と規定しておりましたが、健康講座等の実施が想定されますことから、1時間当たりの借り上げ料としまして1,000円以上2,500円以下を加え、小研修室の1時間当たりの借り上げ料を500円以上1,500円以下とし、新たに設ける軽運動室の1時間当たりの使用料を500円以上1,500円以下を加えます。

3ページをお開きください。

組み合わせ料金及び月決め料金について説明します。ここでは、複数の施設を使用する場合の料金について定めるものでございます。

ターミナル内では、浴場、健康増進室、軽運動室、大研修室及び小研修室が使用できますが、同時に複数の施設利用も可能となります。複数の施設使用につきまして、1回使用料金回数券——11枚つづりでございます、月決め料金に区分し、使用料を定めるものでございます。

入湯、健康増進室、軽運動室、大研修室及び小研修室のうち、2以上の施設を使用する場合、1回の使用料を大人500円以上800円以下、高齢者400円以上700円以下、回数券を大人5,000円以上8,000円以下、高齢者4,000円以上7,000円以下、月決めを大人6,000円以上9,000円

以下、高齢者5,000円以上8,000円以下、小人の施設使用は入湯、大研修室、小研修室及び軽運動室とし、これらのうち2以上の施設を使用する場合は、1回の使用料を400円以上700円以下、回数券11枚つづりを4,000円以上7,000円以下、月決めを5,000円以上8,000円以下と規定しております。

次に、備考について説明します。第1号につきましては、貸し切り風呂の使用時間及び身障者利用の場合における介護者の取扱いについて規定するもので、使用時間を50分から1時間に改めるものでございます。

第2号では、貸し切り風呂の時間延長または超過した場合の処理について規定しております。

第3号では、大研修室、小研修室及び軽運動室を借り上げる場合における時間延長、または超過した場合の処理について規定するもので、現行と内容の変更はございません。

第4号では、大人を中学生以上、小人を満4歳以上小学生以下、高齢者を満70歳以上と定義するものでございます。

第5号では、回数券は11枚つづりと規定するものでございます。

以上で議案第51号菊陽町総合交流ターミナル施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第51号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第52号 平成30年度菊陽町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（渡邊裕之君） 日程第5、議案第52号平成30年度菊陽町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○総務部次長兼財政課長（西本一浩君） 皆さんおはようございます。

議案第52号平成30年度菊陽町一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

平成30年度もはや5か月が過ぎ、歳入予算の区分ごとの増額や減額などがあり、また規定の歳出予算に不足額が生じたものなど、状況の変化等により支出すべき事案が発生したため、補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、主なものについて御説明申し上げ、詳細につきましては、御質問に応じ担当課長等がお答えしますので、よろしく願いいたします。

1枚めくっていただき、1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に6億7,415万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を156億859万5,000円と定めるものです。

次に、第2条で債務負担行為の補正を、第3条で地方債の補正をそれぞれ計上しているところであります。

次の2ページからは、第1表歳入歳出予算補正ですが、内容は9ページ以降の補正予算に関する説明書の中で説明いたします。

7ページをお開きください。

第2表の債務負担行為補正は、1の追加が3件ございます。1つ目が子ども・子育て支援事業計画策定業務委託で、期間が平成31年度まで、限度額が718万5,000円であります。

2つ目は、各小学校電子黒板等借上げで、期間が平成31年度から平成35年度までの5年間、限度額が1億7,700万円であります。

3つ目は、各中学校電子黒板等借上げで、期間が平成31年度から平成35年度までの5年間、限度額が7,670万円であります。

8ページをお開きください。

第3表地方債補正は、1の変更で、臨時財政対策債の限度額を6,980万円減額し1,880万円に、消防施設等整備事業の限度額を760万円増額し、5,400万円に変更するものです。

12ページをお開きください。

2の歳入について、補正額の大きなものを中心に御説明申し上げます。

款の1町税、項の2固定資産税、目の1固定資産税は、2,165万円増額しています。内訳は、説明欄に記載のとおりです。

次に、款の12地方交付税は、普通交付税を6,482万7,000円減額しています。普通交付税の決定額873万4,000円による減額となります。

下の13ページを御覧ください。

款の14分担金及び負担金、項の2負担金、目の2民生費負担金は、多子世帯の保育料軽減拡大により、説明欄の保育所入所者負担金現年度分を4,590万円減額しています。

14ページをお開きください。

款の16国庫支出金、項の2国庫補助金、目の6土木費国庫補助金は、ブロック塀撤去助成に対する交付金として、説明欄の社会資本整備総合交付金を500万円計上しています。

下の15ページを御覧ください。

款の17県支出金、項の2県補助金、目の2民生費県補助金は、多子世帯の保育料軽減拡大による補助金として、説明欄の多子世帯支援事業補助金を2,389万9,000円増額し、熊本県子どもの生活実態調査の分析に対する補助金として、説明欄の子どもの貧困対策推進事業補助金を49万5,000円計上しています。

次に、目の9災害復旧費県補助金は、共同墓地復旧支援事業などに対する補助金として、説明欄の平成28年熊本地震復興基金交付金を725万5,000円増額しています。

16ページをお開きください。

款の20繰入金、項の1特別会計繰入金、目の1特別会計繰入金は、平成28年度に国保財政調整のため繰り出しておりましたものを一般会計へ戻し入れすることにより、国民健康保険特別会計繰入金を8,000万円計上しています。

次に、項の2基金繰入金、目の1財政調整基金繰入金は、歳入歳出予算の財源不足調整のため9,000万円繰り入れるものです。

次に、目の3公共施設整備基金繰入金は、町民体育館改修工事、道路新設改良工事のため8,000万円繰り入れるものです。

次に、目の13総合スポーツ施設整備基金繰入金は、総合スポーツ施設整備基本計画策定等業務のため1,500万円繰り入れるものです。

下の17ページを御覧ください。

款の21繰越金は、5億6,208万2,000円増額し、計を7億1,208万2,000円としております。これは、平成29年度からの繰越金を補正するものです。

次に、款の22諸収入、項の5雑入、目の4雑入、節区分の2臨時診療所診療収入は、議案第50号により提案の菊陽町立診療所の設置等に関する条例の廃止に伴い、4,277万円全額を減額しています。

次に、款の23町債は、先ほど地方債の補正で説明したとおりですが、項の1総務債は臨時財政対策債を6,980万円減額し、次の18ページをお開きいただき、項の8消防債は2行政区の防災行政無線施設の整備のため、消防施設等整備事業で760万円増額しています。

下の19ページを御覧ください。

次は、3の歳出になります。歳出の中でそれぞれの目に、給料、職員手当等がございますが、これは職員の増員及び人事異動による組み替え等によるものですので、説明は省略させていただきますが、54ページ以降の補正予算給与費明細書を後ほど御覧いただければと存じます。また、それぞれの目に報酬、賃金を計上しておりますが、これには平成30年4月から臨時、非常勤職員への通勤手当を支給することとしたことによるものが含まれております。

それでは、増額の大きいものを中心に説明いたします。

20ページをお開きください。

款の2総務費、項の1総務管理費、目の8財政調整基金等費は、節区分の25積立金を2億

8,500万円計上しています。地方財政法第7条第1項の規定により、平成29年度の歳計剰余金7億1,208万2,000円の2分の1を下らない額を積み立てる必要がありますので、平成30年度は3億6,000万円を積み立てることといたしました。内訳は、財政調整基金に既に当初予算で計上している7,500万円を差し引いた2億8,500万円を計上しています。

少し飛びますが、29ページをお開きください。

款の3民生費、項の2児童福祉費、目の1児童福祉総務費、節区分の13委託料で、説明欄の子どもの生活実態調査データ集計・分析委託料を49万6,000円計上しています。これは、熊本県が実施した子どもの生活実態調査データにおける本庁分を集計、分析するものです。節区分の20扶助費では、説明欄の多子世帯支援事業、私学助成分を189万8,000円計上しています。これは、多子世帯の保育料軽減拡大による支援事業の私立幼稚園に対するものです。

33ページをお開きください。

款の4衛生費、項の1保健衛生費、目の3環境衛生費、節区分の19負担金、補助及び交付金で、説明欄の共同墓地復旧支援事業補助金を516万4,000円増額しています。これは、熊本地震により集落共有の墓地において通路部分や擁壁等の共有部分の復旧に要する経費を支援する事業で、県の復興基金の事業になります。

次に、目の5臨時診療所費は、議案第50号により提案の菊陽町立診療所の設置等に関する条例の廃止に伴い、4,277万円全額を減額しています。

37ページをお開きください。

款の6農林水産業費、項の1農業費、目の8土地改良費、節区分の13委託料は、南方井手の改修測量設計のため、936万9,000円計上しています。

39ページをお開きください。

款の7商工費、項の1商工費、目の2企業誘致費、節区分の19負担金、補助及び交付金は、説明欄の工場等立地促進補助金を5,000万円増額しております。

40ページをお開きください。

款の8土木費、項の2道路橋梁費、目の2道路橋梁維持費は、節区分の11需用費で事故防止のため道路緊急舗装修繕として、説明欄の修繕費を4,770万円、節区分の12役務費で側溝清掃等のため、説明欄の道路清掃等手数料を600万円、下の41ページを御覧いただき、節区分の13委託料で道路パトロール及び欠損箇所補修の町道維持管理業務委託のため、説明欄の管理業務委託料を381万1,000円それぞれ増額しています。

次に、目の3道路新設改良費は、節区分の15工事請負費で町道8路線の舗装、拡張などの道路改良のため、説明欄の道路改良工事を8,390万円増額しています。

42ページをお開きください。

款の8土木費、項の3都市計画費、目の1都市計画総務費は、節区分の19負担金、補助及び交付金で、民間のブロック塀等の撤去に対する補助のため、説明欄のブロック塀等除却費等補助金を1,000万円計上しています。

次に、目の4公園管理費は、節区分の13委託料で、公園のメリケントキンソウ駆除のため、説明欄の外来植物駆除業務委託料を415万8,000円計上しています。

下の43ページを御覧ください。

項の4住宅費、目の1住宅管理費は、節区分の15工事請負費で、町営住宅2か所のブロック塀改修工事を950万円計上しています。

44ページをお開きください。

款の9消防費、項の1消防費、目の3消防施設費は、鉄砲小路区の詰所付積載車格納庫建て替えのため、説明欄の消防施設整備費補助金を504万円計上しています。

次に、目の4防災管理費は、節区分の15工事請負費で、3か所の防災行政無線増設等のため、1,537万1,000円増額しています。

46ページをお開きください。

款の10教育費、項の2小学校費、目の1学校管理費は、節区分の13委託料で、南小学校の危険ブロック等測量、設計のため、説明欄の測量・設計業務委託料を200万円、同じく南小学校の渡り廊下改修工事設計のため、説明欄の設計委託料を305万円、また節区分の14使用料及び賃借料で、先ほど債務負担行為補正の追加で各小学校電子黒板等借り上げを申し上げましたが、3月導入予定による本年度一月分の借り上げ料として、パソコン教育機器借上料を300万円それぞれ計上しています。

48ページをお開きください。

款の10教育費、項の3中学校費、目の1学校管理費は、節区分の14使用料及び賃借料で、小学校と同じく3月導入予定による本年度一月分の借り上げ料として、パソコン教育機器借上料を130万円計上しています。

51ページをお開きください。

款の10教育費、項の6保健体育費、目の2体育施設費は、節区分の13委託料で、町民体育館屋根及びトイレ改修工事設計監理業務の委託のため、説明欄の設計委託料を264万4,000円、節区分の15工事請負費で、町民体育館屋根及びトイレ改修工事、町民グラウンド照明増設工事のため、説明欄の施設改修工事を4,368万8,000円それぞれ計上しています。

次に、目の5総合スポーツ施設整備費は、節区分の13委託料で、総合体育館基本計画策定のため、説明欄の基本計画策定委託料を1,554万円増額しています。

最後に、53ページを御覧ください。

款の14予備費は、予算調整のため119万3,000円減額しています。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

那須真理子君。

○4番（那須眞理子君） 44ページの消防施設費ですけれども、鉄砲小路区において504万円を計上いただきまして、ありがとうございました。

県の支出金が200万円と計上されておりますけれども、これというのは災害によって計上されたのか、それともまた今後もずっとあるのかをお尋ねします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） こちらは、地震のための熊本県の復興基金でございます。それが200万円です。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 那須眞理子君。

○4番（那須眞理子君） ありがとうございます。すいません。じゃあ今後は、ほかの地区でこれをしたいたうときは、もう国、県からは出ないということですか。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） これは地震の被害によって対象になる場合でございます、それ以外の部分は、地震以外は対象にはならないということです。

（4番那須眞理子君「分かりました」の声あり）

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑はありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 40ページの土木費の中の道路橋梁維持費で、修繕費が4,770万円ありますけれども、主なところがどういうところなのかということと、その同じ項目の委託料で、管理業務委託と調査委託で約600万円ぐらい、381万1,000円と208万1,000円ということで入っていますが、今まではこういう管理委託、調査とかは庁舎内でしてたのか、またどういうところに委託されるのか、この2点についてお尋ねをします。

○議長（渡邊裕之君） 建設課長。

○土木部次長兼建設課長（小野秀幸君） まず、修繕費の4,770万円、その主な修繕箇所なんですけれども、熊本地震による緊急時の舗装復旧の場所ですけれども、町道古閑原上堀川線、場所は大体長塚団地の南側の町道でございます。専決でお願いした陥没事故があった、そういうふうな舗装の状態が悪いところが地震でさらにやられておりますので、それを復旧するということでございます。

それからあと、管理業務委託料381万1,000円、これは道路パトロールを行う委託料でございます、今現在大津町さんの方が管理業務をやっておられて、菊陽町の方もなかなか道路パトロールがちょっと手薄になっているところがございますので、それを補うためでございます。

そして、その調査の委託料、下の段でございますけれども、208万1,000円、これは場所としては富士ファイルの南側、JR沿いの杉並木なんですけれども、そちらの杉並木がシロアリの被害があるというふうな状況でございます、その調査を行うために委託料を計上しているものでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑はありませんか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。
これから採決を行います。

議案第52号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第53号 平成30年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（渡邊裕之君） 日程第6、議案第53号平成30年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長（東 桂一郎君） 議案第53号平成30年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

それでは、1枚めくっていただき、1ページをお開きください。

平成30年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に2億4,223万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を35億8,873万1,000円と定めるものです。

8ページをお開きください。

2の歳入について御説明申し上げます。款の10繰入金、項の1他会計繰入金、目の1一般会計繰入金は、事務費繰入金を68万5,000円計上しています。

款の11繰越金、項の1繰越金、目の1その他繰越金は、前年度からの繰越金を2億4,155万2,000円増額し、計を2億5,155万2,000円としています。

下の9ページを御覧ください。

3の歳出について、主なものを御説明いたします。

10ページをお開きください。

款の7基金積立金、項の1基金積立金、目の1国民健康保険財政調整基金積立金を1億円計上しています。

款の9諸支出金、項の1償還金及び還付加算金、目の7療養給付費等負担金償還金を

4,498万円計上し、目の8療養給付費等交付金償還金を385万1,000円計上しております。

11ページを御覧ください。

項の3繰出金、目の1一般会計繰出金は、平成28年度に一般会計から繰り入れしました法定外の財政調整繰入金の返還分として8,000万円計上しております。

款の10予備費は、調整のため1,272万1,000円増額するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第53号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第54号 平成30年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（渡邊裕之君） 日程第7、議案第54号平成30年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長（東 桂一郎君） 議案第54号平成30年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

それでは、1枚めくっていただき、1ページをお開きください。

平成30年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で歳入歳出予算の総額に268万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億8,123万1,000円と定めるものであります。

8ページをお開きください。

2の歳入について、主なものを御説明申し上げます。

款の5繰越金、項の1繰越金、目の1繰越金は、前年度からの繰越金を181万8,000円増額し、計を981万8,000円としております。

款の6 諸収入、項の2 償還金及び還付加算金、目の1 保険料還付金は、熊本県後期高齢者医療広域連合からの保険料還付金を66万7,000円増額し、計を106万7,000円としております。

下の9 ページを御覧ください。

3 の歳出になります。主なものを御説明いたします。

款の2 後期高齢者医療広域連合納付金、項の1 後期高齢者医療広域連合納付金、目の1 後期高齢者医療広域連合納付金は、平成29年度後期高齢者医療保険料の納付金精算分として181万8,000円増額しております。

款の4 諸支出金、項の1 償還金及び還付加算金、目の1 保険料還付金を66万7,000円増額しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第54号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第55号 平成30年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（渡邊裕之君） 日程第8、議案第55号平成30年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（宮川照之君） おはようございます。

議案第55号平成30年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

まず、予算書の1 ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に1億4,328万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を24億5,695万5,000円と定めるものです。

次に、2 ページをお開きください。

歳入は、繰越金及び支払基金交付金の増額などです。下のページで、歳出は総務費及び予備費の増額などです。

次に、8ページをお開きください。

歳入の主なものについて説明いたします。

款の5支払基金交付金、項の1支払基金交付金、目の2地域支援事業支援交付金を183万円増額していますが、これは過年度分の地域支援事業交付金が確定したことにより、追加交付となったものです。

款の10繰越金は、1億4,143万5,000円を増額し、1億7,072万3,000円としております。

次に、9ページを御覧ください。

歳出では、款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費を9,475万円増額しておりますが、説明欄に記載の前年度の事業実績に基づく国、県等への返還金である償還金がほとんどです。

最後に、10ページを御覧ください。

款の9予備費を4,853万9,000円増額しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第55号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第56号 町道路線の認定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第9、議案第56号町道路線の認定についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○土木部次長兼建設課長（小野秀幸君） それでは、議案第56号町道路線の認定について御説明いたします。

提案理由であります。道路法第8条第1項の規定により町道路線を認定するため、同法第

8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。内容については、参考資料の位置図により御説明いたします。

1 ページを御覧ください。

①の路線は、馬場1号線であります。場所は馬場区五軒屋地区の東側になりまして、民間住宅地開発で築造され、町に帰属された道路であります。

次に、2 ページを御覧ください。

②の路線は、柳水3号線であります。場所は柳水区公民館の東側になりまして、民間住宅地開発で築造され、町に帰属された道路であります。

次に、3 ページを御覧ください。

③の路線は、原水駅前5号線であります。場所は、町営光団地西側になります。また、④の路線は、光団地南2号線であります。場所は町営光団地南側になりまして、いずれも民間住宅地開発で築造され、町に帰属された道路であります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 議案第56号の町道認定について、反対の立場で討論をさせていただきます。

そもそも、行きどまりの道路というのは好ましくないと、そういうふうに思っておりまして、この件につきまして、今まで担当課である建設課あるいは都市計画課でいろいろと事情を聞いてまいりました。町の方針としては、都市計画法、建築基準法等々にのっとり、その基準に合致した道路は粛々と認定をするという方向で進めていると、そのような回答でございました。今回提案された道路は、いずれもこの都市計画法、建築基準法等々の規定にのっとり道路であるということを私自身理解した上で反対という形で、その内容をいろいろ論じてみたいと思います。

まず、県は法の規定を満たす以上、認可を義務づけされている、これは担当課の方からの説明を聞いたことを、認可すべきであるという理由、ちょっといろいろあったんですけど4つにまとめました。その一つは、県が法にのっとり以上認めるべきだということが一つです。下水道などの公共工事を道路につくりませんが、その施設建設等々について、道路はずっと長い期間使いますので、老朽化した場合などを含めて支障が出る可能性がある、私道であれば

ですけど。開発された地区に住む住民は固定資産税を払っているんで、道路も町の財政で見るべきだと、そういう考えでした。ほかに、市有地であって時間がずっと経過して行って、いろんな所有権がいろいろ見えなくなっていくときに、これは過去においた事例であったようですが、反社会的な人物が介入してきて、大変行政の皆さんが御苦労されていたと、そういうことも理由の一つということでありました。説明はよく分かるんですけども、僕が聞いているのとちょっと趣旨が違っていて、担当課の皆さん方が言ってらっしゃるのは、今ここでできた道路を認める認めないという話をもうベースにされている。僕は、まちづくりということテーマにして話をしているつもりなんです。今ミニ開発からここずっといろいろ町道認定の議案が出てきておりますが、多くがやはり行きどまり道路になっている。僕の反対する理由は、ちょっといろいろ述べてみたいと思いますが、まず公共道路というのは、不特定多数の、そしてこの菊陽町に住んでいる住民の多くが使う道路であるべきという考えです。つまり、行きどまり道路というのは、特定の人たちしか使わない道路になってますので、そこに公共的な財産を投入すべきではないというのが僕の考えです。行きどまりの道路は、これも再三このときに申し上げてきたかと思いますが、不慮の災害のときに避難ができないなどのおそれがあるからなんです。現に私の家の近くにある新成区では、三方向から道路が通じてますが、ちょうど真ん中でもって全て行きどまりになってるんです。目の前にあるうちに行こうとしても、ぐるっと遠回りしないと行けない。あるいは避難をしようとしても、そこに車止めの金属のパイプみたいなものがどんとなっていて、仮にそういう救急避難をしようとしても車等々は通れないというような形になってますので、一旦できた道路の不便さがずうっと、それも何十年と続いていくということが現実としてあるというのがその理由です。

先ほど固定資産税云々という話がありましたけども、要するに先ほど言ったように、特定住民が使う道路に公共財産、町の財産を使うというのは、税負担の公平性というところから改めて見直して見ていただきたい、そのように思っています。

最後に、これは僕はとてもとても不思議に思っているところですが、県は法律にのっとって開発許可を出しているものは認めなければいけないというのは、都市計画法に載ってるという話ですけど、ならば、なぜほかの自治体ではそれを認めてないところがあるのかということに対する私の疑問に、納得できる答えがないということです。そもそもなんですけど、町の将来を決めるというのは、開発許可を出す県ではなくて、本来私たちが住んでいる、この菊陽町に住んでいる、そして菊陽町の行政を担っている菊陽町が決めるべきではないか。だから、県が決めたからということで粛々とそれを認めるというのは、いささか疑問があるというふうに思っているところです。それはどういうことかといいますと、都市計画法、いろいろありますね。都市計画法をずっと読んでいくと、とてもとても大変な法律ですけども、その都市計画法に関して言うと、法第32条にこんなことがあります。開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ開発行為に関係がある公共施設の会社と協議し、その同意を得なければならないと書いてあるわけです。その公共施設が何かというと、町道のことです。管理者は誰かというと町です。

ですから、開発関係をやろうとした時期には、その業者は菊陽町に事前協議に来る。ですよ。ですから、担当課の皆さんも来て説明を受けてますということです。だから、そのときに、同意を得なければならなくなってるわけだから。だから、町としてはある種の行政指導的な、命令まで行かないかもしれませんが、あくまでも法律の枠は超えられないとは思いますが、ある意味要請は可能なはず。だから、ほかの自治体はその要請をやってるはず。その結果、行きどまり道路というものを何とかしてるはず。

この話をしているときに、業者が拒否したらどうするんですかと、そういうような懸念もある。確かにそのとおりかもしれない。でも、その開発業者、工事業者もさまざまな意味で菊陽町の行政と友好的な関係でいたい、本音では。そう思っておりますので、全く聞く耳を持たないということは、僕はないと思ってます。

ほかの自治体が、じゃあなぜそんなことが、つまり建築基準法や都市計画法にのっとりながら拒否というか指導ができるのかということをも自分なりに考えていくと、やはり都市計画法の存在なんです。理念は何なのか。第1条というのはその目的、理念が書いてありますので、その理念を、第1条をずっと眺めていくと、なるほどこういうことかな。つまり、昔は都市計画法はありませんでしたから。無秩序に宅地開発等々、宅地だけじゃないけれども、いろんな開発をしていって、その後でより大きな開発をしようとしたときに、事実上できなくなる等々の障害が生じるおそれがあるから、あらかじめ都市計画法で開発する手順などの規制みたいなものも含めて立ち上げた、これが都市計画法の本当の存在意味だと思います。その第1条の中に、全部読むと長いから後半だけ行きます。都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする、だから、あくまでもそこに住んでいる人たち、あるいはそこに今後発展するなり開発をするときに国土が整備された状態で開発されるということを目的にしている、これが都市計画法の理念と僕は思っていたわけです。この理念と現実にミミ開発が起こっていたときの状況に現実との、だから理念と現実に乖離がある。その乖離を何とかしたい、そういうふうにしてさまざまな自治体がそれなりに努力をしているんだろうと思います。

ここで、不動産流通推進センターという公益財団法人のホームページがあります。公益財団法人ですから。そこに、QアンドA的にこんなことが書いてあります。質問、開発許可を受けて築造した道路は、全て開発道路として建築基準法、都市計画法による道路となるのか。もし、なるとした場合、開発道路は全て公道になるのか。もし、ならない場合があるとすれば、それはどのような場合か、このような質問、設問です。それに対して答えです。開発許可を受けて築造された道路は、全て開発道路として建築基準法、まあいいや、都市計画法による道路となると規定している。しかし、ここからです、全ての開発道路が公道になるわけではない、同じ開発道路であっても、公道から公道に接続していなかったり、つまり行きどまり道路という意味です。迂回路のように分譲地区地域内でコの字型に築造されているような道路の場合、今回の提案では4号線がそれに当たります。このような道路は、いかに公道から公道に接続を

しているといっても、その道路は主に分譲地内の人たちだけが利用する道路であり、一般公共の用に供される道路とは言えないからである。したがって、このような道路の場合は開発行為の事前協議の段階で、だからさっきでいう都市計画法の32条で町にこれこれ開発しますのでということを事前協議で来るわけです。その段階で、公道とは認められず、私道となって云々というふうが続くわけです。この不動産流通推進センターですから、これはどういう人たちが主に見るかということ、不動産の売買であるとか開発業者の皆さんが見るホームページです。じゃあ、この記事はいつネットに掲載されているかという日付を見ると、2016年4月ですから、そんなに古い話じゃありません。ですから、全ての道路が機械的に公道に認定されるということは、そこの不動産流通という業者というか民間の方々でさえそう思っていない。法律上はそういうふううたってるかもしれませんが。ですから、ここは事前協議で何とかなるということに、何とかなるとは変ですけど、要請はできるというふうに僕は捉えているわけです。ただ、開発してくださいといっても、それは要請になりますので、最終的には法律を乗り越えられませんから、拒否するというところもあると思いますけれども、でも僕は一番最後に気になっていくのは、要請をする基準がないということです。つまり、まちづくり条例とか、僕はそう思ってるんですけど、公共道路の認定に関する要綱等々、そういうものをちゃんとあらかじめ町の方で整備をされていて、それにのっとって要請をする。こういう町の条例とかこういう要綱がない状態で業者の皆さんに何か言えば、それはその要請の根拠は何ですかとか、あなたの好みですかとか、担当者の皆さん方の誰々のあれですかと言ったら、やっぱりおかしくなっちゃいますので、やはり町としては根拠を持つことが必要ですので、やはり早急にまちづくりの条例であるとか、それから公共道路に認定する場合はこういうことを前提にする等々、やはりあらかじめつくっておけば、それに基づいて僕は要請できると思います。やはり、そういう形で少しでも努力を重ねていくということが、僕は必要なかなと思います。

ちょっと余談であります。今回の提案の第2号があります。この地図を見ていくと、その行きどまりの右端に1本道があります。これは道が狭いです、里道なんですけど。そのところは、もうかなり道路が古くて、結構コケが生えたりして路面も少し荒れてきているような状態ですが、建設課の方の説明でいけば、ここの開発業者はここに道路を通そうと思ったらしい、そのように努力をしたと、大変歓迎することですが。ところが、里道の上下、南北に家を建ててらっしゃいますけれども、そこに住んでらっしゃる方が、通すとほかの車もぐるぐる、ぐるぐる通ることになって思わしくないのということで、何かそれに、通すのを反対されたい、そのようなお話でした。ということは、この里道の方も、ちょっと言い方が悪いですが、そうするとこれも公共道路の一つになってますので、町が管理して補修とか何かもすると思いますけども、そうすると個人的に使ってる道路も町が財政で負担をするというような結果になってしまうと。ですから、公共道路のあり方ということは、やはりきちっとした整備が必要ではないかと、そのように思っております。

長々とはなりましたが、菊陽町の今後の開発がそこに住む人たちの、まさしく福利厚生とい

うんですか、使いやすい、住みやすい町、区となるということにつながるような開発がこの町に進んでいくことを願っていて、反対討論といたします。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第56号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 賛成多数です。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時9分

再開 午前11時18分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 議案第57号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

○議長（渡邊裕之君） 日程第10、議案第57号熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長（東 桂一郎君） 議案第57号熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について御説明申し上げます。

提案理由は、熊本県後期高齢者医療広域連合の規約を一部変更するため、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、本議案は、熊本県後期高齢者医療広域連合を構成します県内45市町村の同文議決を必要とします議案でございます。

参考資料の新旧対照表を御覧ください。

第7条では、現行が市長、町村長、市議会議員、町村議会議員、それぞれ8人ずつ計32人としていましたものを、後期高齢者医療制度の運営について県内全市町村が意見表明できますように、構成市町村の数と同じ45人に改正するものであります。なお、広域連合議員は、構成市町村の長または議会の議員により組織することには変わりはありません。

次に、第8条第1項では、これまで市長、町村長、市議会の議長、町村議会の議長をもって組織します団体の推薦または個人推薦によって選出し選挙していたものを、構成市町村の長及び議会の議員のうちから、各構成市町村の議会において1人を選挙することに改正するもので

あります。

また、次のページの同条第2項では、この議員選挙につきましては、地方自治法第118条の例によるものと規定しております。

次に、第9条です。ここでは、議員の任期を2年間としていましたものを、広域連合議員選挙の簡素化を図るため、構成市町村の長または議会の議員としての任期に改正するものであります。

議案の最初のページを御覧ください。

附則第1項で、施行期日は熊本県知事の許可のあった日からとしております。さらに、この附則の第2項以下の経過措置におきまして、現在の広域連合の任期が平成31年2月13日までとなっておりますので、この現在の任期満了までは、議員定数、任期及び選挙の方法については従前どおりということになります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第57号熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更で、今説明がありましたけれども、全町が意見表明ができるというのはいいのではないかというふうに思いますが、私も広域連合議員として選出していただいたことがあるんですけども、結局今までの市長、町村長、市議、町議から選んでたものを構成市町の長または議会の議員により組織するという事なんですけれども、そもそも執行する町長と議会の議員と一緒に同席して今までやるということが、私は何かそもそもやっぱりそぐわないんじゃないかというふうに思います。極端に言えば、長だけ選ばれて議会の議員は1人も入らなく、そういうことはないでしょうけれども、ということも起こるし、その反対も起こり得るというふうに思います。そもそも、高齢者医療広域連合の議会は、県全体からお金を集めてどういうふうにするかということなので、本当に金額も膨大になるんですけども、そこでしっかり議会のチェック機能を働かせるということが必要なんですけども、なかなか今の仕組みではそれができない。また、それがなおできない状況も実際ありました。それが、このように各町村から、市町から来る、全町が意見表明するのはいいんですけども、やっぱり執行する方の長と議員と一緒にその場で検討するという事そのものも、私はちょっとどうかなというふうに疑問を持ってまして、反対の理由としては、やはり議会のチェック機能というところではますます働かなくなるということ

と、長と議会どちらかを選ぶということそのものが、やっぱり問題があるのではないかということ  
ことで反対をします。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第57号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 賛成多数です。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 報告第4号 平成29年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（渡邊裕之君） 日程第11、報告第4号平成29年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○総務部次長兼財政課長（西本一浩君） 報告第4号平成29年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて報告いたします。

1枚めくっていただき、健全化判断比率の報告書を御覧ください。

報告書には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの比率があり、上段の数値が実際の比率で、下の下段の括弧書きの数値が早期健全化基準で、実際の比率が早期健全化基準を下回っていれば健全であるということになります。

まず、実質赤字比率です。実質赤字比率は、一般会計と土地取得特別会計を合わせた普通会計の実質収支について分析するものですが、決算では7億1,208万2,000円の黒字になりましたので、実質赤字比率として数値にあらわすことができないということです。

次の連結実質赤字比率は、一般会計と土地取得特別会計を合わせた普通会計に国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業会計を加えた実質収支額で、決算では12億6,047万2,000円の黒字になりましたので、赤字比率として数値にあらわすことができないということです。

次に、実質公債費比率は、実質的な公債費に費やした一般財源の額の標準財政規模を基本とした額に占める比率で、早期健全化基準25%に対し8.4%という結果になりました。

最後は、将来負担比率です。将来負担比率は、自治体全体の実質的負債と償還能力を比較するため、第三セクターなどを含めた負債の標準財政規模を基本とした額に占める比率で、早期健全化基準350%に対し算入されないという結果になりました。

以上、全ての指標が早期健全化基準の範囲内でありますので、菊陽町の財政状況は健全段階にあるということになります。

1枚めくっていただき、次は資金不足比率報告書です。

資金不足比率は、公営企業法を適用している下水道事業会計に関するものです。資金剰余が1億1,629万7,000円の黒字となりますので、資金不足比率として数値にあらわすことができないということになります。したがって、下水道事業会計の経営状況は安定しているということができます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これで報告第4号平成29年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第12 報告第5号 有限会社さんふれあの経営状況について

○議長（渡邊裕之君） 日程第12、報告第5号有限会社さんふれあの経営状況についてを議題とします。

農政課長、説明を求めます。

○農政課長（山川和徳君） それでは、報告第5号有限会社さんふれあの経営状況について説明いたします。

有限会社さんふれあは、町が出資している法人でありますので、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、平成29年度決算に関する書類及び平成30年度予算に関しまして報告するものでございます。

では、表紙から1枚めくっていただきたいと思います。

平成29年度の決算報告書となっております。それでは、平成29年度決算の状況について報告いたします。

では、2ページの貸借対照表を御覧ください。

左側が資産の部、右側が負債の部となっております。

左側資産の部でございます。流動資産計8,101万5,529円に固定資産計646万6,417円を加え、資産の部合計が8,748万1,946円となっております。

右側の負債の部では、流動負債計3,031万9,985円に固定負債の157万3,962円を加えた負債の部合計が、3,189万3,947円となっております。その下段の純資産の部合計が5,558万7,999円、負債及び純資産の部の合計が8,748万1,946円であります。



次の3ページを御覧ください。

損益計算書でございます。売上高では、温泉券売り上げ、ふれあ館売り上げ、大広間売り上げ、売店、氷菓売り上げ、直売所売り上げ、直売所委託料収入、農園使用料収入、その他の収入を合わせた売上高の合計が1億6,312万6,318円となっております。

次に、売上高から仕入れなどの売上原価1,892万6,750円を減じた売上総利益は、1億4,419万9,568円となっております。その下段の販売費及び一般管理費は、1億3,728万2,680円となっております。

なお、内訳につきましては、次の4ページを御覧ください。

役員報酬、職員の給与手当、水道光熱費、燃料費、衛生管理費などに要した額が記載されております。

すいません、3ページに戻っていただきたいと思っております。

中段の売上総利益、1億4,419万9,568円から販売費及び一般管理費1億3,728万2,680円を減じますと、691万6,888円の営業利益となります。この営業利益に営業外収益75万4,232円を加え、営業外費用622円を減じた767万498円が経常利益となります。これに法人税、住民税及び事業税166万4,800円を減じた600万5,698円が当期利益となります。

次に、6ページをお開きください。

5月18日に監査が実施されまして、5月23日に有限会社さんふれあから報告されたものであります。

次に、参考資料としまして8ページをお開きください。

収支予算に関する平成29年度計画と、その実績及び平成30年度計画を添付させていただいております。

ここで、平成29年度計画の下から3行目の寄附金につきましては、210万6,000円の支出が計画されておりましたが、平成29年度の実績では2万円の支出となっております。交流ターミナルの管理運営に当たり、町と有限会社さんふれあとの間に締結しました菊陽町総合交流ターミナルの管理運営に関する協定書第6条では、営業利益の半額以上の額を町へ納付すると規定しておりますが、交流ターミナルの大規模改修に伴い、平成29年11月1日から食事部門を休止、また本年4月から集客力の高い温泉部門を休止しております。平成29年度に続き平成30年度におきましても減収減益が想定され、さらには休業状態ではあっても多額の経費を要する上、リニューアルに向けて指定管理者が整える資器材やシステム等にも多額の費用を要することが予想されます。これらに要する経費の財源を確保する必要がありますので、そこで同協定第21条の規定に基づく協議を経て、本年3月大規模改修工事に伴う損失にかかわる協定を締結し、平成29年度におきましては納付金は必要とせず、同施設のリニューアルオープンに向けた経費及び運営費に充てることを承諾しておりますことを申し添えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これで報告第5号有限会社さんふれあの経営状況についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 発議第3号 キャッシュレス社会の実現を求める意見書（案）

○議長（渡邊裕之君） 日程第13、発議第3号キャッシュレス社会の実現を求める意見書（案）についてを議題とします。

この議案は、西本友春君外4名の議員から提出されたものであります。

提出者を代表して、西本友春君からの趣旨の説明をお願いいたします。

○3番（西本友春君） それでは、発議のキャッシュレス社会の実現を求める意見書（案）の提案理由を説明させていただきます。

世界各国のキャッシュレス決済比率を比較すると、キャッシュレス化が進展している国は40%から60%台であるのに対し、我が国は20%にとどまっているのが現状です。日本でキャッシュレス支払いが普及しにくい背景として、治安のよさやにせ札の少なさ等の社会情勢に加え、消費者が現金に不満を持たず、キャッシュレスに漠然と不安を持っていることが考えられますが、近年は店舗における人手不足やインバウンド対応、スマートフォンを活用した支払いサービスの登場等、キャッシュレス推進の追い風となる動きも見受けられます。政府も、2020年オリンピック・パラリンピック等を踏まえ、キャッシュレス化に向けた対応策を検討するなど、これまで4回にわたりキャッシュレス推進の方針を打ち出してきました。

キャッシュレス化の推進は、事業者の生産性向上やインバウンド需要の取り込み、消費者の支払いの利便性向上に加え、データの蓄積を通じたイノベーションの実現にもつながるなど、経済全体に大きなメリットがあるため、提案をいたします。

各議員の賛同をよろしくお願いいたします。

質問は、自席にて対応させていただきます。

○議長（渡邊裕之君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 議員派遣について

○議長（渡邊裕之君） 日程第14、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

各種議員研修会に議席に配付のとおり議員派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、各種議員研修会への議員派遣については、議席に配付のとおり派遣することに決定をいたしました。

次に、お諮りします。

ただいま決定されました議員派遣で、諸事情により期間や派遣場所、派遣議員等の変更を生じる場合は、その変更に当たっては議長に一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

○議長（渡邊裕之君） 日程第15、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

各委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、議席に配付しました特定事件の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（渡邊裕之君） 日程第16、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、議席に配付しました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項、議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

以上で本会議に当初提案されました案件は全て終了いたしました。

お諮りします。

町長から追加議案が2件提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1から第2として議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。

以上2件を日程に追加し、追加日程第1から第2として議題とすることに決定をいたしました。

町長の提案理由を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 議員の皆様には、9月4日から本日までの9日間にわたり、提案いたしました全ての付議事件につきまして慎重に御審議の上、承認または可決をいただきまして、厚くお礼申し上げます。

大変お疲れのこととは存じますが、急を要する案件が生じたので、追加事案として御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

追加提案させていただきますのは、契約関係議案が2件であります。

それでは、提案理由を申し上げます。

議案第58号は、武蔵ヶ丘中学校運動場拡張工事の請負契約の締結についてであります。

内容は、武蔵ヶ丘中学校運動場の東側に隣接した、これまでに主に臨時駐車場用地として使用していた部分を運動場として使用できるように、一体的に整備、拡張を行うものであります。

議案第59号は、武蔵ヶ丘中学校運動場ナイター照明設備他工事の請負契約の締結についてであります。

内容は、武蔵ヶ丘中学校運動場拡張工事に伴い、運動場を夜間使用できるようにナイター照明設備工事を行うものであります。

以上、議案の要旨のみ申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説明いたしますので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊裕之君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 議案第58号 工事請負契約の締結について（武蔵ヶ丘中学校運動場拡張工

事)

○議長（渡邊裕之君） 追加日程第1、議案第58号工事請負契約の締結について（武蔵ヶ丘中学校運動場拡張工事）を議題とします。

学務課長、説明を求めます。

○学務課長（矢野信哉君） こんにちは。

議案第58号工事請負契約の締結について説明いたします。

武蔵ヶ丘中学校運動場拡張工事の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容を説明いたします。

契約の目的、武蔵ヶ丘中学校運動場拡張工事、契約の方法、指名競争入札、契約金額、2億1,114万円です。契約の相手方、太照・北川・渡辺特定建設工事共同企業体、熊本県菊池郡菊陽町大字原水5087番地3、代表者、株式会社太照工業代表取締役池内大介でございます。

次に、工事の施工場所及び内容を説明いたします。

武蔵ヶ丘中学校の運動場は、昭和56年に整備されており、その後8,881平方メートルを武蔵ヶ丘東ニュータウン土地区画整理事業の中で学校用地として寄附を受け、平成19年に換地処分されています。本工事は区画整理事業により寄附され、これまでに主に臨時駐車場として使用していた部分を運動場として使用できるよう、運動場の拡張工事を行うものです。

参考資料の次の図面を御覧ください。図面は、武蔵ヶ丘中学校運動場の完成後の平面図です。図面の中央部に黒線で既存の土手が書いてありますが、土手から西側、図面の左側が既存の運動場で、東側、図面の右側が拡張用地となっております。

工事の内容を説明いたします。

赤色の部分が本工事の施工箇所になります。運動場の東側、図面の右側と南側、図面の下側へ高さ18メートルの防球フェンスを整備します。南側には、町道から乗り入れ可能な駐車場を整備します。既存の運動場は、排水勾配がとれるよう高さ調整のみにとどめ、拡張用地部分は新たに暗渠、側溝、真砂土舗装を施工します。あわせてバックネット、投球練習場、足洗い場を設置し、運動場を整備します。

運動場拡張後は、野球場として両翼95メートル以上になり、サッカーコートとしても公式の大きさである105メートル掛ける68メートルがとれるようになります。あわせて、200メートルトラック、100メートル走のコースがとれ、教育環境の向上につながるとともに、町民の社会体育施設としても利用できるものとなります。

既存の樹木については、大きさ、腐食ぐあいを見ながら学校と協議の上、伐採、移植の判断を行います。

次のページには、防球フェンス姿図、立面図を添付しております。

工期につきましては、平成30年9月13日から平成31年3月25日までとしております。

以上で学務課の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 財政課長、指名業者についての説明を求めます。

○総務部次長兼財政課長（西本一浩君） それでは、武蔵ヶ丘中学校運動場拡張工事の指名業者及び入札結果について御説明申し上げます。

参考資料の最後のページ、指名入札業者一覧をお開きください。

本件につきましては、工事の規模や内容、町内の土木工事業者の受注機会の確保や技術力の向上などを勘案し、7月20日の指名審査会において土木一式工事を主な業種とする町格付Aランクの7社を第1グループ、B、Cランクの12社を第2グループとする組み合わせにより、構成員の数は第1グループの1社と、第2グループによる2社または3社とする特定建設工事共同企業体での、いわゆるJV方式とすることといたしました。その結果、8月6日、10日の指名審査会を経まして、自主結成された5つの特定建設工事共同企業体を指名しました。

指名競争入札は9月3日に執行し、指名しました業者名及び税抜きの入札結果は一覧のとおりですが、最低の価格で入札のあった2番目の太照・北川・渡辺特定建設工事共同企業体を落札者と決定しました。

なお、税込みの予定価格2億1,330万円に対しまして、落札価格は2億1,114万円で、落札率は98.99%という結果でありました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第58号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**追加日程第2 議案第59号 工事請負契約の締結について（武蔵ヶ丘中学校運動場ナイター照明設備他工事）**

○議長（渡邊裕之君） 追加日程第2、議案第59号工事請負契約の締結について（武蔵ヶ丘中学校運動場ナイター照明設備他工事）を議題とします。

学務課長、説明を求めます。

○学務課長（矢野信哉君） 議案第59号工事請負契約の締結について説明いたします。

武蔵ヶ丘中学校運動場ナイター照明設備他工事の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容を説明いたします。

契約の目的、武蔵ヶ丘中学校運動場ナイター照明設備他工事、契約の方法、指名競争入札、契約金額、6,652万8,000円、契約の相手方、熊本県熊本市西区田崎1丁目4番28号不二電気工業株式会社代表取締役岩崎裕でございます。

次に、工事の施工場所及び内容を説明いたします。

武蔵ヶ丘中学校の運動場は、昭和56年に整備されております。今回の運動場の拡張に伴い、運動場を夜間使用できるように、本工事でナイター照明設備を整備するものです。参考資料の次の図面を御覧ください。図面は、武蔵ヶ丘中学校運動場の完成後の平面図でございます。赤色部分が本工事の施工箇所になります。ナイター照明は、先ほど御審議いただいた運動場拡張工事で整備する防球フェンスの支柱にLEDの投光器を設置いたします。ナイター照明の位置は、東側、図面右側のR-1、R-2、R-3の位置に3基、図面南側、下側部分のL-1、L-2、L-3の位置に3基のナイター照明を整備いたします。また、サッカー用のナイター照明として、図面のS-1の位置に、別途工事で建柱した柱にLEDの投光器を設置いたします。学校北西側、図面左上にある既存のキュービクル、高圧受電設備を改修し、キュービクルから運動場までナイター照明に必要な配管、配線をいたします。そのほか殺虫器、ナイター配電盤、プレイングタイマー、避雷針施設、運動場南側駐車場の照明を整備する計画です。

次のページには、ナイター照明施設姿図を添付しております。

工期につきましては、平成30年9月13日から平成31年3月25日までとしております。

以上で学務課の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 財政課長、指名業者について説明を求めます。

○総務部次長兼財政課長（西本一浩君） それでは、武蔵ヶ丘中学校運動場ナイター照明設備他工事の指名業者及び入札結果について御説明申し上げます。

参考資料の最後のページ、指名入札業者一覧をお開きください。

本件につきましては、高度な技術を要する工事ではないものの、設計金額が7,000万円を超え高額であることから、8月6日、10日の指名審査会を経まして、町内に営業所がある電気工事業者で熊本県の電気工事における格付がAランクの4社に、熊本県の電気工事における格付がAランクのもので熊本県内に本社を置き、営業努力がある業者の8社及び県外の大手電気工事業者2社を加えた合計14社を指名しました。

指名競争入札は、9月3日に執行し、指名しました業者名及び税抜きの入札結果は一覧のとおりですが、最低の価格で入札のあった10番目の不二電気工業株式会社を落札者と決定しました。

なお、税込みの予定価格7,030万8,000円に対しまして、落札価格は6,652万8,000円で、落札率は94.62%という結果でありました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第59号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

最後にお諮りします。

本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定をいたしました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

これで平成30年第3回菊陽町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前11時56分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため
にここに署名します。

平成 年 月 日

菊陽町議会議員 渡 邊 裕 之

菊陽町議会議員 川 俣 鐵 也

菊陽町議会議員 上 田 茂 政

菊陽町議会会議録
平成30年第3回9月定例会

平成30年9月発行

発行人 菊陽町議会議長 渡邊 裕之

編集人 菊陽町議会事務局長 高木 定伸

印刷 株式会社 きょうせい九州支社

電話 (092) 831-0700 (代表)

菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800

電話 (代) (096) 232-2111

議会事務局TEL (096) 232-4919